

V 産業・経済編

第一章 産業の概況

1、地勢概況

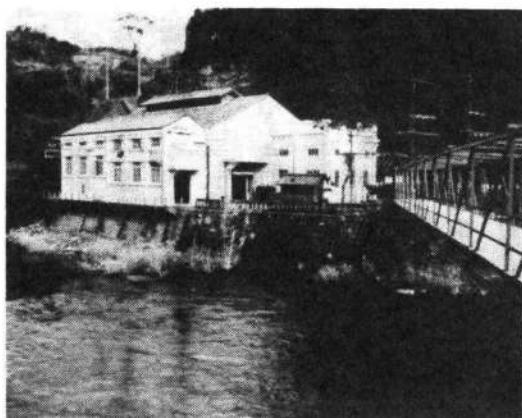
隼人町は東経一三〇度四〇分から四八分、北緯三一度四二分から五一分、鹿児島県のほぼ中央部に位置し、東は天降川を隔てて国分市に接し、北部は牧園町、霧島町、横川町と界し、西部は溝辺町、加治木町に連なり、南部は鹿児島湾に望み、辺田・弁天・沖小島の三島を有している。

2、地形と標高

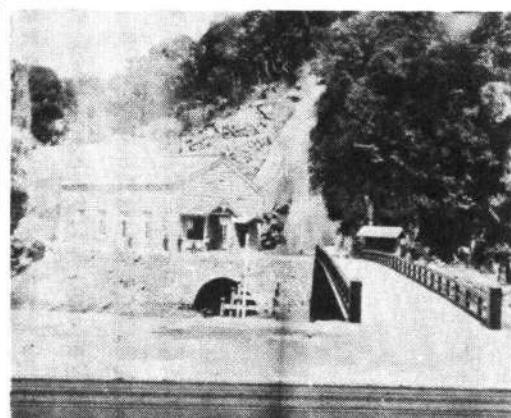
総面積六七七七町で地形は南北に長く凡そ四里、東西は広狭があるが一里（四秆）から一・五里である。標高は霧島山系の台地である上場と呼ばれる地域が二七〇米から二八〇米で、隼人平野は二〇米から三〇米の間を示し、沿岸干拓地は二米から三米となっている。

3、島嶼小島（神造島）の面積

辺田小島、一杯島、弁天島、沖小島から成っている。辺田小島 周囲一三町、高さ一二四・三米。 一杯島 周囲二十間。 弁天島 周囲四町。 沖小島 周囲六町、高さ一〇〇米。



水天渦発電所（昭和59年撤去）



水天渦発電所（明治37年11月竣工）

4、山岳台地の標高

①辺田島	一二四・二米	②石塚原	一四六・五米	③上野	一四三・〇米	④真孝原	一六・〇米	⑤鹿児島神宮	四〇・〇米
⑥獅子尾山	六〇・〇米	⑦沖小島	一〇〇・〇米	⑧富隈山	三・六二米	⑨渴山	一〇〇・〇米	⑩桜島	一一三三・五米
⑪韓国嶽	一六六九・九米	⑫高千穂	一五七四・〇米	⑬弓削	二八八・二米				

5、農耕地の形成区分

霧島山系十三塚原、上野原、小鹿野、春山原の台地に開発された畠地と山麓からひらけた水田地帯との間は傾斜をなし、帶状に森林地帯を形成している。嘉例川、中西光寺、小鹿野地区は山間・溪間に田畠が在り傾斜地が多い。西南部は十三塚原台地統きの上野台地から海岸にかけての緩傾斜地に田畠があるが水に恵まれていない。

6、河川と集水面積

山岳地帯はなく、霧島山系に源を有する全長三〇粂の天降川は隼人町の東部よりを貫流し、嘉例川、霧島川、西光寺川の水系を併呑して、新川、住吉の間を流出して、鹿児島湾に流入している。

西部の小田、野久美田へ笛吹川、福の川が清水で鹿児島湾に流入し、浅瀬を形勢している。

これ等の河川の集水面積は凡そ嘉例川一六〇町、霧島川一、二〇〇町、西光寺川七〇〇町、新川一、九七七町、笛吹川八〇〇町、福の川五〇〇町である。



宮内原灌漑事業記念碑（内山田獅子之尾）

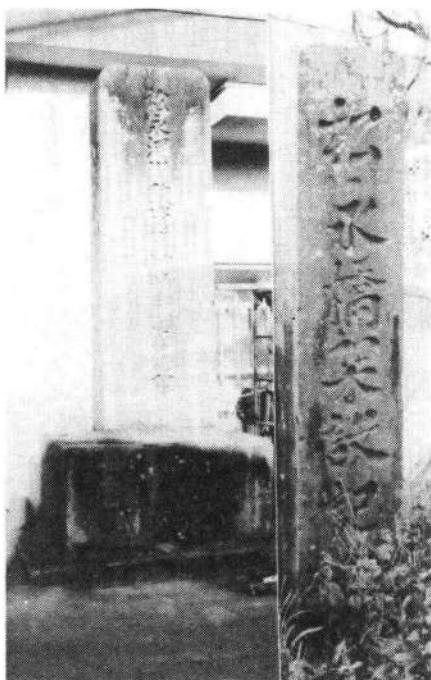
7、沿岸の状況

天降川水系の霧島川、西光寺川、嘉例川並びに笛吹川、福の川の浸蝕作用と流砂土の堆積による河口沿岸に干拓地が近世から造成され、近世・近代の主要産業である農業を発達させた。

また鹿児島湾の浜ノ市、小浜地域の沿岸は上古から近代に至るまで、沿海漁場と原始工業的製塩業を興し、交通運輸の発展段階に於ける自然の良港として発展した。鹿児島本線が現在の肥薩線コースであった頃は隼人駅が終着駅となり、浜

西 光 寺 川	霧 島 川	天 降 川	嘉 例 川	水 源 名		地 区 名	受 益 面 積
				豆 餅 田 用 水 組 合	前 田 用 水 組 合		
西 光 寺 区	吉沢市成新田土地改良区	松 都 永 溝	二月田用水組合	豆 餅 田 用 水 組 合	前 田 用 水 組 合	二町 七町 八町 二町	二町
二 六 町	二 六 町	二 〇 町	一 四 六 町	五 六 一 町	七 町	八 町	二 町

朝 日	尾 藏	唐 仁	丸 岡	竿 迫	鳴 瀬	星 戸	天 水 利 用	水 源 名		地 区 名	受 益 面 積
								水 利 用	水 池		
朝 日	野 久 美 田						小 字	天 水 利 用	水 池	都 山	一 六 町
											三 〇 町
八 町	三 町	六 町	二 五 町	三 町	三 町	三 町					



松永河川改修碑・松永橋架橋碑

ノ市経由で鹿児島とを結んでいた。

8、耕地（水田・畑地）

水田は嘉例川、霧島川、西光寺川の山狭を南に向って流出し、浸蝕による水田が開闢され、これ等の河川が天降川本流として、この流域は隼人平野を形成し、沖積層の水田をなし、シラスを主体とする砂土、砂壤土から成っている。

畑は北部台地春山原、古道、十三塚原、上野原等に集団している外周囲の傾斜地と山麓に散在し、隼人平野に於ては真孝原、新川原（大野原）に集団している。

9、水系別水田面積概況

- | | | | | | |
|--------|-------|-------------------|-------|------------------|--------|
| ①金山川水系 | 三町歩 | ④西光寺川水系 | 一〇町歩 | ⑦野久美田川水系（石元川を含む） | 一八二町三反 |
| ②霧島川水系 | 一六〇町歩 | ⑤天降川水系 | 五八〇町歩 | ⑧島津新田（灌漑） | 六〇町歩 |
| ③嘉例川水系 | 四五町歩 | ⑥朝日、小浜湧水（貯水によるもの） | | | |

10、水源と用水組合と受益面積（前頁掲載）

11、農地の造成

国分平野の農地の造成は江戸時代の中葉頃、飛躍的に増大開発された。

寛文二年（一六六二）藩主島津光久の時、島津久通が総指揮で、大山広綱、岸良兼全が新川の改修を行つた。これと関連して手籠川、郡田川を鼻面川で合流せしめ、さらに国分市向花の鏡橋から大津川原を開さくして、天降川に合流せしめ、



宮内原用水路改修碑(内山田獅子之尾)

大津川原から隼人町住吉を貫流せしめる為水路を変更し、国分市府中野口の間から広瀬までの間の河川敷地と鼻面合流点から、国分駅一帯を水田化する総合開発事業を行つたことである。大山広綱、菱刈重敦と相談し、国分に田を開き、四年にして水路をうがち、これに灌漑して三九六ヘクタールの水田を造成した。

大津川改修工事に関連して、寛文年間に松永用水路が完成している。松永平隈の橋の傍に、宝暦十一年（一七六一）五月の水神碑と安政六年（一八五九）改修の碑の二基が現存している。

正徳元年（一七一一）から享保元年（一七一六）の六年間に郡奉行汾陽盛常が私費を投じて、宮内原新田を開さくし四一二ヘクタールの水田灌漑に成功している。水天測発電所附近の旧青龍社の青龍水神碑（享保三年建立）、獅子之尾山々頂の汾陽盛常翁頌徳碑（昭和十二年）、浜ノ市納屋の堤防の草叢に、寛政七年（一七九五）に起工し、寛政十一年（一七九九）に完工した住吉新田の水神碑がある。それ等の石碑は詳細に当時の記録を物語っている。汾陽盛常が工事責任者であったことは勿論である。納屋の碑が住吉村、真孝村の庄屋・名主の記録があり、水天測の青龍水神碑が工事責任者クラスの記述であることが対象的である。

弘化二年（一八四五）に島津齊興の時、調所広郷が鶴木政右エ門の進言によって、国分に新田造成の適格地がある事を知り、工匠阿蘇鉄矢を従えて実地踏査をし、一二〇ヘクタールの水田開発に成功している。この完工碑が国分市広瀬にある大穴持神社境内に現存している。

明治三十年には島津氏の計画によつて島津新田六〇町歩が造成された。

宮内原新田、松永溝、国分市清水の平溝等は国分平野の農地造成の総合開発の一環として実施された。この大事業は国分地方の産業に大きく貢献している事は勿論である。

明治・大正期、熊本県の吉原某が新川河口右岸の干拓に着手し、災害のため工事を中断したが、のち国分市の市成直哉が引継いで、市成新田を完成した。

昭和になつて町長福重半之助は政府に要請して、天降川河口左岸の住吉新田の外側に干拓を計画し、町長野辺辰雄の時代に約七十町歩の水田・畑地が造成された。

畑地の開墾は藩政時代から山麓を開き、明治初年に十三塚原一帯が南薩方面からの移住者によつて開墾された。旧十三塚原飛行場の滑走路跡五七町、大野原海軍飛行場跡の開拓が行われ、農地の開発がなされている。以上の耕地が隼人町の主産業である農業

の基盤である。

12、田の神

- ①浜ノ市真孝に明和七年（一七七〇）の田ノ神あり。
- ②姫城新原に享保年間建立の田ノ神。田ノ神の上に梵字（薬師）あり。
- ③木房踏切南西二〇〇米位の田の中に木房一族の建立した田ノ神あり。
- ④寛延二年（一七四九）に国分市重久岩戸の本田某が抱地を開いた田ノ神あり。隼人町松永下平一帯、姫城の竿境一帯に本田ドンのクボイ（墾田）と呼ばれる所がある。
- ⑤高畠から新溝一帯も天降川水系西光寺川を改修して、河川敷が水田化された。新溝下に田ノ神の碑は現存していないと古老は話している。
- ⑥天明元年（一七八一）九月、沢正納右エ門建立、鹿児島神宮田ノ神。昭和43・3・29、県指定。

13、土地利用面積の推移

隼人町合併後の昭和三十年の土地利用面積を見ると、水田九四五・八ヘクタール、畠地九〇〇ヘクタールである。

昭和三十五年以降水田に於ては一・〇八〇ヘクタール、昭和四十一年までには三〇ヘクタールの減少を示している。これは干拓地の利用がなかつたことや宅地転用などが主な原因であろう。

畠地に於ては合併後、普通畠が減少し、樹園地が増加の傾向を示している。このことは普通作物の減退を示すと同時に柑橘や桑園、茶園等の換金作物への転換を物語つていてる。



田の神像（鹿児島神宮神田）

年次別田畠面積

(昭和2年~43年)

年次	耕地計	田	畠	普通畠	樹園地
昭和2	町 1,124	町 565	町 559	町	町
23		521			
24	916	518	398.8	394	4.52
25	948.85	545	398.86		4.52
26	895	581	308	303.35	4.46
30	1,845.8 ha	945.8 ha	900 ha	ha	ha
35	2,080	1,080	996	968	28
36	2,050	1,080	989	960	29
37	2,040	1,050	985	955	30
38	2,100	1,050	1,060	987	70
39	2,100	1,050	1,050	966	84
40	2,050	1,050	1,000	907	94
41	2,040	1,050	994	893	101
42	2,030	1,070	957	866	91
43	1,990	1,060	927	833	94

町内地区別面積一覧

(土地台帳に依る) (昭和25年度)

地目	反別	貸価格	筆数
田	町 反 故 歩	円	
	673 8 6 19	136,103 15	11,408
畠	591 6 1 21	36,565 18	9,821
宅地	117 6 9 22	65,097 52	2,726
山林	457 2 7 14	3,174 40	2,194
原野	31 6 2 26	124 51	515
池沼	2 8 5 06	35	4
鉱泉	1 00	1,535 00	15
その他	20 6 1 08	22 78	242
免租地	292 3 5 06	0	
合計	2,187 9 1 02	242,622	26,925

農家の利用種類別経営土地面積総括表

(昭25.2.1現在)

耕地区分	土地種類別	経営土地 総面積	山 林	農用 地 面 積							
				農用地		其の他の土地の総面積		耕 地 面 積		面 積	
				耕 地 総面積	田	樹園地	畠	耕 地 総面積	田	樹園地	畠
総 数		1328	6 5:00	272	9 1:01	1055	7 3:29	106	8 8:24	948	8 5:05
3 反未満		235	4 9:20	26	4 3:24	209	0 5:26	31	5 2:28	177	5 2:28
3 反以上		294	2 9:10	34	0 4:04	260	2 5:06	28	3 2:08	231	9 2:28
5 反以上		577	5 0:06	130	5 9:00	446	9 1:06	35	7 0:00	411	2 1:06
1町以上		189	9 0:08	73	6 7:25	116	2 2:13	6	3 9:27	109	8 2:16
1町5反未満		15	6 1:18	2	8 2:28	12	7 8:20	9	1 11	11	8 7:09
2町以上		15	8 3:28	5	3 3:10	10	5 0:18	4	0 2:10	6	4 8:08
3町未満										2	6 9:07
										2	20
										3	7 6:11

農家利用種類別田園面積

(昭25.2.1現在)

耕地区分	種類別	総面積	一毛作畠田			二毛作畠田			三毛作畠田			夏作に稲を作らず 畑作物を作った田			わさび くわいは す等を作った田		休閑田又は 耕作放棄田	
			町	反	畠	歩	町	反	畠	歩	町	反	畠	歩	町	反	畠	歩
総 数		545	4	7	03		213	5	2	29	179	0	1	12	145	6	7	00
3 反未満		109	4	7	07		39	0	3	17	46	3	1	10	22	5	7	11
3 反以上		140	5	7	05		49	6	4	03	52	1	4	14	36	2	5	19
5 反以上		230	8	4	06		91	0	9	14	67	4	2	23	69	4	3	00
1町未満		56	6	2	06		28	8	2	23	12	3	5	29	15	1	4	19
1町5反未満		5	2	7	02		3	4	6	02	6	3	19	1	1	7	11	
2町以上		2	6	9	07		1	4	7	00	1	3	07	1	0	9	00	
3町未満																		

主要農作物収穫面積

(昭25.2.1現在)

耕地区分	種類別	水 稲		陸 稲		大 麦		裸 麦		小 麦		燕 麦	
		農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積
総 数		2433	539	6 9:00	766	53	2 3:27	247	15	3 1:25	2240	296	8 6:16
3 反未満		1023	108	0 5:06	81	6	1 0:00	37	1	4 3:10	845	69	4 2:03
3 反以上		655	137	9 6:12	363	12	2 4:27	49	2	8 9:02	636	75	1 6:00
5 反以上		647	230	3 9:08	246	17	0 4:15	120	7	2 5:28	650	121	6 5:25
1町以上		95	55	8 4:14	68	16	0 5:15	35	3	1 0:15	96	27	6 5:28
1町5反未満		8	5	2 6:22	5	1	1 4:00	4	3	5:00	8	1	8 5:20
2町以上		5	2	1 6:28	3	6	5:00	2	2	8:00	5	1	1 1:00
3町未満											5	1	6 9:00
											2		3 3:00

地区別耕地面積

(昭26.2.1調査に依る)

種別 部落名	田			畠			果樹園茶園地			計			農家戸数	1戸当平均反別	農家人口	
	町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝				
真孝	41	8	1	23	7	4	2	65	5	7	211	3	2	1,092		
浜之市	56	6	3	30	8	9	1	87	5	3	264	3	3	1,521		
住吉	77	7	8	45	0	2	3	122	8	3	236	5	2	1,364		
新川	10	5	4	3	0	7	0	13	6	1	85	1	6	409		
川尻	30	8	9	16	2	4	0	47	1	3	108	4	3	618		
見次	39	3	7	17	2	9	7	8	57	4	187	3	1	977		
内	58	6	7	49	9	9	2	6	108	9	2	310	3	5	1,511	
朝日	8	5	7	4	3	7	1	8	9	14	36	4	1	207		
内山田	74	7	8	21	3	0	1	9	96	2	7	307	3	1	1,498	
小田	89	8	3	34	6	6	5	9	125	0	8	337	3	7	1,748	
野久美田	33	4	7	17	9	3	5	0	51	9	0	132	3	9	694	
小浜	59	4	0	44	3	1	1	9	103	9	0	365	2	8	1,902	
計	581	7	4	308	8	1	4	4	6	895	0	1	2,578	3	5	13,541

利用形態別農地面積

(昭和35年農業センサス) 単位ヘクタール

田	普 通	樹 園 地			耕 地 計	播 草 放 牧 地 計	合 計	一 戸 当 り 農 用 地 計	一 戸 当 り の 耕 地
		桑	茶	果 樹 園					
		畠 園	園	園					
944	832	3	12	4	1,795	37	1,832	4.9	4.3

経営耕地面積別農家数

(昭和43年度)

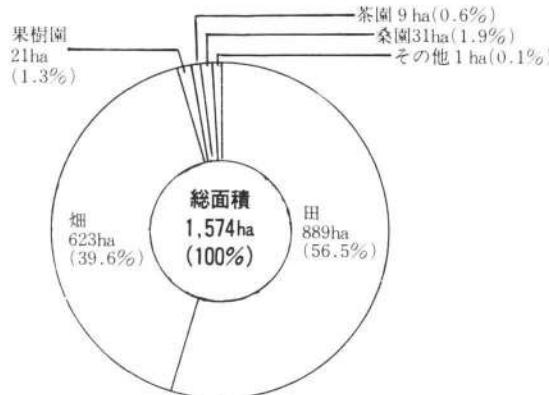
耕地面積	30a 未満	30~ 50a	50~ 70a	70~ 1ha	1~ 1.5ha	1.5~ 2ha	2~ 2.5ha	2.5~ 3ha	3~ 5ha	5ha 以上	例外規 定農家	総数
農家数	1,747	873	524	338	193	82	22	9	7	0	3	3,798
構成比(%)	46.8	23.4	14.0	9.1	4.4	1.5	0.6	0.1	0	0	0.1	100

経営土地別面積(昭和43年度)

土 地

地目別面積 (km²)

区分	面積
田	9.18
畠	8.55
宅地	2.99
山林	30.93
原野	7.00
その他	9.12
計	67.77



14、農業慣行

① 水利慣行

本町の用路は藩政時代に於て、全長一〇糠に涉る工事を完成したことから、共同作業で用排水路の補修をする慣習がある。揚水・落水の際は役員・水守・農業関係団体長等が水神祭を行つて灌漑・排水等の無事を祈願する。

15、作物栽培の慣行

① 地 火

地火の日には作物の種蒔、苗などを植付けしない習慣がある。また種子物は少量でも無料で貰わない風習がある。無料で与えた方が種子が絶えると言う。肥料は窒素肥料を使いすぎ、加里肥料の使用が少ない。

② 山林慣行

境界線に金竹を植えて標識とする。田植上り（七・八月）と秋に下払いをする。正月一日には一日山といつて山へ出掛け、正月、五月、九月には、山ノ神を祭る。

③ 原野慣行

原野は共同で野焼きをする。採草、薪取りを禁ずる意味で棒を立て、その棒の先端を藁で結んでの印をする。草刈りは特定の場所以外は他人の山野の草を刈つてもとがめだしない。

④ 農業労働関係

農繁期は結で労働力を対等に交換することが原則とされる。労働力貸借の観念が根底にある。ゆい交換の単位は親族・地縁団体

(昭和35年農業センサス)

耕地面積	3 a 未満	3a~5a 未満	5 a ~ 7 a	7 a ~ 1 ha	1 ha ~ 1.5ha	1.5ha ~ 2 ha	2 ha ~ 2.5ha	2.5ha ~ 3 ha	3 ha ~ 5 ha	計
農家数	1,863 %	978	561	408	188	77	24	7	5	4,124
構成比	45.02	23.72	13.64	9.90	4.57	1.85	0.59	0.18	0.12	100%

主要作物の生産額

(昭和42年度)

種 目	作付面積 (ha)	10 a 当 収量(kg)	生 産 (t)	生 産 額 (千円)	生産額の 比率(%)
水 稲	955	400	3,820	480,720	62.6
麦 類	433	170	740	38,260	5.0
かんしょ	350	2,200	7,700	77,000	10.0
な た ね	100	120	120	6,000	0.8
や さ い	66	4,145	495	23,670	3.1
果 樹	59	600	345	24,150	3.1
飼料作物	59	3,550	2,365	12,200	1.6
た ば こ	58	269	156	89,760	11.7
陸 緑	50	180	90	10,800	1.4
茶	37	220	81	4,070	0.6
雜 く	32	100	36	1,800	0.1

である。耕作面積の多い所では年間常雇いをするが、近年住込みも通いも稀である。

一般に田畠は牛馬耕の慣習があつたが、動力耕耘機の導入によって賃耕が行われている。

⑤ 農道補修

主として部落別に農繁期前に補修をする。また区域利用者のみで補修することもあつたが、近年衰退しつつある。

16、産業人口の動向

① 大正より昭和初年まで

明治以前の隼人町の産業は殆んどが農業で、商工業等は兼業であつた。明治十年の丁丑戦役以後になると農村へも文明開化の波が、僅かながら流入してきたが、農業部門以外は発達しなかつた。

日清・日露両戦役に勝利を得た日本は漸く商工業が進み、隼人町に於ても県道の開通、鉄道の開通によつて諸産業が進展した。肥薩線（明治42年11月21日、八代——鹿児島間が開通、現在の肥薩線経由で門司——鹿児島間全通、昭和2年10月17日、八代——鹿児島間、水俣、川内経由で開通、現在の鹿児島本線となる）開通を皮切りに鹿児島の鉄道網は急ピッチで県下に伸びて行つた。鹿児島から国分（現在の隼人駅）開通直後、明治三十五年二月の時刻表によると、上下四本。上り一番列車は午前七時半鹿児島発、国分着は同八時四〇分、つまり所要時間一時間一五分、現在始発の吉松行き普通列車午前五時五六分鹿児島発、隼人駅は同六時三十三分、所要時間三七分、半分以下に短縮されたことになる。明治四四年九月の時刻表になると、本数がふえて七本。門司行き三本、人吉行き一本、高瀬行き一本、吉松行き一本、国分行き一本である。うち長距離の門司行きを除いていずれも貨客混合列車である。

門司行きのうち一本は急行で鹿児島を午前八時半に発車して熊本に午後四時一〇分に着く。所要時間六時間四〇分。これを現在の急行（熊本行き・やたけ）にくらべると一時間四十分遅い。

料金の方は一部開通當時、三等で鹿児島から重富まで十三銭、加治木まで二十銭、国分まで二十六銭。全線開通のころはこれが平均二銭ずつ値上がりした。東京まで七円八十六銭（二等・十一円七十九銭）である。

当時の客車は座席ごとにドアがあり、ゴザが敷いてあつた。夜になると車掌がてんじょうのランプに火を入れる。子どもたちは

毎日汽車の通過するところを見はからつて、屋根や木に登り、胸をわくわくさせながら待つた。

汽車の通過することで、耕地がつぶれる。馬が汽笛に驚く、ニワトリがタマゴを生まなくなる、はてはイネがびっくりして実入りが悪くなる、という理由までつけて鉄道に反対した。（鹿児島百年、国分郷土誌）

鉄道唱歌“九州線”の中から肥薩沿線のくだりに、
運ぶ山野線
国分を越えて牧園は 霧島山の登り口 栗野を左手にかかるるは 黄金を

大正三年（一九一四）第一次大戦が始まる年は桜島の爆発と経済不況であつたが、戦争が始まると景気も好調となり、大正七、八年頃は好景気であった。この好景気は農村部へも徐々に波及していった。都市工業地帯への就業者が増加し、農村人口も次第に流出をはじめた。昭和六年（一九三一）満州事変が起ると、満州・朝鮮への就職者がふえ、昭和十二年（一九三七）日華事変が起ると中国大陸への就職者、応召等で、農村人口の流出は増大した。

昭和十六年大平洋戦争に突入すると、流出は一層増大の傾向となり、昭和二十年（一九四五）第二次世界大戦敗戦後応召・徴用者の復員、外地居留者の引揚げ、空襲を逃避して農村に疎開した人々で町内の人口は膨張したが、戦後の混迷から立ち直り、都市の復興が進むと再度人口は流出して行つた。

② 大正中期より昭和初年

大正中期より昭和初めまでの産業別人口を大正九年と昭和五年の図表で比較してみると、第一次産業である農林水産業の人口が最大で第三次、第二次産業の順である。第一次七九%、第三次一四%、第二次七%である。昭和五年は第一次七六%、第三次一四%、第二次一〇%となつてゐる。

就業人口では軒並みにダウントしている。一次・二次・三次と減になり、卸売・販売業、公務員の就業人口が増大している。経済の発展と

隼人町産業別人口

（大正9年・昭和5年）

産業別	大正9年(1,920)			昭和5年(1,930)		
	人口	就業人口	世帯数	人口	就業人口	世帯数
第一次産業	農業	12,502	7,894	1,742	13,182	5,952
	林業・狩猟業	163	74	43	157	39
	漁業・水産業	414	349	312	364	96
計		13,079	8,317	2,097	13,703	6,087
第二次産業	鉱業	8	3	2	6	1
	建設業	226	175	43	422	156
	製造業	733	730	342	1,409	677
計		1,167	903	387	1,835	831
第三次産業	卸売・販売業	713	596	113	1,311	706
	金融・保険業・不動産業	63	42	12	73	39
	運輸・通信・公益事業	462	336	71	362	239
	サービス業	627	429	318	262	177
	公務員	319	232	62	523	298
	分類不可能	223	113	51	35	9
計		2,407	1,748	627	2,566	1,468
総計		16,653	10,973	3,111	18,104	8,386
						3,449

地方自治体のマンモス化が推測できる。

昭和三十年、昭和三十五年、昭和四十年とを

図表で比較してみると、農業就業人口の激減が

明白である。とくにその減が第二次、第三次産

業の増となっている。第二次、第三次産業就業人口の増と対照的に、農業人口が三〇〇〇人の減となっている。十年間に都市へ流出し、転職し、農業より一時離れたことになる。

(昭和25.10.1調)

	総数	男	女	就職者の率%		
				総数	男	女
総 数	9,337	5,429	3,908	100	58.28	41.72
農 業	5,905	3,005	2,900	63.29	32.19	31.10
林 業	34	34	0	0.37	0.37	0
水 産	148	140	8	1.59	1.50	0.09
鉱 業	6	6		0.07	0.07	0
建 設 工 業	411	391	20	4.42	4.20	0.22
製 造 工 業	694	494	200	7.35	5.21	2.14
電 気 及 水 道 業	26	26	0	0.28	0.28	0
商 業	737	417	320	7.93	4.50	3.43
金 融 業	60	40	20	0.65	0.43	0.23
運 輸 通 信 業	366	351	15	3.96	3.80	0.16
サ ー ビ ス 業	245	30	215	2.43	0.33	2.10
自 由 業	257	220	37	2.80	2.40	0.40
公 務 及 団 体	325	220	105	3.53	2.40	1.13
その他の産業	123	55	68	1.33	0.60	0.73

産業別字別人口

(昭和25.10.1調)

種別 字名	産業別 人口总数	農業	林業	水産業	鉱業	建設業	製造業	ガス・電気水道業	商業	金融業	運輸業	サービス業	自由業	公務及団体	その他	%
真孝	708	387	2	1		30	120	3	67	14	21	6	35	17	5	7.6
浜之市	1,226	491	3	127		45	118	5	214	14	46	55	26	40	41	13.1
住吉	1,284	926	4	5	4	55	65	2	71	9	42	12	31	44	14	13.8
見次	809	398	2	1		44	98	5	89	8	76	28	22	20	12	8.7
内	1,182	601	3	1		91	102	3	84	7	61	109	50	47	23	12.1
内山田	1,031	582	3		1	69	93	2	107	4	44	26	39	46	15	11.0
朝日	145	134									3		2	6		1.5
小田	1,086	876	13	1		21	41	1	34	1	33	4	19	38	4	11.6
野久美田	415	348	1	12		20	6	1	13	1	3	1	8	13		4.4
小浜	1,451	1,162	3	12	1	36	51	4	58	1	37	4	19	54	9	15.6
計	9,337	5,905	34	148	6	411	694	26	737	60	366	245	257	325	60	100%
%	100%	63.2%	0.4%	1.6%	0.1%	4.4%	7.4%	0.3%	7.9%	0.6%	3.9%	2.6%	2.8%	3.5%	0.6%	

産業別就業者数

(国勢調査から)

産業分類	昭和30年		昭和35年		昭和40年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
第1次産業	(8,779)人	(65.1)%	(7,644)人	(60.9)%	(5,679)人	(51.9)%
農業	8,602	63.7	7,552人	60.1	5,593	51.1
林業・狩猟業	51	0.4	55	0.5	17	0.1
漁業・水産業	126	0.9	37	0.3	69	0.7
第2次産業	(1,093)	(8.1)	(1,173)	(9.3)	(1,455)	(13.3)
鉱業	19	0.1	71	0.6	65	0.6
建設業	424	3.1	651	5.1	761	6.9
製造業	650	4.9	451	3.6	629	5.8
第3次産業	(3,623)	(26.8)	(3,752)	(29.8)	(3,802)	(34.7)
卸売・小売業	1,357	10.0	1,474	11.7	1,308	11.8
金融・保険業	159	1.2	110	0.9	115	1.1
運輸・通信業	470	3.5	404	3.2	578	5.2
電気・ガス・水道業	58	0.4	64	0.5	1,358	12.4
サービス業	1,171	8.6	1,338	10.7	427	3.9
公務	408	3.0	362	2.8	16	0.3
総 数	13,495	100.0	12,569	100.0	10,936	100.0

③ 昭和二十五年・昭和二十六年の産業状況

④ 昭和三十六年八月一日現在の隼人町産業状況

③

(イ) 人口 三六、〇一四人(男一二、一〇六人、女一三、九〇八人)
(国勢調査によると二六、六五七人である)

昭和25年産業状況

区分	生産額	総生産額に占める割合
総額	万円 15,278	% 100
農産	14,998	98.16
水産	100	0.65
畜産	130	0.85
林産	50	0.34
工業	—	—
鉱業	—	—

昭和26年産業状況

区分	生産額	総生産額に占める割合
総額	万円 15,300	% 100
農産	15,000	98.03
水産	100	0.65
畜産	150	0.98
林産	50	0.34
工業	—	—
鉱業	—	—

(イ) 耕地面積 一、七九四ha(田九八五ha、畠八〇九ha、農家一戸平均)
(ロ) 面積 六七二四平方杆

(ハ) 耕地面積 一、七九四ha(田九八五ha、畠八〇九ha、農家一戸平均)
(四・三ha)

(ニ) 林野面積 三、七四五ha(町有林五ha、国有林〇、民有林三、〇四四〇ha、原野七〇〇ha)

(ホ) 宅地面積 二三二ha、

(ヘ) その他 九五三ha、

(ト) 農業 四、一二四(森林所有農家一、五三五、有畜農家三、三六〇、養蚕農家四三)

(チ) 商業 六七五戸(製造業三〇一人、サービス自由業九九五人、公務および団体二八二人、水産業五一人、林業四八)

(リ) 食糧作物 水稻九八五ha、陸稻一七五ha、甘藷二八〇ha、麦一、〇三六ha、その他雜穀二七二ha、計二、七四八ha、

生産額 三四、六五〇万円、

(ヌ) そ菜園芸 大根六九ha、かんらん一五ha、白菜一五ha、馬鈴薯六〇ha、その他一〇ha、計一六九ha、

生産額 二四五〇万円、

(ル) 果樹園芸 温州密柑九ha、桃二ha、生産額三四三万円、

(オ) 特用作物 たばこ六二ha、茶園四九ha、桑園八ha、

(ワ) 工芸作目 一二〇ha、菜種二五〇ha、生産額一一、九八〇万円、

(カ) 畜産 和牛一、一六〇頭、乳牛五三頭、馬六七〇頭、豚二、一〇〇頭、山羊四〇〇頭、鶏三二、〇〇〇羽、

仔生産(和牛三三〇頭、鶏卵出荷二二五、〇〇〇個) 生産額八、〇〇〇万円、

(ヨ) 林業 七一、〇〇〇石、薪炭材三五〇、〇〇〇束、木炭三、〇〇〇俵、

(ク) 水 産 漁船数 六五隻（動力船 三七隻、無動力船 二八隻） 八田網 八統、いか曳網 五統、手縄網 五統、地引網
三統、水産高 一、一二五屯、生産額 三、〇〇〇万円、
(レ) 一戸当り生産額並びに販売額

農産物 七六、三〇〇円、畜産物 一二、三〇〇円、林産 一八、五〇〇円、水産物 四、六〇〇円、総生産額 七二、四二
三円、総販売額 四五、三〇〇万円（一戸当り七万円）

(5) 昭和三十七年の産業状況

昭和三十七年度における隼人町の産業構成を見ると、次の通りである。（県町村要覧）

(イ) 産業別戸数

○農業 四、一二四戸（森林所有農家 三〇一戸、有畜農家 三、三六〇戸、水産業 五一戸、林業 四八戸、養蚕農家 四
三戸） 商業 六七五戸、製造工業 三〇一戸、サービス自由業 九九五戸（公務および団体 二八二）

(ロ) 産物と作付面積並びに生産額

○食糧作物 水稻 九八五ha、陸稻 一七五ha、甘藷 二八〇ha、麦 一、〇三六ha、その他の雑穀 二七二ha、計 二七四八
ha、生産額 三四、六五〇万円、

(ハ) そ菜園芸 大根 六九ha、かんらん 一五ha、白菜 一五ha、馬鈴薯 六〇ha、その他 一〇ha、計 一六九ha、生産額 二
四五〇万円、

(イ) 果樹園芸 温州 九ha、桃 二ha、計 一一ha、生産額 三四三万円、

大正10年当時、朝日地区で蜜柑園地經營に転換した松脇熊右衛門、園畠嘉納次、つづいて今神銀太郎等先駆者である。また小浜
石原地区蜜柑園地（昭和54・57年度事業）も、成果をあげている。

(ホ) 特用作物 たばこ 六二ha、茶園 四九ha、桑園 八ha、工芸作物 一二〇ha、菜種 二五〇ha、計 四八九ha、生産額

一一、九八〇万円

(ヘ) 畜産 和牛 一、一六〇頭、乳牛 五三頭、馬 六七〇頭、豚 六、一〇〇頭、山羊 四〇〇頭、鶏 三三、〇〇〇羽、仔生
産（和牛 三二〇頭、鶏卵出荷量 三三五、〇〇〇個） 生産額 八、〇〇〇万円、

隼人町春山総合畜産団地（含養鶏・養豚・肉牛各団地）が昭和52年8月、また隼人町農協小牧肥育牛センター（昭和46年11月）も顕著な成績を収めている。

(+) 林産物 用材 七二、〇〇〇石、薪炭材 三五〇、〇〇〇束、

(+) 木炭 三、〇〇〇俵、

(+) 水産物 漁船数 六五隻（動力船 三七隻、無動力船 二八隻）

網類 八田網 八統、いか曳網 五統、手縄網 五統、地曳網 三統、水揚高 一、一二五屯、生産額 三、〇〇〇万円、

不動力（一四〇）、（昭和14年度）
一戸当たり平均生産額
浜之市港移出価額、三一五二三四円、移入価額一〇五〇三一円、合計四二〇二六五円、隼人町船舶数、動力（一八）、不動力（一四〇）、（昭和14年度）

(+) 農産物 七六、三〇〇円、畜産物 一二、三〇〇円、林産

一八、五〇〇円、水産物 四、六〇〇円、総生産額 七二、四二三万円、一戸当たり 一一、八〇〇円、総販売額 四五、三〇〇万円（一戸平均 七万円）

(+) 昭和四十年農業センサスによる利用形態別農地面積

(+) 田 八九二ha、普通畑 五九八ha、樹園地 六三ha、採草放牧地 五一ha、計 一、五八四ha、農用地一戸当たり 四・三ha、耕地一戸当たり 四・二ha

米・麦・甘藷・反当収量調

(昭26.12.30調)

種別	年次	昭和20年		昭和21年		昭和22年		昭和23年		昭和24年		昭和25年		昭和26年	
		石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
米		2		1.95		1.98		1.97		2		1.99		1.10	
麦		0.98		1		1.04		1.06		1.06		1.09		1.14	
甘藷		380		380		380		400		360		370		340	

地区別反収調

(昭26.12.30調)

種別	年次	真	孝	住	吉	見	次	内	内	山	田	朝	日	小	田	野	久	美	田	小	浜
麦	昭和24年		石		石		石		石		石		石		石		石		石		石
	" 25年		1.94		2.15		2.30		2.15		2.23		2.07		2.20		2.10		1.85		
	" 26年		2.00		2.18		2.25		2.20		2.23		2.05		2.20		2.10		2.05		
麦	田	" 24年		1.17		1.17		1.27		1.11		1.56		0.96		1.18		1.18		1.17	
	田	" 25年		1.10		1.13		1.25		1.22		1.25		1.21		1.25		1.22		1.21	
	田	" 26年		1.20		1.15		1.28		1.23		1.26		1.21		1.25		1.23		1.22	
麦	畑	" 24年		0.75		0.75		0.76		0.77		0.70		0.63		0.75		0.76		0.74	
	畑	" 25年		0.80		0.80		0.80		0.80		0.80		0.80		0.80		0.80		0.80	
	畑	" 26年		0.80		0.78		0.70		0.80		0.80		0.85		0.90		0.80		0.80	
甘藷	甘	" 24年		360		360		360		360		360		360		360		360		360	
	甘	" 25年		378		378		378		378		378		378		378		378		378	
	甘	" 26年		340		340		340		340		340		340		340		340		340	

(ロ) 地目別面積（昭和四十年四月一日現在）（単位 平方糅）

田 九・四四、畑 八・三三、宅地 二・三三、山林 三〇・九三、原野 四・六三、その他 七・八五、公共用地 一・五
二、計 六五・一、水面 二・二二、計 六七・二五

(イ) 昭和四十年作目別面積、数量、生産額

食糧作物 水稻 九八五ha、陸稻 一七五ha、甘藷 二八〇ha、麥 一、〇三六ha、その他雜穀 二七二ha、計 二、七四八
ha、生産額 三四、六五〇万円、

そ菜園芸 大根 六九ha、かんらん 一五ha、白菜 一五ha、馬鈴薯 六〇ha、その他 一〇ha、計 一六九ha、生産額 二
四五〇万円、

果樹園芸 温州みかん 九ha、桃 二ha、生産額 三四三万円、

特用作物 たばこ 六二ha、茶園 四九ha、桑園 八ha、工芸作物 一二〇ha、菜種 二五〇ha、計 四八九ha、生産額 一

一、九八〇万円、

(ホ) 畜 産 和牛 一、一六〇頭、乳牛 五三頭、馬 六七〇頭、豚 二、一〇〇頭、山羊 四〇〇頭、鶏 三二、〇〇〇頭、
仔生産（和牛 三二〇頭、鶏卵出荷 二二五、〇〇〇個、生産額 八、〇〇〇万円、

(ヘ) 林 産 用材 七二、〇〇〇石、薪炭材 三五〇、〇〇〇束、木炭 三、〇〇〇俵、

(ト) 水 産 漁船数 六五隻（動力船 三七隻、無動力船 二八隻） 網類 八田網 八統、いか曳網 五統、手繩網 五統、

地引網 三統、水揚高 一、一二五屯、生産額 三、〇〇〇万円、

(チ) 一戸当たり生産額並びに販売額

農産物 七六、三〇〇円、畜産物 一二、三〇〇円、林産 一八、五〇〇円、水産物 四、六〇〇円、総生産額 七二、四二
三万円、一戸当たり 一一、八〇〇円、総販売額 四五、三〇〇万円（一戸当たり七万円）

(8) 昭和二十九年合併当時の隼人町・日当山町の主要農産物作付けと収穫高

農産物主要作物の作物の作付面積と収穫量は次の表によつて知ることができる。

隼人町・日当山町とともに米（水稻・陸稻）が第一位を占め、次に麦類である。大豆・甘藷・菜種子の順であるが、日当山町が畑

隼人町農産物生産量及び金額

部門別	生産物名	総生産量	総金額	
		kg	円	
耕	早期水稻	150,000	10,000,000	
	普通水稻	2,815,200	181,000,000	
	二期水稻	21,600	144,000	
	早期陸稲	156,750	10,450,000	
	普通陸稲	151,800	10,120,000	
	大麦	4,500	150,000	
	ビール麦	1,500	50,000	
	小麦	618,000	20,600,000	
	裸麦	581,250	19,375,000	
	なたね	581,400	27,907,200	
	煙草	175,100	56,557,300	
	甘藷	5,253,750	45,025,000	
	馬鈴薯	540,400	5,764,000	
	粟・そば	127,500	4,250,000	
	きび	1,500	70,000	
	大豆	354,000	16,520,000	
	小豆	22,950	1,530,000	
	えん豆	1,500	78,000	
	そら豆	750	30,000	
	いんげん	1,000	60,000	
	落花生	1,500	105,000	
	大根	3,514,750	18,740,000	
	かんらん	910,000	960,000	
	白菜	807,500	1,252,000	
	玉ねぎ	153,750	1,640,000	
	里芋	150,000	2,000,000	
	きゅうり	37,500	40,000	
	南瓜	91,875	980,000	
	人參	56,240	1,200,000	
	ほうれん草	78,750	3,500,000	
	茄子	315,000	3,360,000	
	トマト	150,000	1,600,000	
	ごぼう	157,500	5,040,000	
	(緑肥作物)			
	れんげ	3,807,000	30,600,000	
	青刈大豆	2,538,000	20,304,000	
	ルーピン	45,000	360,000	
	種	(飼料作物)		
		れんげ	669,018	5,353,440
		とうもろこし	1,500	12,000
その他の		36,750	294,000	
(果樹)				
みかん		28,110	1,054,400	
夏かん		4,685	249,600	
雜かん		9,370	187,800	
日本なし		1,875	90,000	
うめ		1,875	1,000,000	
かき	4,685	125,000		
もも	1,875	80,000		
茶	374,300	4,994,800		
種苗	1,500,000	3,000,000		
計	—	524,480,540		

(昭和33年度)

主要作物作付生産額 (昭和29年)

隼人町				
	作付・収穫面積		反収と実収高	
作物	作付面積	収穫面積	反 収	実 収
水稻	628.0	627.9	石 2,050	石 12,869
陸稲	59.8	59.8	石 0.490	石 293
小麦	676.3	276.3	石 1,211	石 3,346
裸麦	330.5	330.5	石 1,123	石 3,713
大麦	7.0	7.0	石 1,752	石 17
甘藷				
春馬鈴薯	21.4	21.4	石 281.0	石 60
大豆	158.6	158.6	石 0.775	石 1,229
あわ	111.0	111.0	石 0.311	石 345
そば	20.1	20.1	石 0.199	石 40
菜種子	41.9	41.9	石 0.815	石 341
日当山町				
水稻	339.3	339.2	石 1,968	石 6,675
陸稲	130.0	130.0	石 0.498	石 648
小麦	162.4	162.4	石 1,023	石 1,661
裸麦	295.6	295.6	石 0.959	石 2,836
大麦	10.0	10.0	石 1,592	石 159
甘藷	324.2	324.2	石 427	石 1,383
春馬鈴薯	15.1	15.1	石 276	石 42
大豆	206.1	206.1	石 758	石 1,563
あわ	185.5	185.5	石 0.320	石 594
そば	67.2	67.2	石 0.286	石 192
菜種子	182.7	182.7	石 0.814	石 1,487

水稻から大豆までの主要品目について、別に抽出したものの、甘藷、雜穀等については、合併町としての面積・収量である。

左の表は合併の翌年の昭和三十年の隼人町の主要作物の作付、収穫面積、反当収量、実収高推定であるが、旧日当山町については、

から見のがすことのできない作物である。
⑨ 昭和三十年隼人町旧日当山町の主要農産物と収穫高

作においては隼人町を凌駕している。

少している。小麦においては隼人町が増加し、旧日当山町は減少している。裸麦は隼人町・旧日当山町とともに作付が減少している。大麦は僅かではあるが、隼人は増反となり、日当山は減反している。麦類の増減は外国産麦の輸入や国内需要の動向によつて増減があり、甘藷等の増減も輸入澱粉や畜産飼料としての需給によつて大きく左右される傾向が見える。いわゆる貿易の自由化の影響が国内産業に直接影響してくることが理解される。

⑩ 昭和三十三年の農業生産物の生産量と金額

合併後五年目の昭和三十三年の農産物の生産量と生産金額を見ると、米・麦・甘藷・たばこ・菜種子等が有力な作物である。大根・大豆等も生産額から見逃すことのできない作物である。穀類の王座は米で、小麦・裸麦も主要作物である。近年麦類の作付が低調となる傾向がある。

⑪ 農業粗生産額（昭和三十五年より昭和四十二年まで）

次の表は隼人町の昭和三十五年から昭和四十二年までの農業粗生産額の概況であるが、昭和三十五年度は麦、雑穀、豆、いも類は一本で計上、昭和三十六年度は麦と雑穀、豆類と芋類の分類で表示し、他年次は耕種別に表示したものである。年次別に見ると昭和二十五年粗生産額の合計は六億一千六百万円で、八年後の昭和四十二年度においては十一億八千二百万円と二倍近くの粗生産額となつてている。

耕種別、養蚕、畜産、加工、工芸作物について見ると、米の生産額が一位を示め、次に畜産、芋類、野菜、工芸作物等が優位を示している。現時点においては米の生産額が他作目と比し、大きな数字となつて表われている。政府は膨大な古々米のストックと累積する食管会計の赤字対策として、休耕地の制度を実施し、昭和四十六年度から生産調整

主要作物面積と収穫高（昭和30年）

旧隼人町				
作目	作付・収穫面積		反収と実収高	
	作付面積	収穫面積	反 収	収穫量
水 町	6,267	6,267	石 2,358	石 14,776
陸 稲	84.1	84.1	0.970	816
小 麦	3,147	3,147	1.025	3,257
裸 麦	3,086	3,086	1.071	3,304
大 麦	8	8	1.625	13
甘 薷	3,673	3,673	543	1,995
春 馬 鈴 薷	340	340	285	97
大 豆	3,208		0.86	2,759
あ わ ば	2,637		0.599	1,580
そ れ	61.3	61.3	0.415	260
菜 種 子	2,818	田 382反 畑2436石	1.043	2,940

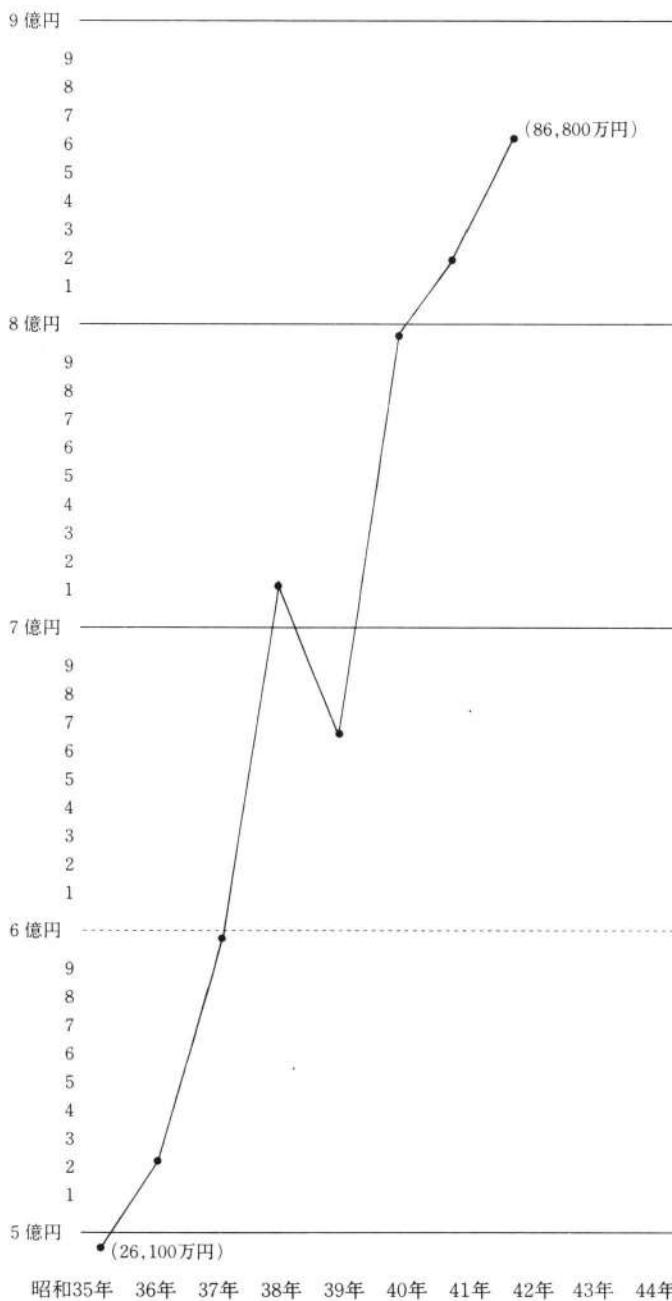
旧日当山町				
作目	作付・収穫面積		反収と実収高	
	作付面積	収穫面積	反 収	収穫量
水 町	3,393	3,393	石 2,241	石 7,603
陸 稲	1,053	1,053	1,040	1,095
小 麦	1,472	1,472	0.874	1,287
裸 麦	2,576	2,576	0.930	2,395
大 麦	71	71	1,465	104

備考 旧隼人町の水稻～麦類までは旧町別であり
甘藷以下は旧隼人町・旧日当山町合計の数字で示してある。

(休耕田一六〇町歩)と買い入れ制限とを平行して実施した。

脚光を浴びた米作も、漸くかけりが出てきた。

昭和35～42年農産物粗生産額統計



耕種
米
麦
雜穀
芋
野菜
果樹
花卉
工作物
種苗木

年	単位 百万円
35	261
36	522
37	598
38	713
39	663
40	794
41	820
42	868

万寿三年（一〇二六）延暦十九年（八〇〇）平季基島津荘開発。

延暦十九年（八〇〇）大隅薩摩両国の百姓に墾田を認め口分田を授く。

① 土地制度変遷年表

17、土地制度

隼人町耕作別生産額の概況

（粗生産額）（単位百万円）

作目 年次	米	麦類	雑穀・豆	芋類	野菜	果樹	花き	工芸作物	種苗・木	計
昭和35年	261	—	113	—	61	6	0	57	0	498
〃36年	283	—	44	57	42	9	1	81	5	522
〃37年	319	31	26	65	68	11	1	72	5	598
〃38年	388	3	14	99	118	8	1	82	2	715
〃39年	344	14	17	68	102	9	1	102	6	663
〃40年	429	38	31	101	92	11	0	91	1	794
〃41年	474	10	7	111	104	22	1	91	0	820
〃42年	552	13	9	70	87	23	0	114	0	868

耕種以外の農産物加工物等粗生産額

（単位百万円）

区分 年次	養蚕	畜産	合計	加工農産物	農業粗生産額
昭和35年	2	70	570	46	616
〃36年	2	137	661	10	671
〃37年	5	95	698	7	705
〃38年	8	105	826	1	827
〃39年	11	173	847	2	849
〃40年	13	197	1,004	1	1,005
〃41年	15	197	1,032	1	1,033
〃42年	22	292	1,182	0	1,182

茶栽培面積並びに生産量・工場数

区分 年次	茶栽培面積	摘採面積	製茶工場	生葉生産量	生産量	
					荒茶	緑茶
昭和35年	466	—	11	—	40.700	—
〃36年	486	—	11	—	56.340	—
〃37年	486	—	10	196.600	45.780	—
〃38年	486	436	9	197.800	44.870	454
〃39年	466	436	9	219.470	49.670	503
〃40年	470	428	9	197.060	44.640	460
〃41年	400	360	8	202.500	43.780	563
〃42年	400	360	8	203.260	44.040	565
〃43年	370	370	8	208.650	51.760	564

建久四年（一一九三）島津忠久薩隅日の守護となる。

建久八年（一一九七）薩隅日三州の図田帳なる。

永正七年（一五一〇）三州乱れる。

文祿三年（一五九四）検地、大口から始まる。

慶長十一年（一六〇六）服部宗重はじめて国分梅木に煙草を植栽する。

慶長十五年（一六一〇）直川智、サトウキビをはじめて大島の大和浜に栽培する。

寛文六年（一六六六）国分に新田が開かれる。

宝永二年（一七〇五）前田利右衛門が甘藷を琉球から山川に移し植える。

享保十九年（一七三四）出水五万石溝が完工。

宝暦四年（一七五四）幕命により木曽川治水工事に着工。

宝暦五年（一七五五）木曽川治水工事完工。五月二十五日平田靱負ほか七十余人自刃。

文化二年（一八〇五）成形図説成る。

文化七年（一八一〇）伊能忠敬、藩内を測量。

天保六年（一八三五）調所広郷に財政改革を命ず。

元治元年（一八六四）砂糖取締り嚴重のため大島伊仙村大田布の農民一揆起る。

明治九年（一八七六）地租改正に着手。

明治二十七年（一八九四）一月加納知事就任。

三月、鹿児島市地方天氣予報ができる。

明治四十一年（一九〇八）鹿児島高等農林学校開設。

大正十三年（一九二四）東襲山、清水、国分村の小作争議。

② 土地制度の推移

（古代）大和時代　屯倉、田莊。

大和末期 —— 奈良時代（平安期） 班田制

奈良・平安 —— 鎌倉、南北朝 —— 荘園制

（中世）鎌倉、室町時代 —— 守護の領国化、戦国大名領国制

（近世）安土、桃山、江戸時代 —— 大名知行制

（近代）明治、大正、昭和 —— 土地私有制

③ 班 田

律令の制定によつて田令がはつきり示された。田令第九によると田三十歩。広さ十二歩と為よ。と面積を指定している。これが田の単位とされたようである。

十段を町と為よ。として町の単位も示された。

この段に対する課税も段に対し租稻二束二把、町の租稻二十二束と定められた。

口分田は男に二段、女は二分の一を減じ五歳以下には口分田の割当はなされなかつた。

その地によつて土地広く規定の口分田を与へ得る地方は又土地が狭くて規定通り割当の出来ない地方は、その地方の法によつて口分田がきめられた。

班田収授は六年毎に改め収授が行われたが死亡などで変動がない限りは同じ田を継続して耕作することが許された。

田の長さ三十歩とある一步は当時の五尺で約一、八米とされている。

④ 荘 園

律令の田令による班田制が農民の逃亡等によつて班田制は動搖を來した。この反面に莊園は八、九世紀頃から発達の兆を見せて來た。

莊園の発達過程において墾田地系と寄進地系の形態で形成された。

(イ) 墾田地の系態は貴族、寺社の位田、職田、功田、寺田、神田、封戸等の賜田が私有化され、貴族社寺の経済力の心要性に基づくものであつたと考えられる。七四三年に墾田の永代私有を認める法令が発せられたので貴族や富豪等の墾田は大いに開発され朝廷の勅旨田、役所の官田等が増加して來た。

一方農民の負担は増加し浮浪逃亡が増加して、土地は荒廃し農民は寺社へ流入して課役（税金と労働力の負担）を逃れた。

(ロ) 寄進地莊園

一〇世紀になると国司の苛政に対抗する方法として摂関家や院、皇室へ寄進する形がとられる様になつた。名義上だけ時の権力者である摂関家が領することによって莊園の利権を安全化した。それは不輪（税を納めない）、不入権の獲得を目的としたものであつた。

地方の豪族や農民の墾田は貴族や寺社へ名目上寄進して実質的には領主としての権利を確保しつゝ、課税を免れる方途として利用した。然し寄進した領主は貴族や寺社へ収入の何割かを納めることとなつた。

貴族や寺社は寄進された土地に領家を置き預り所を設けて、寄進者の収益から年貢形式で「莊園」とした事による不輪、不入権の代償を収めた。この様な根拠のもとに莊園は権力者の私有地化され増大して來た。

(ハ) 寄進

重枝（重久）二十町郡司藤原篤守所知、重富三十三町税所藤原篤周所知

件両名依令私奉寄於正宮耕作御佃三丁也

（大隅国岡田帳）

と書いてある。これは郡司藤原篤守、税所藤原篤周の両名が正宮（正八幡宮）に寄進、領主直営田（佃）は三丁である。正宮に寄進するのは名目だけで不輪田として課租を免ぜられ、所知している郡司篤守の二十町、篤周の三十三町の収穫高から正八幡宮へいくらかを割いて弁済したものであろう。

(二) 勅旨田

八世紀から起り九世紀に急に増加したと見られる。大土地所有の点では莊園と同じであるが、開発のためには国の用水を利用し、諸国の税などを用い、労働力も公民を利用したと見られて居る。不輪租田であつて全国的に広大な土地があつた。

(ホ) 官田

中央地方の役所が直接に田地を掌握して農業を経営したり、農民に土地を貸して年貢を納めさせ不足する役人の俸禄に充てたものである。八二八年頃は九州で約一万三千町歩の田地に六万余の農民を三〇日宛動かせ収穫の稻を全部大宰府のものとした。役所が経営する土地であるので公営田とも呼ばれた。

(イ) 農民の利得

農民は勅旨田や官田で働くと一日何らかの労賃と食費が与えられた。（労賃として稻八束、食費として四束）また農民の庸、調の負担も、これ等の土地の収穫から差引かれ農民は働くだけで庸、調の心配がなかつたので農民は勅旨田や官田で働く者が多かつた。

⑤ 土地に対する課役に移る。

名田は一〇世紀を境として班田制は実質的に崩れ行き、有力者、田堵といわれる富農の成長に応じて、これにかゝる政府、国衙側の收取の体制が次第に形づくられてくるのであるが、その中で名が現われてくる。国衙は從来の口分田を私田化して治田などの名目でその拡張に努めていた有力な農民に、その田に名前をつけることを認め、租庸調などの負担を所当官物、雜公事の形で責任を負わせて徵集してゆく。このような形で有力な農民の土地私有が次第に固まり、從来の人身に対する課役が次第に土地に賦課される形に変つて來ることとなつた。

貴族や寺院の私有地（初期莊園）を耕作している農民の間にも同じ頃から同じような動きが出て來た。この体制が名田制或は名体制といわれる程になるには長い期間を要した。（二世紀以上）

⑥ 不輸、不入の権

(イ) 不輸＝墾田は田租を納める義務をもつ輸租田であるが、貴族や権力者が地位を利用して政府に免租を申請して許可を得、不輸の特権を獲得した。

(ロ) 不入の権＝不輸の特権をもつ莊園には徵税や検田のため国司の使者が莊内に立入する必要がなく、国司の入部を拒否し得る権利、所謂不入権が伴つた。のちに不入の意味が拡大して犯人逮捕などのために國家の警察権が莊園内に及ぶことも拒否する権利にまで發展した。

この地方では鹿児島神宮の鳥居以内に犯人が逃げこむと犯罪者に手の及ばなかつたことが伝えられている。これらも莊園関係と寺社奉行管轄の二面からであつたこと



米良重直起請文（島津忠重所蔵）

が考えられる。

⑦ 土地制度の確立

日本国内の土地制度がはつきり示されたのは六世紀からで大和朝廷が、田荘も倉制を公布して全国各地にも屯倉を置いたことである。六四五年大化の革新の律令を制定して田令を設け、班田収授の制をしき口分田の法を実施したことである。

⑧ 律令土地制の崩壊

靈亀元年（七一五）の五月朔。諸国の朝集使に勅して、天下の百姓が本籍地から逃れ他郷に流浪して、課役をいといのがれる者が多い。浮浪者が三ヶ月以上流浪の土地にいるものは土着したものとして調庸の課税をかけるよう命じている。

班田農民が律令制下の重い負担を逃れるために各地に流浪したので、耕作者のいない口分田は荒廃し増加することとなつた。本籍地（口分田収授の土地、計帳に所載してある土地）を逃げ出して有力な貴族社寺等に寄食して、貴族や社寺等の私有地で働き開墾などに従つていたとみられている。

又課役を免除されている僧侶に勝手になつて課役をのがれる者が多くなつた。

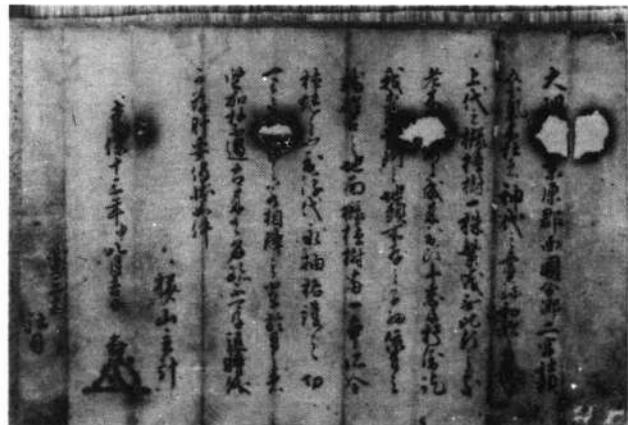
このような状況となつたので律令の土地制度は貴族階級と農民の双方から漸次崩壊して行くことになつた。

⑨ 三世一身法の制定

奈良時代の中期になると課役の重い負担にたえかねて農民の逃亡が多くなり、その結果租税収入は減り、大和朝廷（政府）の財政状態は悪化して來た。この対策として当時の政府は百万町歩開墾計画を樹立したが、翌年には三世一身の法にきり替えた。

養老七年四月（七二三）太政官奏言につきの文書がある。近年百姓が多く増加して田地が狹くなつたので天下に勧めて田地を開拓せしめよう。

新に溝や池を造り開墾する者があるならば多少に限らず給して三世に伝えしめん。即ち多少にか、わらず開墾した土地は子、孫、曾孫まで与え授けるとした。所謂三世一身の法である。



権山主計書状（蛙兒神社蔵）

もし旧溝池の灌漑施設を利用して開墾したならば一生授け耕作せしめることとした。（続日本記、養老七年）

⑩ 墾田の永代私有を認める。

天平十五年（七四三）五月、詔して墾田は養老七年の三世一身法に依つて耕作せしめ収公しないこととした。このため農夫はなまけて開墾した土地は再び荒廃して來たので、三世一身の法も効果が無くなつた。このため天平十五年五月に墾田の永代私有を認める法令を發したので、公地公民の原則は政府自らの手で崩壊することになった。

⑪ 寺院の土地墾田を保護

天平十五年墾田永代私有令が出されて数年後の天平神護元年三月に再び墾田禁止令が出た。

これは天平十五年以來諸人が競つて墾田したので、富裕な者は榮え貧乏人は苦しんで居るからとの理由であつた。然し一方寺院は天平勝宝元年七月に定めた開墾面積は禁じなかつた。

開墾面積は東大寺は四〇〇〇町歩、元興寺は二〇〇〇町歩、諸国の国分寺は一〇〇〇町歩、諸国法華寺（国分尼寺）は各四〇〇町歩、その外各寺領が定められて居た。このころ国家の保護指導下に各地の田野を指定した。これらの寺地を集めめた方法の最大のものは朝廷および私人の施入、寺自身の開墾によるもの、買得、質流れであつた。

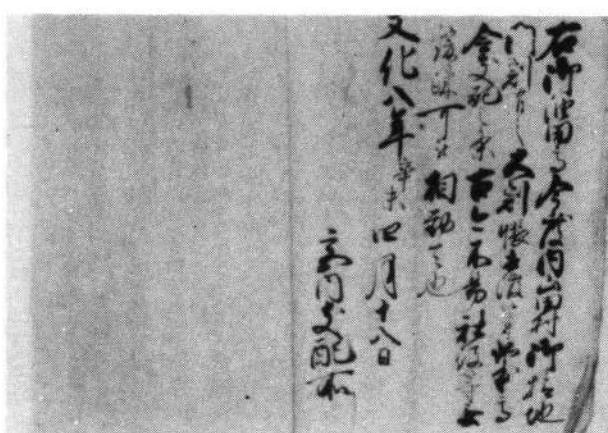
天平神護元年の墾田禁止が僧道鏡の権勢盛んな時に出されたもので、理由は最もらしいことであるが、目的は寺院の保護と貴族抑制にあつたと言われる。従つて道鏡失脚後の、宝亀三年一〇月には、この再禁令は解かれ以後墾田禁止令は出されなかつた。

⑫ 荘園の整理令

平安朝の初期に勅旨開田（勅旨田）や貴族、寺社等に寄進した荘園が多くなつたので朝廷は一〇世紀以後これを整理する政策を数回にわたつて実行した。

延喜二年（九〇二）、永觀二年（九八四）、寛徳二年（一〇四五）、天喜三年（一〇五五）、延久元年（一〇六九）に整理令が出された。

延喜二年三月の大政官符には、勅旨開田並びに諸院諸宮および五位以上、百姓の田



宮内支配所大割帳（種子田十郎蔵）

地、舎宅を買取り閑地荒田を占請するを停止すべき事。として「頃年勅旨開田（平安前期に多く設置された皇室領）遍く諸国にあり。空閑荒廃の地を占むと雖も、是黎元（人民、百姓、班田農民のこと）の産業の便を奪ふなり。」と、勅旨開田が班田農民の産業を圧迫している。

又一方に於ては「諸国の奸濫の百姓、課役を遁れんがためにやゝもすれば京師に赴き、好んで豪家に属し或は田地を以て詐り寄進し」とも書かれている。

又「国吏、矯蝕（詐り）の計を知ると雖、而も權貴の勢を憚り、口をつぐみ舌を巻き、敢て禁制せず。」と国吏も貴族や豪族の權勢に怖れて敢えて詐りであることを知つても禁制しなかつたことを書いている。

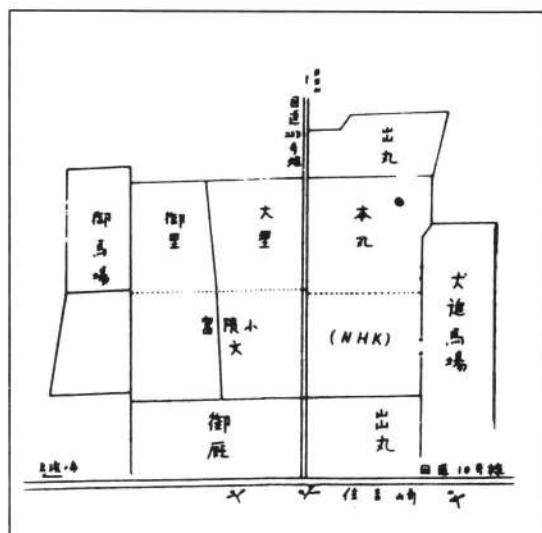
更に「出舉の日、事を權門に託して正税を請けず。収納の時、穀を私宅に蓄えて官倉に運ばず」と課税を納めず、これ等のために賄賂を役人に送り遂には田地は豪家の庄となり、「民烟長く農桑の土地を失う」と百姓の

転落を示している。

このため朝廷は莊園の整理令を出し寛徳二年以降の新立莊園を停止した。この整理令を実施するため延久元年には、記録莊園券契所（後三条天皇が莊園整理事業のため設置された役所）を置いて記録所の事務官を置いた。この事務官を寄人と言つた。

⑬ 武士による莊園の侵略

大隅国諸所に山城国石清水八幡の神領があつたので弘安年中に石清水善法寺了清が下向して神領を掌り帖佐平山に八幡社を建て城を築いて平安城と号し、平山村の領家職となり平山と称したが、第九代越後武豊の代となり島津忠国が享徳年中（一四五二）に攻落した。平山一族を指宿と鹿児島の武村に移したことが諸書に出ているが、この善法寺了清の子孫とみられる一つが日当山高畠の松元一郎である。川辺町平山城（河辺氏）あり。了清は医師、陰陽師、大工以下総勢九百名という規模で下向したという。平山村は石清水八幡の莊園で了清が領家として支配したものを守護地頭方の島津が武力によつて横領したことを物語つてゐる。



富限復城元図

享徳年間は室町期（足利時代）の中期であるが、戦乱の時代で守護、地頭や領家をとわず地位と生命の安全は期せられなかつた時代である。

建久八年閏七月の大隅国岡田帳によると、正宮領本家八幡 地頭掃部頭 田千二百九十六町三段小 不輸五百町五段小 応輸七百九十五町八段。

これは鎌倉時代に入つてからのものであるが、建久八年（一一九七）の社領としては可成り大きな社領である。本家は八幡で領家に当るのが地頭掃部頭である。（この頃は地頭制が設けられていた）この内容を見ると不輸五百町五段小とする。五百町五反は税を納めない土地である。

応輸七百九十五町八段とある。この土地は税を納める土地である。

正宮領は曾野郡、小河院、桑東、桑西、帖佐、蒲生院、吉田院、加治木郷、禰寝（根占）、栗野院、鹿屋院、姶良庄等に跨つた広大な土地をもつていた。これ等の土地は莊園であると言える。

⑭ 地頭請

鎌倉時代には武家政治が台頭して來るのであるが、これは武家の所領の増加によるものであつた。

武家領の増加は公家所有の莊園の侵略であつたと言える。地頭による莊園の侵略は年貢米を押えて莊園の領主に上納しないことであつた。

年貢米の不納等によつて訴訟が多く発生するので領家や本所などの莊園領主は訴訟等の煩しさから逃れるためや確実に年貢を受領することが得策と考へ地頭に年貢徵収を請負せる制度を考え出した。所謂「請所の制」である。

鎌倉時代の初め頃から地頭請が発生するのであるが、地頭の勢力の増大するに従つて多くなることは必然でかつた。

このような状況になるに従つて領家等の莊園に対する直接の支配権は衰えて「下地」＝土地は地頭の掌握するところとなるのである。

別項に載せた島津御庄領家近衛殿地頭尾張守殿 新立庄七百六十丁名越尾張入道殿 御下知とある条文の中に深川院百五十余町は謀反人故有送平分換于今知行也。とあるのを見ると他国同様莊園の侵略が横行して深川院も、その例に洩れなかつたと考えられる。文から見ると平等に損を分け送り知行したとある。

検地は土地の調査で現在の土地一筆調査とも言えるもので現在のそれよりも厳重であり威令を伴つたものであることは過去の検地の有様から見て伺い知ることが出来る。高調帳にある田畠一筆毎に縦、横の間数を示し面積が示され一筆毎の生産量と貢租額が記入され村郷、寺社領等の面積や生産量の集計がなされていることである。

検地（土地調査）は古代から行なわれ鎌倉時代には太田文などが作られ莊園では検注、内検が行われた。

室町時代後期になると大名領国で検地が行われたが、各莊園、領国ごとに差違があり、土地の面積なども種々の基準で示されて一定していなかつた。

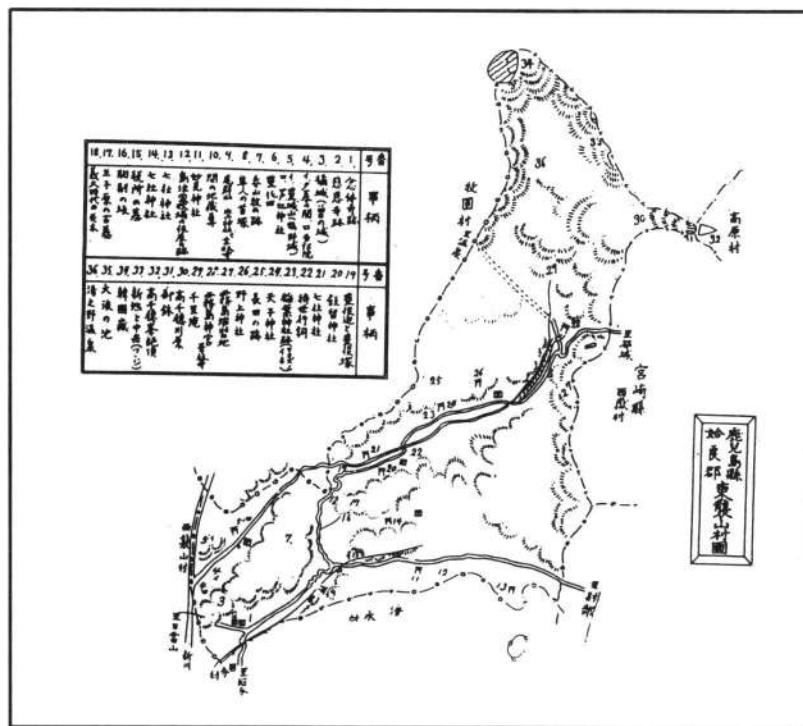
(1) 信長の検地

天正八年九月二十六日（一五八〇）織田信長が寺社、本所諸寺、諸山、國衆（地侍等農民迄）悉く差出しを命じた。これは領主のもつ所領の台帳や写しを「差出」とよぶ。

信長も近江、伊勢、山城の国などの征服地に実施したが、この時は所領の台帳、明細書を差出させたもので役人を派遣して規則を設けて行なうに至らなかつた様である。

この検地は信長の勢力圏の武士を自己の支配機構の中に組織化しようとするもので直接農民の統制を行なうにはいたらなかつた。

「差出」の形式は諸大名等も、この制にならつたもの



旧東濃山庄村図(含松永)

と考えられる。明暦元年乙未八月に止上座主乗林寺の堯音が奉行所へ「神社仏閣御改被仰渡候に付右ノ通書指出」とある「差出隅州曾於郡」とある。

(口) 太閤検地

天正十八年（一五九〇）八月に奥州に向かった秀吉が浅野長政に命じて全奥州の検地を行つた。

奥州地方全体が半農奴的農業の經營であつて、領主階級と一般百姓とが結合しているので、この古代的な民衆との結びつきを打破することが封建制度を確立するために必要であつたとされている。秀吉はこの検地に当つて浅野長政に与えた文書の中で次のように述べている。

国人並びに百姓共に合点行き候様に能々申聞すべく候。自然相届かざる覺悟の輩（不届きの輩）これあるに於ては、城主にて候はじ、其もの城へ追入れ各相談、一人も残し置かず、なできりに申付くべく候。百姓以下に至るまで、相届かざるに付ては、一郷も二郷も悉くなでぎり仕るべく候。六十余州堅く仰付けられ、出羽奥州迄そさうにはさせらる間敷候。

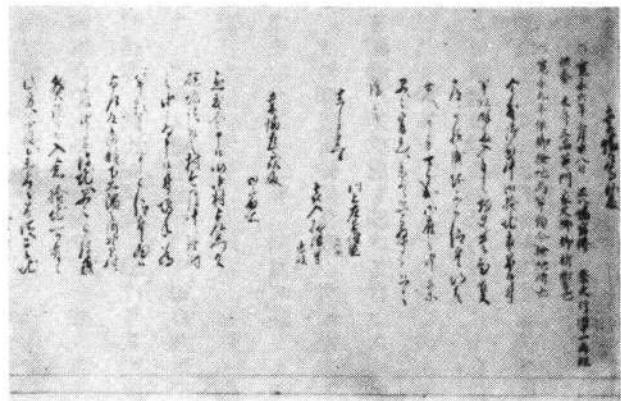
右の文中に検地に反対したり応じないものは一郷も二郷も悉くなでぎりにすると言つ強い態度を示していることである。

この太閤検地では面積の単位を統一し六尺三寸四方を一步、三〇歩を一畝、一〇畝を一段、一〇段を一町とし、収穫高をはかる枠も京枠（高四寸九分、深さ二寸九分）に統一して、田畠屋敷に等級を定めて石盛（生産量を決める）をして、その石高に応じて租税を負担させる近代的検地を行つたと言えよう。

又耕地、屋敷の所持者を定めて検地帳に登録し、実際の耕作農民を登録する政策をとつた。このため農民の耕作の実体が把握され領主が直接に耕作農民から年貢を取立てることになり耕作者が土地所有者となつた。

これと併行して秀吉は刀狩令を出して諸国の百姓が刀、弓、鉄砲などの武具を所持することを禁止する令を出した。

「其の子細者は入らざる道具をあひたくわへ、年貢所當を難渋せしめ、自然一揆を企て」（小早川文書）とある通り百姓の武具



桑幡文書（桑幡公秀蔵）

を取上げて百姓一揆などを抑える手段であった。

太閤検地については薩隅日三州の地に於ても行われ細川幽斎をして実施せしめている。

▽止上社領十三町一反

右者止上御知行十三町一反二斗五升ニテ候處太閤様御代勘落知行無之候處、義久様御代知行三十一石御寄進被成候處、先年寺社家之知行被召上候付今ニ無之候。但目録慥有之候以上。

明暦元年乙未七月二十一日、止上座主乗林寺

堯音書判

右の文書から見ると止上社領の十三町一反を太閤検地によつて勘落（社領を取上げられること）されたことが示されている。このため島津義久は三十一石を寄附して寺社家が之を知行したことが、この寺領勘落のため三内侍、殿守、御司、羽坂之代、棚司、權大宮司、敷司、宮代官、百司等の社人は屋敷を失つたことが記るされている。

右十人の社人皆屋敷御座候得共勘落以後無之候得共今ニ社役者御奉行ニ勤申候事とある。

慶長年中細川幽斎が豊臣秀吉の命によつて当国（薩摩、大隅）を検地、寺社領ことごとく勘落したことが般若寺村（吉松町）の般若寺の項にも見られる。

⑯ 土地に対する制限

徳川幕府は本百姓の維持と貢租の確保のために土地に対して制限を設けた。

寛永二〇年（一六四三）には土地永代禁止令を出して田畠の売買を禁止した。寛文十三年（一六七三）には「分地制限令」を公布し、高二十石または反別二町以上の土地がなければ分割相続することを禁止し、実際に売買されたと同じ質入れや寄進を禁止した。

又名主は高二〇石、百姓は高一〇石を限度として、これより小高の者の分割譲渡を禁止した。

享保六年（一七二一）には高一〇石、地面一町を限度とする田畠



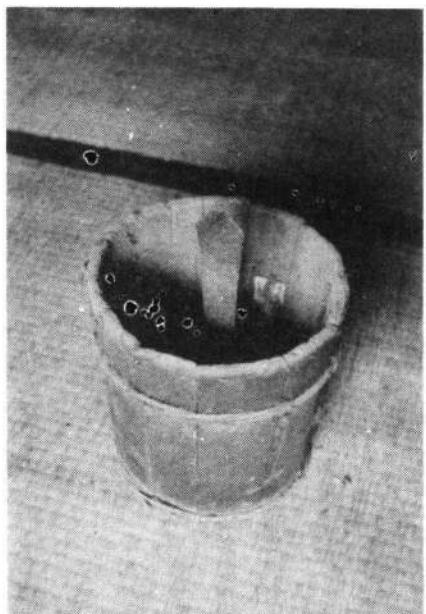
林氏由来記 国分市正覚寺

配分の定が公布された。

寛永、享保の年代に見る高、地面の制限が当時の農業経営の規模を示すものと言えよう。「たわけ」は「田わけ」の転化である。

土地の売買禁止令や分割相続を禁止したことは土地の細分化を防ぎ貢租の財源基盤を強固にしたものと考えられる。

(イ) 檢地名寄帳と門高



桶ガンサア（姫城山野石関家蔵）

あるものと推量され分地制限令の影響によるものと考えられる。

町内に残されて居る寛政六年の国分郷小田村の検地名寄帳によると門高は各門の殆んどが二五石台で脇門の二〇石一斗、新門の一七石、最高の西井上門の二八石三斗八升がある。門内の名子数は一が多く二となつて居るのは極めてすくない。これ等も貢租と門高の関係があるものと推量され分地制限令の影響によるものと考えられる。

名主頭が幼少であつたり經營が悪く貢租を事欠く場合には五人与の頭や親族筋の名主頭が高を一時預りの形で高はそのまま、の形で差配して預り主が名頭に代つて貢納し上木高、口米、役米、代米、賦米を納め賦役等を一切引受けて代納した。これを「高を練る」と言つた。いわゆる「くくる」ということである。

よく古老などは借財や出来（だしめ）（出費の事）が多くなると生活が苦るしくなるので「高をくくつて貰つた方が氣楽だ。」と言つて笑い話などをすることがある。所謂門高に名頭や名子が従属し勝手に門高の移動は出来なかつた証拠と言えよう。

土地に対しては郷士と雖自由に出来なかつた。

延宝二年寅七月二十一日清水家中高帳奥書に、敷根外城立の砌清水士二十人可被召移旨被仰渡実処（中略）違背仕候。然處右人數の内菊野、古川、上野、池田、橋口五人相語を以て敷根へ引移候故残り拾五人御科目被仰付高、屋敷没収にて御取揚被仰付候。と記るされている。この時の地頭は伊集院兵吉郎である。

現今で言うならば転勤命令を拒否した、め停職処分にあつて給与支給を停止された処分である。否それ以上の処分と言えよう。全く生活権を剥奪され、それでも尚郷士階級として清水衆中のうちに名を連ねて、主君である島津に忠勤を尽さねばならなかつた。

のち家屋敷は返還された。「雖然以後屋敷之方御免にて被成下候」とある。

(17) 郷士の分地別立

郷士階級の分地については清水郷の例をとると、弘化二年巳三月二男新九郎江高壱石壱斗二升九合八夕外に高拾六石余買入分地別立御奉公之願申上候處御免許。

神崎新介二男 新右衛門正直 天保十二年丑二月二十八日生 安政三年辰三月高五合七勺三才別ニ高七石貳升余買入分地別立願申上候處御免許。

右の例から推測すると、二、三男の分家別立の場合、本家からの分地高は何れも低い。別に買入高を合せて分家別立が行われている。

文中に分地別立御奉公之願申上候處御免許とある通り、分家の際は藩庁の許可を必要としたことである。これ等の場合地頭賦所から差免の一札が手渡され初めて分家別立が認められた。

(18) 檢 地

封建時代の貢租の対象の主たるものは土地であつたから各時代に涉つて度々検地が行われた。町内に保有されている検地名寄帳がある。寛政六年の国分郷小田村の高志らべ帳、宝暦六年丙子三月二十一日隅州桑原郡日当山嘉例川御検地名寄帳がある。

○小田村高志らべ帳 小田、長福多治兵衛所蔵

○嘉例川村検地名寄帳 表木山、福留純保所蔵（隼人町歴史民俗資料館へ寄贈）

表木山、福留純保所蔵に次のような記録もある。

明治十二年卯十一月の大隅国桑原郡襲山郷嘉例川村 地位等級反別調牒

明治十三年 襲山郷嘉例川村収穫調

明治十三年十一月 等級収穫地価調牒 大隅国桑原郡嘉例川村

明治十三年 襲山郷嘉例川村収穫調



姫木城（隼人町姫城）

明治十三年辰五月 襲山郷六ヶ村新藍税差引帳、嘉例川村

明治時代のこれ等の記録は明治九年地租改正が始められ、十二年四月より改正（丈量、実測）一筆毎の調査があり、明治十七年地券証下渡し迄の間に於ける基礎資料となつてゐる。

④ 投げ竿と山竿

薩藩の検地は度々行われてゐるが郡奉行、郡奉即郡見廻等の役人が竿取人や筆算者を従えて各郷村々を検地した。筆算者等は郷内や村の者ではなく他郷の人が任命されて検地した。

投竿と言つて竹竿（二間竿とも言われてゐる）で重複するよつにして間数を計つた。従つて竹竿を握つてある部分と手加減が出来るだけ面積がせばめられた。

この様なことは薩藩が幕府に対する駆引きで実際よりも面積をすくなく上申するための方法であつたと言われてゐる。名寄帳よりも実質的に広いことを延畦（のつせ）と言つてゐるが鹿児島県の土地は昔のまゝの土地であれば大体において台帳面積（名寄帳面積）よりも広いとされている。寛永九年、検地竿頭の桑幡文書も参考になる。

山林等は山竿と言つて台帳面積よりも何倍もの広い地積があるものが多いことは常識である。

⑤ 浮免

門高に入らない自作自収の熟地で租米九升二合を納める士族給養の田畠であつた（原口虎雄鹿児島経済大学教授）

宝曆六年子三月嘉例川村の検地帳の中に二十八庄屋浮免、永作浮免と出でてゐる。庄屋浮免の初めに中屋敷五畝大豆三斗 庄屋敷、以下、下畠、上畠として地積石高が記入されてゐる。

庄屋浮免

中屋敷十五間 五畝 大豆三斗 庄屋敷

下畠十三間 壱反四畝九歩

大豆三石三升八合

小右エ門

立神上畠十九間

壹反四畝拾五歩

同人

大豆三石三升八合

豆
山
畠

豆田山畠十四間

六畝拾□歩

小右エ門

大豆九升壱合

一、茶拾匁

糀壱合四匁

一、桑貳本

糀二升

一、楮壱本

糀一升

永作浮免

桜谷

山畠十間九畝

大豆壱斗一升七合

この外嘉例川検地名寄帳（宝暦六年三月検地）の中に十七筆の田畠、畦町、地積等

が筆毎に記るされ右の如く下段に耕作者の名前が記るされている。

この永作浮免は

合田畠六反六畝七歩

田方 五反拾三歩

畠方 壱反五畝二十四歩

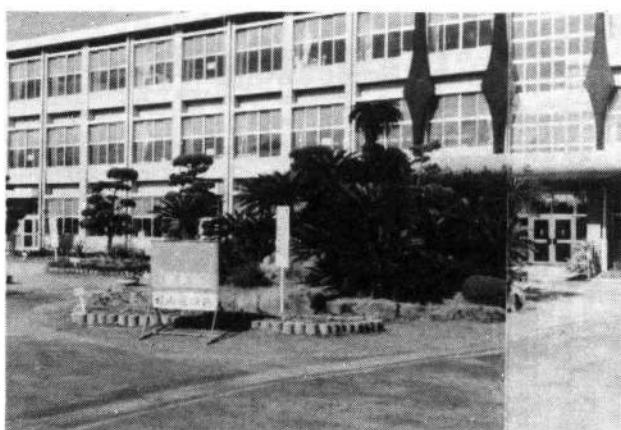
合糀大豆貳拾五石貳斗四升壱合

糀貳拾五石二升

大豆貳斗貳升壱合

高九石三斗六升五合六勺貳才 外五

とある。嘉例川村で宝暦六年三月（一七五六）には六反六畝七歩の永作浮免があつたことが分る。



日当山小学校（隼人町東郷）

右筆数のうち

用志やく

山畑二三間 参畝二十歩 大豆六升六合 ××左エ門

の永作浮免が朱書によつて次の通り修正されている。

明和四年亥五月（一七六七）は竿行四元八左エ門殿畠田成

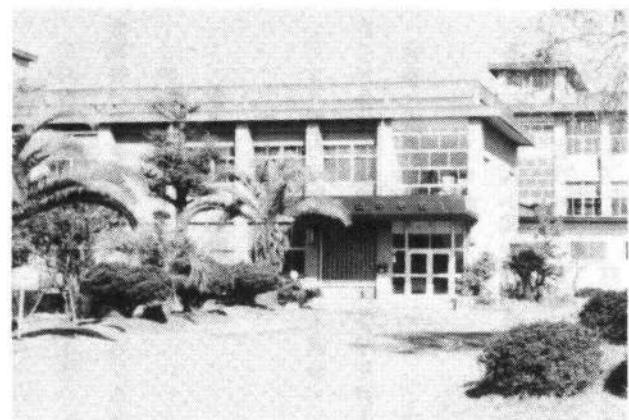
下ミ田二十四間 内貳拾壹歩（虫喰判説出来ず）

小兵衛

この文面から見ると山畑であつた土地を四元八左エ門が検地竿入れをして、貳畝貳拾歩を下ミ田として内貳拾壹歩は畠で耕作者も小兵衛に代つている。

この様に土地の変動に対しては竿入れ検地を行つて田畑等の地目を明確にし貢租を一筆についても改めていることである。非常に厳しい土地制度であつたことが推測される。

◎ 永 作



日当山中学校（隼人町東郷）

郷士等の武士階級の者や百姓その他一般に作人が大山野や古荒地を自分が費用をかけて仕明し、門地、高同様に貢租を納め永代耕作する蔵入地であるが、次の文書は、永作の願出をして認められたいきさつを證文としたものであつて当時の土地制度と行政的措置を物語つてゐる。（次の文書は隼人町小田の田辺宅に所蔵されているもので同氏の祖竹原田氏より伝えられているものである）

永作の許可に関する文献

藩政時代は土地に対する勝手に耕作することは出来なかつた。武士階級と言えども藩庁の許可を必要としたことは言う迄もないことである。

百姓は門高の中の田畠を耕作する以外山畑等を造成しても許可を必要とした。

次の文は「免證文写」となつており樺山右京家来本村五左エ門が古荒地と山野を自分の費用で耕地を拓いて永作の許可を願い出たのが許可になつてしたものを何かの手違いで本人に許可状が渡つていなかつた、め天明五年五月二十八日付をもつて安永五年八

月十四日に許可になつたものを確認して後年になつて検地内割があつても永作とすると約束したものである。開拓して三年作地は四年目に古荒地の方は二年耕作して三年目に竿入れの願を申出よと言つてはいる。若し竿入れがなされなかつた時は検者へ申出て田掛即ち年貢（税金）を納めるようせよと申渡している。当時の土地制度を知る貴重な資料である。

免證文写

宇都 大山野田畦極 畠開

本村五左エ門

国分 当時
樺山右京家来中高

右者古荒地並大山野地ニ而候處自分夫掛を以て相開御納戸御藏入可差上候所永作人致御済願申出ニ付郡奉行岩元半右エ門与助之席揚所致見分候處古田新田其外改□無之候付願旨永作差免右之日ヲハ安永五年申八月十四日山岡齊宮殿御治時證文を以可差免旨を伝不置候間右地方可引渡左候而三年作地四年目御竿入古荒地之儀ハ二年作地三年目御竿入之願可被申出兼否無之御竿不入候はば年々溝下検者まで申出可被致田掛候後年御検地門割有之候とも可為永作候以上

郡奉行 岩元半右エ門

天明五年巳五月二十八日

牧野仁左エ門

郷士年寄中
郡見廻中

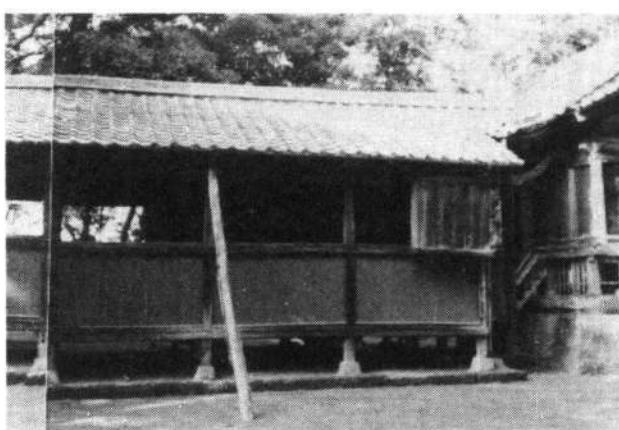
右之通置御渡被為写相渡候以上

国分郷賦所印

天明五年巳六月五日

御納戸開地畠掛

種子田新右エ門



菅原神社（隼人町姫城）

（二）抱地

諸士が大山野、古荒地等の内現高等に支障のない場所を免許を得て自費仕明し、その所有高とされた土地である。門高や中高（うちだか）に入らない自作自収の土地で租米を納める武士階級の給養の田畠とされていた。

これに関する碑文が国分市重久岩戸の本田親友宅にある。

本田氏祭神燈炉碑文

御振之志当二十七代与左衛門親良當所地酉見立抱地之願申上候處御免被仰付寛延二丑四月御郡奉行相良次兵衛殿御竿被石入難有奉致候。夫故曾祖父者当家□□切開旨祖父与里伝置候

寛政四年未四月御郡奉行村田源左衛門殿直御竿被石入其後祖父与左衛門親行親孝左衛門親以相語之上前田六右衛門、前田助市、前田亀次郎、前田亀助、岩崎伝八、右五人与里被入、文化四卯八月田神建致石碑苦候處同親致死去不相調同十五寅四月御道奉行郡奉行与兵衛殿直御竿記石入同十一月祖父致不相調候、文政五与里前田半左衛門、永瀬門前田覚太郎、前田市兵衛、岩崎伝八、馬場平右衛門、本田三左衛門、川越五左衛門、細山田三助、右十二与里与取入候。（以下略）

右の文面から見ると本田与左衛門親良が抱地を見立て、願を出し許可になり寛延一年四月に郡奉行の相良次兵衛が竿入れをして石入れ（石盛り）をしている。

寛政四年四月に郡奉行村田源左衛門が検地竿入れをして石入れをしている。文化十五年四月に道奉行郡奉行の与兵衛（本田与兵衛と思われる）が直竿（実測）して石入を記るしたとしている。

文政五年より前田半左衛門等十二人が石代元入をしている。この前田半左衛門等十二人が直接に耕作して地料を本田家へ納めたものであろう。本田家はこの地料から貢租を差入れ（税金を納める）して抱地から利潤をかせいでのこととなる。前田半左衛門以下の十二人は本田家に従属した士分の人達であると推測される。



隼人町真孝（隼人町真孝）

抱地には自費仕明しと言う開田開畠の財政的負担があるので財力のある者が抱地をもつことが出来たものと考えられ十二人は抱地開拓の労力提供者であつたとも推測される。

宝暦年間の検地名寄帳には、各地目の上に上、中、下、下の下と一筆毎に地位等級を現わす文字が記入されて門高貢租の根拠が明らかにされている。

○田 上田、中田、下田、下々田（下の下田）

○畠 上畠、中畠、下畠、下々畠

○ 山畠

○屋敷 上屋敷、中屋敷、下屋敷、下々屋敷等、現在で言ふならば賃貸価格の土地評価等級が記入されている。この様に四等級に区分し土地の評価（田畠の品位をきめ出来高（収穫高基準をきめる）をしてあることは太閤検地の例によるものであると考へられる。

この検地帳に名前がのせてある土地所有農民は本百姓と呼ばれ年貢納入の義務（納税の義務）があつたが、一方村内での生活では、用水、採草、村所有山林から薪木をとる権利があつた。

㊯ 嘉例川の検地

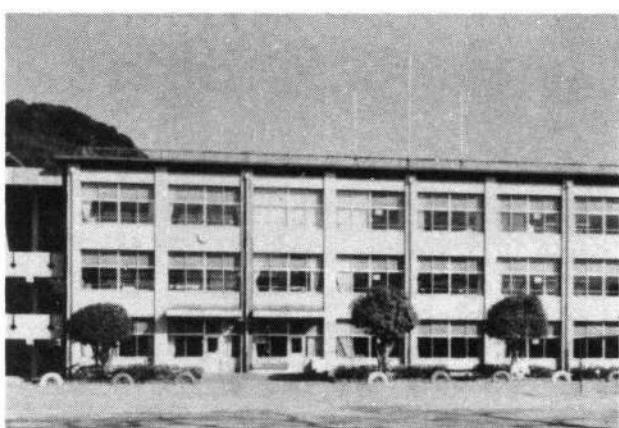
次に宝暦六年丙子三月二十一日に出来た日当山嘉例川村の検地名寄帳の中から徳丸門の名寄せを引用して参考とすることとした。

記録されている通り徳丸門は男拾人女四人馬貳疋と当初に記るされている。

名頭は利左エ門、五左エ門、太郎兵衛、新左エ門、市助である。

名頭利左エ門の下に五人の名子がある、この名子にそれぞれの家族構成がある。これが徳丸門の構成である。

名頭、各名子の屋敷がある。これを名頭屋敷、名子屋敷と呼ばれ名頭の家族の名が付けられている。屋敷、田畠、山林等が名頭高、名子家族の名が付けられている屋敷、



宮内小学校（隼人町内）



田の神像（鹿児島神宮斎田）

田畠、山林等が名子高と言われ、これ等の集計された田畠、屋敷面積、桑、楮等の上木に対する課税額が高と呼ばれた。
徳丸門の高は三拾貳石七斗五升四合壹匁六才である。この様な門の組織と門に割当てられた土地に対する門高、門割り制度によつて課租収入の合理化が成功して幕政、藩政の歳入源が確保された。

二十七 德丸門の検地名寄帳の内容

下屋敷十二間
十五間
五畝拾五歩
大豆壱斗六升五合
利左工門

一當四拾六歲
名頭
利左二門
名頭女子
一同拾七歲
初龜

大豆 壱俵 壱斗 壱升

(中略)

を記るし検地の順序を示して居るものである。

嘉例川村検地名寄帳貳冊の二番には、

一、桑貳本 粮貳升

合田畠屋敷五町九反六畝三歩

田方壱町貳反三畝拾八步

畠方四町三反六畝九歩

屋敷三反六畝六歩

合糀大豆八拾九俵貳斗九升四合

糀五拾壹俵九升六合

大豆三拾八俵九升八合

上木糀壹斗

高三拾貳石七斗五升四合壹匁六才

一、桑九本

一、櫟壹本

一、柴竹三束

合男女拾四人

男 拾人

女 四人

合馬貳疋

名寄帳貳冊之内二番瀬尾武右エ門とある検地帳の門名と門番号
次の記録は宝暦六年丙子三月二十一日、日当山嘉例川村検地

嘉例川村検地名寄帳貳冊の二番には、
一、前田門 一、堂脇門 一、十七
一、十九 一、有村屋敷 一、引地門 一、十一
一、二十三 一、米沢門 一、米丸門 一、二十五
一、二十七 一、横井屋敷 一、二十九
一、徳丸門 一、庄屋浮免 一、永作浮免
二十七
この門の中 徳丸門の検地名寄を引用して当時の検地の内容を見ると門の男女の人数、屋敷の面積、これに対する生産量を示して居る。

名頭の氏名年齢並に家族の名前と年齢、名頭との続柄を示し、次に名子の年齢、名前と名子家族との続柄を記るして居る。各名子の屋敷面積評価額の生産量が記るされて居る。門内の各人の耕作地の字、地目、地積、評価が記入され評価が出来高を以て記るされて居る。

各門の検地名寄の最後に田、畑、屋敷の面積が集計され内訳が田方、畠方、屋敷と各面積の集計がなされて居る。次に糀大豆の生産量の集計と内訳の糀、大豆の生産量が集計されて記るしてあるが、田は糀、畑は大豆で地価評価がなされて居る。

次に上木に対する評価が集計されて居るが上木は壹木に付糀一升で換算されて居ることが判る。

嘉例川村検地名寄帳貳冊の二番には、
一、前田門 一、堂脇門 一、十七
一、十九 一、有村屋敷 一、引地門 一、十一
一、二十三 一、米沢門 一、米丸門 一、二十五
一、二十七 一、横井屋敷 一、二十九
一、徳丸門 一、庄屋浮免 一、永作浮免
二十七
この門の中 徳丸門の検地名寄を引用して当時の検地の内容を見ると門の男女の人数、屋敷の面積、これに対する生産量を示して居る。

屋敷三町六反九畝壹歩

合糀大豆千七拾六俵三斗四升六合貳勺貳才

糀六百三拾俵八升三合

大豆四百四拾四俵四升五合壹勺貳才

上木糀貳俵貳斗壹升八合壹勺

高三百九拾貳石六斗五升貳合三勺壹才

合茶壹斤百六拾五匁

合桑五拾六本

合柿貳拾貳本

合櫛八本

合山唐竹五拾三束

合柴竹 六拾四束

合男女百七拾壹人

男百八人

女六拾三人

合馬三十八疋

嘉例川検地帳の二冊の一、二の惣合高
惣合田畠屋敷百八町九反七畝二十壹歩

田方貳拾參町三反拾五步

合田畠屋敷六拾町三反九畝二步

田方拾三町五畝拾八步

畠方四拾三町六反四畝拾三步



中山神社 (隼人町野久美田)

四合壹勺六才となつて居る。

次に桑九本、櫛壹本と記されて居る。計拾本である。この拾

本に糀一升を充てると壹斗であるので上木糀壹斗と記るされて居る理由がわかる。田は糀で示し畠は大豆で示されて居る。

嘉例川検地帳二冊の二の高

穀千貳百四拾五俵壹斗五升

大豆八百五拾二俵三斗

上木穀三俵貳斗九升三合壹勺

高七百六拾六石七斗六升三合六勺五才

惣合茶貳斤百六拾五勺

惣合桑 七拾貳本

惣合柿 四拾三本

惣合櫟 拾 本

惣合小唐竹百三拾五束

惣合柴竹七拾四束

惣合男女三百六拾九人

男二百三拾九人

女百三十人

合牛馬八拾疋

牛 壱疋

馬七拾九疋

郡見廻 古川太市左工門

宝暦六年子三月五日
曖(?)

筆算 小根占 最勝寺 利助

右同 出水 久木山 彦九郎

右同 郡山 井上 半右工門
白坂 喜兵衛

筆算 山崎 今村 李右工門
右同 指宿 山 田 武兵衛

筆者 (漸?) 德尾 武左工門
池水 助右工門

◎ 貢 稟

a 薩政時代の地価等級「検地名寄」

宝暦六年丙子三月二一日隅州桑原郡日当山嘉例川御検地名寄帳(貳冊ノ内二番)徳尾武左工門とある検地帳のなか、ら
検地による屋敷、田、畠、山畠等の格付がなされて居るのを見ると一筆毎に調査され屋敷、田、畠は上中下の他下々等数
階級に分けられて居る。



水 神 碑 (大津川原)

貢租の大部分

は土地に課せら

れたので、その

基礎になるのが

石高で地価に相

当する。

石高を定める

ため田、畠、屋

敷を一笔毎に測

量して面積を算

出し、地味水利

等を調べ、その

土地からの収穫

高をだすために

石盛をする。この石盛を土地面積に掛ければ土地の石高が算出

される。

屋敷は、上・中・下・下々屋敷と四階級に分け、田も同様上、中、下、下々に分けられ、畠も上・中・下・下々畠と四階級に分けられて居る。山畠は級別の区分はなく一通りである。

b 屋 敷

上屋敷 。註 同名寄の中に上屋敷は見当らない。

中屋敷 十二間 七畳



県立隼人工業高等学校 (隼人町内山田)

下屋敷 二八間 貢反貢畠 二四歩 大豆 壱俵八升四合

中畠 十六間 貢反貢畠 二四歩 大豆 壱俵八升四合

下々屋敷 二一間 貢反三畠 九歩 大豆 壱俵二斗三升五合

田 三十五間 壱反二畠二十五歩 吉左エ門

田 三十一間 粮九俵一斗一升

田 三十五間 壱反二畠二十五歩 吉左エ門

田 三十一間 粮九俵一斗一升

田 三十一間 壱反二畠二十五歩 吉左エ門

c 畠

上畠 二十三間 六畠四歩

大豆 壱斗五升三合

中畠 二十六間 壱反三畠二十六歩

大豆 貢俵貳斗七升一合

下畠 十四間 四畠二十歩

大豆 壱斗八升七合

三右エ門

莊助

次兵衛

後ヶ迫
下々畑
三十四間

壹反貳畝

大豆壹俵壹斗三升

六左エ門

山北山
畑五十二間

貳反歩

大豆三俵壹斗五升

權左エ門

(註) 地目の脇に小字名が記るされ反別の脇に七町が記入されて居る。

d 上木高



白坂助左衛門墓 (日当山城内)

豆で示されて居る。この何斗何升ハ合ハ才とあるのが地価を示し税金の基礎である。

前にも述べたが、本田与左衛門親良が抱地を見立て、抱地の願出をして居るが寛延二年四月郡奉行相良次兵衛が竿入れをして居る。同抱地について寛政四年四月郡奉行の村田源左衛門殿直御竿被石入とある。

碑文に「寛政四末四月御郡奉行村田源左衛門殿直御竿被石入」とある。これは抱地を実測して居る事である。その面積の出来高を算定して貢租の対象農地として居ることである。

① 年貢と百姓

江戸時代領主は村高に對して何割といつて賦課したので村では名寄帳に記された名頭を始め名子家族の持高に応じて賦課した。

当時は租税は三種に分けられ第一の年貢は田畠、屋敷の地租で本年貢、本物成などと言われ貢租の基礎であった。

租米には口米その他附加税的な附帯した貢租があった。江戸幕府は元和二年(一六一六)七月に一俵三斗七升につき口米、欠米

として各一升宛、錢納の時は百文につき三文の口米と定めた。
第二に雜税として小物成、運上、冥加などがあった。これは本租に對する小年貢と言うべきもので小物成とも言われ山林原野などに課せられた。

第三に課役として夫役または雜租とも言うべき高掛物であった。これは石高に応じて課するもので諸種の夫役や役用米等として徵集した。貢租は領主や地方によつて、それぞれ差があつた様である。

万治二年（一六五九年）知行物定帳によると、

一、御藏入並諸給地行高、高一石に付、定代三斗五升、外高一石二付役米三升、但從年役米多少可相定事、先當年如斯相究也。
右從^レ年風損干損に逢百姓より郡座江申出候は^マ以^ニ相談上^一檢者可^ニ相定^一候。

一、高三十石の門一ツに付年中納物の定。

正月の納物

一、藁筵三枚、代銀三匁 一、節木四束、代銀二匁、一、萩二束、代二十文、一、炭壺俵三斗入、一、薪四束錢七拾文。一、箸木
拾五匁 一、芋三升、三十文、一、山ノ芋 一、きね二つ、二十文 一、若木二束三十五文 一、おやし五合漬三十六文
一、いすり葉近所より 一、もろむぎ一枚、一、たら 一、門松

三月三日、五月五日、從^ニ近所^一

一、蓬 一、ききがや 一、しょうぶ

右從^ニ五里^一内、現物にて色々相納、五里より外は代物たるべし

一、物干竿 一、右台四本

七月盆の納物

一、ともし松壺束長一尺五寸回り二尺 一、津萩並水子用の茶三十文

風構納物

一、長木五本二匁 一、わら筵四枚代銀一匁六分 一、半繩拾房^{四十尋} 一、小繩三房^{五十尋}

一、右からくり糸並へり付糸一匁代銀一匁

一、夫仕、拾五才より六拾才迄の者、面付一人に付年中拾貳人宛可^ニ召仕^一事。

一、百姓納物持參候時逗留仕候はば可^レ為^ニ領主賄^一事。

一、諸給人より百姓江右御定之納物夫仕可_レ被_レ申付_レ幾度も庄屋江可_レ被_レ申渡_レ直ちに百姓方江被_レ申付_レ儀可_レ為_レ停止勿論御法の外は庄屋請付けまじく候。庄屋百姓江至_レ「非道之儀」於_レ「有」之ては百姓より披露可_レ申候。

右之条_レ此度相定候間何れも可_レ被_レ致_レ其心得_レ若此外に領主より百姓江無理非道の儀被_レ申付_レ人於_レ「有」之者可_レ為_レ御沙汰候条右之条々堅与中_レへ可_レ被_レ「仙渡」者也。

万治二年亥八月朔日

右衛門

筑前

以上は国分郷土史に記載されている。門高に対する基本税（年貢）は高一石について三斗五升であった。この本税に対する種々の附加税として、次のようなものがあつた。

上木高——茶、柿、桑、ハゼの木等に課する税で田高並に米で納めた。一本に一升の割であつた。

口米口入——輸送中の欠損を補充する為高一石に七合を納めさせた。取扱中の減目（へりめ）を補うためのもの。

役米——これは前記した年中納物の代納米で高一石に付一升を納めさせた。この米を納めない者は現物を納めた。

賦米——参勤交代その他役人出張に対する夫役でかつて高一石に付一升一合の代納米を納めさせた。

以上の正税、附加税まで合計すると玄米四斗が高一石に対する上納米（年貢）であった。高一石は糧高であつたので玄米換算五斗余りとなり約八割が年貢で重税を課したことになる。

百姓は米作りの米くわずで、粟、甘藷、雜穀などの畑作によつて生存した所以がこゝにあつたのである。「百姓は盆、正月と普請と葬儀の時だけしか米の飯は食べなかつた。」と古老人の語り草があるが、それ程年貢に米をとられていたことが分かる。

畑高は一石当り雜穀七斗の定めで大豆、粟となり粟は通常代銀納めであつた。

賦役（公役）は百姓は十五才以上六十才未満として義務づけられた。役所の普請、溝、川、井戸、道路、橋の改修等非常に多く「一月に三十五日の公役」と言われた。女子は十五人で男子一人分の賦役代銀二分納めた。

このような重い税を負担させられた百姓は農産物生産高から人件費、農具欠損、肥料代など差引くことも出来ず貧しい生活に陥つて、上からの重圧に屈して居なければならなかつた。江戸時代三百年の間に農民の生活が停滞して進歩しなかつた原因と言えよう。

明治の時代に入つても領主（知行主）と門百姓の貢納形態は地主と小作人の関係に移行して重い小作料は現物納入として残り年中貢物の慣例は太平洋戦争前迄つゝいた。

現在に於ても麓と在の関係は形の上で残り在方の家人（下人）であったものは麓の旦那の桓根の補修、正月の飾り、盆の墓清扫など旦那家の仕事を先に済まして自分の仕事に取かゝる習しが残つてゐるが、これ等は江戸時代からの形態が現在迄引つがれてゐる。所謂風構物の名残りであると言えよう。

年貢を怠納すると清水村では十二月末から一月の真冬の一番寒い季節に麓地区のトブ溝浚えに早朝から引出された。これは明治中頃迄行なわれたことである。後年日露戦役の勇士が帰郷して満州の冷たさを語つたところ、トブ溝浚えをさせられた古老が「師走のドブ浚え位はあるだろうか」と、その冷たさを語つたことが伝えられて居る。それ程の体罰を加えて年貢の取立てはきびしく行つた例である。

④ 百姓の困窮と高の処理

江戸時代の農民は武士階級の生活を維持するための道具でしかなかつた。封建制度を維持するためには重税が課せられたことは前述べた通りである。

生活に困つた百姓は土地を質入れしたり更に困つたものは逃散した。所謂潰れ百姓の数は相当数にのぼつたと言われる。「御年貢に差詰つた」のが理由である。すなわち年貢が完納出来ないことがあった。

薩藩内のこの地方では古老人によると五人與が加勢（援助する）をしたり、それでも立直らない場合は、高を名子が預つたり他の門の名頭が一時預つて経営を続け、他藩に見るような逃散や潰れ百姓はなかつた。門高を預つた百姓は年貢一切を引受けることが条件で高を預けた者は預つた者の差配に従つた。このようなことは名頭が幼稚であつたり、名頭が病氣であつたりして一門の切回しが不能の状態である様な場合が多かつた。

別項でも述べた通り「高を繰つて貰う」と言う言葉通り門高の差配をして貰うことである。この様にして藩では門を潰すことは許さず代理人を置いて年貢の完収を計つたものと推量される。この「繰つて貰つた」門高が明治の地租改正、地券公布時は「高をくつた」者の所有に帰した例は多いが如何なる理由によるものかは判然としない。

① 小作制度

困窮した門百姓の土地の売買は禁止されて居たので借金の担保物件として土地を差入れたことは許されていた様である。この土地は年限をきめて質入れしてその間年貢等は一切貸主に於て引受け貸主が耕作した。又借主が耕作する場合は金利を支払ふことは勿論であるが、差入れの土地の出来高の何割かを金利として貸主に納めた。この様な関係で質流等が多くなり大土地所有者が出てくると小百姓の数が増大して來た。明治の地租改正までは地主、小作人の関係は極めてすくなかったが、地租改正後地券が下渡され土地永代売買の禁止がとかれると急に土地売買が始まり地主、小作人の関係が多くなつて來た。

この地方では「書入れ担保」と言つて借用証に土地の地番地積地価地租金所有者を書き入れ、若し年限内に返済出来ぬ場合は右土地については貴殿に於て勝手に可被成と書入れて担保流れを承諾して居る。この様にして土地所有が金主に移動して行つた。年限をきめて土地を売渡し又金を借用し土地を売渡す約束で担保として、その期間内に借入金を返済し土地を取返すことを「本目返し」と言つた。この場合買主、貸主は異議無く土地を返済しなければならなかつた。所有権の移転から、後には占有のみを移転する質物が生じ、土地私有の認められない農民は、その子女の労働力が質物視された。

借財のため田畠を質入れして質流れなどによつて土地の移動が行われ大土地所有者や権利者が出て来て借主が耕作を続けて地料として米を貸主に納める様になり小作関係が出来てきた。

この頃は多く口約で行われ文書契約はない様である。地料の現物米は領主の貢租と同じように歩納米と言われ納期は旧暦師走（十二月）の二十五日迄と決められたが、明治になつて太陽暦となつたので一月二十五日と変つた様である。

抱地等は郷士が受引け各村の門名頭、名子等へ耕作させて利鞘をとつて所有者へ上納米を納めた。所謂転貸であるが抱地の所有者との約束は郷士達であつて納米の責任者であつた。このような関係も小作発生の一因と言えよう。

小作料は検地名寄帳にある上、中、下、下々田等の地位によつて上納米は相応にきめられた。大体に於て生産量の五割から五割五分位であつた。

⑯ 明治時代

① 土地に対する統制の解除と所有権の確認

江戸時代には土地に対する厳しい統制が行われていたが明治維新の大改革をむかえて封建時代から解放された。諸新制度が続々と公布になつたが庶民に直接の影響があつたのは明治四年の土地利用の制限を解除したこと、明治五年の田畠の売買禁止令が解除

され土地の取引が自由になつたことである。明治五年二月二十四日に地券制度が設けられ個人の土地所有権が確認されることになつたことである。明治四年県政の中心人物大山綱良は中下級士族や私学校の力を背景に中央政府に反抗した。

清水郷土史によると明治十二年地租改正丈量を行つて、十七年に地券証が下渡しになつてゐる。鹿児島県は丁丑戦等の関係から他府県よりも遅れたのではないかと推量される。木戸孝允をして「半ば独立國の如し」となげかせる有様であつた。

④ 抱地を郷士族に売渡す事

「明治三年八月鹿児島士より諸郷江掛持の抱地高総て其郷々士族に売渡す可き旨且自今抱地名目は自作地と召替らる」とある様に鹿児島士の抱地持分は諸郷の郷士へ売渡す様に命ぜられた。当時の農地改革と言えよう。明治政府は版籍奉還後の政策として更に明治六年（一八七三）十二月田畠の売買譲渡を自由にし、地租改正令を公布したので明治維新の影響が一般庶民の生活に及ぶことになつた。

地租改正の主要な点は、

- 一、従来の収穫高標準の課税法から地価を定めて標準とした。
- 二、その税率を全国一率に三パーセントとした。
- 三、課税対象を耕作者から地主に改めさせた。
- 四、従来の石高を廃して、耕地面積を反別で表した。
- 五、物納から金納に改められた。

⑤ 作付の制限

正宮政所下文の中に芋、桑、漆等を植栽せしめることを下知している。

正宮政所下

上小河

仰下

参箇条

一、（二箇条略ス）
可早殖加芋桑漆等事

右治政之習以芋桑漆為要者可殖加之以前参箇条件下知
近日宜承知依仰行之

延文三年正月十八日

修理執行当息長

（一、三五八）

修理執行綾力

右の文から見ると勝手に作物を植付けることは出来なかつた。これは貢租の関係があるからである。この文によつて国

分地方に苧麻桑による纖維製品の原料が生産され、漆を植えて工業原料が生産されたことがわかる。

同様の政所下文が嘉吉元年（一、四四一年）修理別当大法師名で出されている。

（二）土地制限の解除

明治六年（一八七三）政府は維新以後の諸事業に莫大な経費を要した。この費用は三井、小野、島田、鴻池等の大商人に課した御用金や大政官札を発行して財政を賄つた。版籍奉還後は藩が徴収していた貢租をそのまま、受継いだ。この貢租主に現物の米穀で納められたが、農作物の豊凶や米価の変動に左右せられたので、予算として政府が計画をたてにくかつた。又藩によつて税率も違つていた。

以上の様な理由で政府は地租の改正を行つた。

△地租改正令

廃藩置県後、大蔵省から「米麦雜穀に限らずその土地に適するものを栽培せしむ」と土地利用の制限を解除し耕作の自由を認め、明治五年（一八七二年）太政官布告で「地所永代売買の儀從來禁制の處、自今、四民共売買致所持候儀差許候事」として、田畠永代売買の禁、分地制限令を解除した。

永代売渡証書

大豆壺石五升三合
地価五百三拾貫文印

大豆壺石五升三合

右地面双方熟談ニ依テ永代売渡し候儀
相違無御座候、就而ハ地価金右員數ノ通正ニ受取申候左候而往々ニ至リ何事申上間敷後リ為メ（念）御規則ノ印紙並證杯人連印ヲ以売渡シ証書如件

売主 満富袈裟次郎印
かゝり合 小松惣右衛門印

明治十二年卯四月二日

松田仲之丞様

（註）證杯人（ショウハイニン）證據人
かゝり合（関係人、証人）

売渡証

字竹下
二千八百七十三番

一、田反別七畝二十三歩

持主 德持金太郎

此地価金四円六十七銭

此地租金十一銭七厘

右之地所 地価金三十二円ヲ以貴殿へ

売渡候儀ハ実正也券狀等ノ書換之儀ハ

御方御勝手次第可被成候依為後日

上畠 五間半
二十二間 四畳毫歩

新右衛門

売主

徳持金太郎

保証人

永吉吉三

明治十六年旧三月一日

松田仲之丞殿

前書之地所相違無之候也

姫城村與合世話人

満富計左次郎

これは明治十二年の永代売渡証書であるが、大豆壹石五升三

合とあるのは検地による収穫高を物納させた土地評価額であり、課税（貢租）のための土地評価であると考えられる。この頃迄

明治二十年になると各郷に登記所が設られ旧清水郷に弟子丸登記所があつた。

明治二十四年頃になると国分に加治木区裁判所国分出張所で土地売買の登記移転事務がなされている。これから現在の不動産登記が行われる様になつた。

⑤ 地租改正と新税法

明治維新の新政府によつて封建的諸制度は廃止改革されたが、租税については江戸時代の貢租制度が踏襲されていた。明治五年には新政府の型を整える等の事情もあって増税の兆候さえあつた。

封建時代の貢租は作物の出来高によつて左右せられたので藩政や幕府、明治新政府に至つても財政の不安定さがあつた。新政府はこの不安定財政は貢租が現物であることにより豈図または物価の上り下りによることが原因であることを究めて税法を改正して財政の安定を企図した。政府は明治七年（一八七四）に地租改正条例を公布して地租の改正に着手した。

この新税法の改正点は從来収穫を標準としていたのを改めて地価を定めて課税標準として税率を地価の百分の三と決め、物納制

は地券が各個人に手渡されていなかつたものと見られる。

明治十六年頃になると整備され売渡証に字、地番、地目、地積、地価金、地租等が明記されて居る。売渡書の最後に前書之地所相違無之候也とあつて姫城村與合世話人満富計佐次郎が、売買を証明している。

明治十七年頃になると売渡証と地券と戸長役場の割印がなされ、証書の最後に地売第×号と朱書して「前書之地所相違無之候也」と書かれ、右戸長代理、田係何某印と書き割印がなされて売渡しが証明されて所有権の移動が行われている。

明治十七年五月頃になると各村（大字）の戸長名で土地売買所有権の移転が証され、明治十八年九月になると戸長名で「田第×号、前書地所之売買ヲ公認ス」と公証している。

を廃して金納制としたことであった。作物の豊凶によらず増減無く一定の税収が確保できることであった。

新税法は明治九年（一八七六）から実施され金納制となつたが、その価額は「旧蔵の米価」によって収めることにしたが、米価が下落した、め貢租の額は倍額となつた。その上収穫が納らないのに納期が迫つた、め農民は苦境に立たされた。そのほか畠の租も増え民費賦課の法が新に設けられ増税の方向にあつた。

封建時代から解放感に喜んだ人民も貢租という「かせ」から脱する事は出来なかつた。重税に困窮して來た農民は減税を主張し全国に騒動が起つた。この世論によつて政府は明治十年（一八七七）に地価の百分の二・五に貢租を引下ることになつた。

「竹槍でどんと突き出す二分五厘」というのはこの時のことである。

明治六年（一八七三）から明治十四年（一八八一年）迄の間に検地を行つて地券（土地所有証明）を発行して、準備の出来た地方から地租改正を実施した。

従来収穫高によつて耕作農民に課し米穀などを物納させて居たのを改め、地価の百分の三を土地所有者に課し現金で納めさせ入会地を国有にした。

○ 地租改正に対する明治十年の措置

地租改正令が出て明治十年の西南役によつて鹿児島県は他府県より遅延したものと先にも述べたが次の「地租改正事務総裁への上申書」を見ると官軍賊徒が一時占拠して兵災に罹り焦土荒廃して士民が帰住しかね非常の苦困に陥りとある通り税の賦課徵集等に困難を來したことを知ることが出来る。

罹災の深浅調査の上税額を徵し」とあるのを見ると戦災による度合に応じて賦課徵集が勘案されたこと、思われる。

① 地租改正事務総裁への上申書

当県下本年租額を定むるの儀御委任被或度旨八月中上申致候處九月二十七日付を以云々御指令相成候に付不遠徵集之貢額を結具了申可仕運々有之然るに沽券税地之開戦以来鹿児島は勿論谷山、重富、加治木、福山其他各郷麓（所謂外域是也方言）の如きは官軍又は賊徒一時占拠する所となり自然兵災に罹り焦土荒廃に屬するもの不少未た全く士民帰住仕兼実に非常の困苦に陥り候儀に付是又先般御指令済に基き罹災之深浅調査之上相当の税額を徵し田畠一同可申上候間御聞置被下度此旨上申仕候也。（丁丑日誌より）

明治十年西南の役で薩、隅、日等の地は混乱し貢租米等についても懸念されたようで明治十一年十二月十二日雨水曜日、丙第三十二号布達を以て次の様に薩隅両州へ貢米上納手続書が布達された。

布達の内容は次に掲げる通り従前的方式通りで取立てについては戦災地と雖もゆるめて居ないことがわかる。

第五条を見ると縄俵及米拵等一俵毎に米性の善悪、縄俵等を正副戸長が検査して不都合の分は説論して拵直しを命ずるようになり第八条では小撰より三俵つ、量り様し若し不足の節は其の小撰丈けの俵数へ其の不足米を増加せしめ石詰別俵を以て上納を申付可しと厳しい達しをしている。又九条では三益入りは九十五升を以て定法とし輕重定法より四升以上の差あるものは別俵とし拵直を申付る等の布達をしている。当時貢租米の上納が厳しかつたことを推測することが出来る。

① 明治十年貢米上納手続き

薩隅両州

本年貢米上納手続の儀別紙之通相定候事此旨布達候事

第一条 貢米拵方の儀は従前の通り碎ヶ米糲交り等無之様可成

丈ヶ念ヲ入レ可申事

第二条 縄俵拵方は是又従前の通相心得精々念入れ粗漏の拵方

致間敷事

第三条 俵入の儀は其村々の仕来に拵り従前の通り三益入或は

二益入に相仕立目溢れ欠減等無之様可致事

第四条 貢米量り立の儀は従前の通り起先の法に做左の通り取

納取計可致事

三益入一俵 本租米三斗二升

延米壱升六合

小以来三斗三升六合

外米一升六合込米金納の分は此込米上納に

及ばず

合米三斗五升二合

此量目八十八斤従前の一先に当る

外縄俵此量凡七斤

量用合九十五斤

二益入一俵

本租米二斗一升三合

延米壱升一合

小以外二斗二升四合

外米壱升壱合込米 金納の分は此込米上納に及ばず

合米二斗三升五合

此量目五十九斤 従前の一先に当る。

外縄俵

此量凡六斤

量目合六十五斤

第五条 各村に於て繩俵及米拵等出来候はば其村村便宜の場所

へ取集めさせ割印村収納と云正副戸長に於て壱俵毎に米性の

善惡繩俵及俵入等を検査し不都合の分は説諭の上拵直し申付

格護致し置べし

第六条 右格護中火盜等に罹らざる様昼夜番人を附置其俵数は戸長より県庁へ届出べし

但本文番人の費用は其村費たるべし

第七条 第五条の通村収納出来其旨届出候節は上納の月日を期し官員本藏所迄出張し米拵の善惡及び俵入等を検査し受取の上藏入取計べし

但官員出張の期限は其時に可相達事

第八条 俵入改方は五百俵を以て一大拵とし其内より同斤の俵數を各小拵に分ち闇入の上各小拵より三俵つゝ量り様し取計ひ若し不足の節は其小拵丈けの俵数へ其不足米を増加し石詰

別俵を以上納申付可し但五百俵以下百俵迄は本文の通り取計ひ百俵以下三拾俵迄は一小拵より二俵つゝ量り様し三拾表以下は一小拵に壱俵つゝ量り様し本文の通取計ふ可し仮令へは其例左の如し

第九条 前条の斤量を収入す可しと雖ども二盃入は九十五斤を以て定法とし若し輕重定法より四斤以上の差異あるものは別俵とし更に拵直申付へし又二盃入は六十五斤を定法とし定法より以上の差あるものは別俵とし更に拵直し申付べし

第十条 赤米の俵は米性も粗惡なるが故自然斤量も又輕量なるべし因て實際収入の節斟酌の上前ヶ条に準ず。

第十一条 倉庫の俵ハ從前のヶ所迄収納の筈に候共自然兵乱の為の焼亡或は大破等に罹る分は接近便宜の蔵の莊所へ合収し又小破の分は至急修繕を加へ設所迄収納候儀と相心得べし

一米五百俵 一大拵とす

百俵 九十六斤

三百俵 九十五斤 一小拵

百俵 九十四斤 一小拵

二盃入

一米五百俵

内百俵 六十六斤 一小拵

三百俵 六十五斤 一小拵

百俵 六十四斤 一小拵

右一小拵毎に闇入の上当闇の三俵を量り様し又百俵迄は一小拵に付二俵つゝ三拾表以下は一小拵に付壱俵つゝ量り様し本文の通り取計ふべし

第十二条 従前延米及込米の如きは現に収納すと雖ども渾て其の受納証へは登記せざるの習慣に候處本年は本租は勿論

延米とも御規則の通収入し其請取証を下附すべし

第十三条 斤量及び耕廻は其方にて事馴れたる者を撰み取扱を

申付すべし

第十四条 差札の儀は左の通りたるべし

長さ壹尺位、巾八分位竹にて宜し

月日	見分	戸長
何郷何村	何之誰	

(以上)

地租改正の後は政府の財政は安定して地租の経常歳入に対す

る割合は一八七二年には八割強となり、一八七三年には八割五分を占め、政府当局は「地租は國家ノ経費ヲ供給スル大本ト為ス」「全国ノ租税中地租ハ十ノ八、九ニ居ル」(地租関係書類彙纂)と述べている。産業の発展、対外活動を進めやすくなり、農民の土地所有権が明確になつた。

然し一方に於ては地租は当時の土地収入の三割以上に当り、藩政時代の貢租と変らなかつた。土地の所有権が明確になると小作人(下作人)は以前と変らず高い小作料を現物で納めなくはならなかつた。そのうえ金納は地主に有利で大地主も發生した。入会地の国有化は、農民にとつて不利で飼料や薪類などを採る土地を失はせた。本土山(東国分本土)など、その一例である。

④ 改正後の変化

御一新の政府の政策は国民の期待を裏切つた形となつた。新らしい政策が次々と出され、太陽暦採用、学校設立、種痘の実施、戸数調査、穢多の開放、キリスト教禁制撤廃等に農民は反抗的であつた。その件数は明治の初年から十年間に百九回以上に達した。

政府は明治十年(一八七七年)に地租を百分の二・五に引き下げた。この反抗運動で自信を得た農民は、「竹槍でどんとつき出す二分五厘」などといって、のちには自由民権運動と結びついた。

政府は明治十年(一八七七年)に地租を百分の二・五に引

⑤ 地租改正の収入の変化

上の表は地租改正後の国、地主、小作人の各々の収入率を示しているが、地主の率だけが上つてゐる。当時米価は上がり、現物で納める小作料には変化がなかつたが、小作料から地租を控除した地主の収入は米価の上つた分だけ増大したことになる。

当時の地方官心得に示された検査例によると、田一反の収穫米一石六斗、石三円として代金四円八十銭のとき、地租は一円二十二銭四厘、村入費は地租の三分ノ一で四十銭八厘、地租と村入費を合せると収穫米代価の三四パーセントに当つて居る。

④ 地租改正前後の取りまえの変化

江戸時代の小作関係は、明治以後になると、地主または自作農が地租納入責任者となり、その関係も物納小作料によつて再統一された。然し地租改正以後、年貢である地租は金納であるのに、小作料は物納であつたため商品生産や資本生産の急激な発達によつて米価が高騰し地主は利益を収めることが多くなつた。そのため一定している地租は相対的に地主、自作農の収入に対する割合を減することとなつた。

地主は土地所有者となり、実質上全余剰生産物を搾取するようになるので税が減ずるに反して地主の総米は増加していくことになつた。耕作者は江戸時代末期に比べ一八八五年（明治十八年）には僅かに三パーセントの増加しか示していない。

（中田一反あたり取りまえの変化）

⑦ 反収基準引上げによる増税

明治十二年五月襲山郷嘉例川村の地位等級反別調牒があるが田は一等級から等外一等迄七段階に区分されて畠は同じく一等級から等外一等迄六階級に区分、宅地は一等から六等級迄区分されて居る。切換畠は一等、二等の二段階に区分されて居る。

明治十二年に等級別反別調をして一応基礎を抑え、翌十三年に反当収穫量を等級別に定め同十三年の十一月に地価金の決定をして居る。

この調査は税率が三分から二分五厘に引下げられた後の調査であるが明治十三年の初の調査では一等田反収壱石二斗二升となつて居るが、同年十一月の等級収穫地価調べによると、一等田反収は一石八斗と五斗八升の上昇が見られる。二等田に於ては壱石壱斗が壱石六斗と五斗の上昇が行われ以下全地目等級別反収は全部引上げられて居る。税率を二分五厘に引下げても十三年の基準反収が十二年調査より〇・四七%上昇して居ることによつて二分五厘の引下げは十三年には増税となつて現われた事は間違いない。

⑧ 田、畠、宅地、切換畠の等級区分

明治十二年卯十一月の大隅国桑原郡襲山郷嘉例川村の地位等級反別調牒があるが、

- 田は一等級から六等級にわけ等外一等の七階級にわけられて居る。
- 畠は一等級から五等級迄にわけ等外一等の六階級にわけられて居る。
- 宅地は一等級から六等級迄わけられて居る。

○切換畑は一等二等の二階級にわけられて居る。

明治十二年卯五月の嘉例川村の地位等級反別調牒は次のよう
に区分されて居る。

襲山郷嘉例川村地位等級反別表

一等	田七反三畝拾七歩
二等	田六反七畝四歩
三等	田壱町四反壱畝拾壱歩
四等	田貳町五反五畝二十四歩
五等	田七町四反五畝五歩
六等	田拾町七反壱畝二十貳歩
小計	反別貳拾三町五反四畝二十三歩
等外一等	田拾町貳反八畝二十歩
合計	反別三拾三町八反三畝拾三歩
一等	烟四反拾七歩
二等	烟壱町七反四畝拾歩
三等	烟四町三反八畝拾七歩
四等	烟拾七町九反壱畝六歩
五等	烟百町九反七畝二十五歩
小計	反別百二十五町四反貳畝拾五歩
等外一等	烟五拾三町六反五畝拾八歩
合計	百七拾九町八反八畝拾貳歩
一等	宅地八反八畝拾貳歩

二等 宅地壱町七反四畝二十歩

三等 宅地四町貳反壱畝二十九歩

四等 宅地三町八反四畝四歩

五等 宅地五町六反壱畝拾三歩

六等 宅地四町四反貳畝二十壱歩

合計反別 二十町七反三畝九歩

一等 切換畑五拾三町八反九畝拾歩

二等 切換畑百二十四町壱畝拾九歩

合計 百七拾七町九反二十九歩

物合計反別 四百拾壱町五反五畝二十四歩

明治十二年卯十一月二十四日

収 穩 調 (明治十三年)

明治十三年襲山郷嘉例川村収穫調がある。等級別に田、畑、
切換畑の反別が集計され反当生産量が決められ収穫米量が算
出している。

この調べは田は米で畑、切換畑は大麦で反収基準が示され
ている。藩政時代は水田を除く畠、山畑、屋敷は大豆で評価
されているが明治になつて畑類は大麦で示されて居る。

(3) 反当収穫量基準級差

田に於て反当収穫基準は一等田壱石貳斗五升で六等級迄は
壱斗五升の級差が附せられて居る。六等級と等外の級差は五
升である。

畑に於ては一等級より等外迄の反当基準級差は一等級九斗五升を基準に毫斗五升の級差が附せられて居る。

切換田に於ては一等級と二等級の差は田地と同様五升の級差が附けられて居る。

明治十三年

襲山郷嘉例川村収穫調

一等田 反別七反三畝拾七歩 壱石貳斗五升

収穫米九石毫斗九升五合

二等田 反別六反七畝四歩 壱石毫斗

収穫米七石三斗八升四合

三等田 反別毫町四反毫畝拾壹歩 九斗五升

収穫米拾參石四斗二升九合

四等田 反別貳町五反五畝二十四歩 八斗

収穫米貳拾石四斗六升四合

五等田 反別七町四反五畝五歩 六斗五升

収穫米四拾八石四斗三升五合

六等田 反別拾町七反毫畝二十貳歩 五斗

収穫米五拾三石五斗八升六合

等外一等田 拾町貳反八畝二十歩 四斗五升

収穫米四拾六石貳斗八升九合

合計反別 三拾三町八反三畝拾參歩

収穫米百九拾八石七斗八升二合

平均毫反歩二付

五斗八升七合五勺三才

畑 (収穫調) 明治十三年

一等畑 反別四反拾七歩 九斗五升

収穫大麦三石八斗五升三合

二等畑 反別毫町七反四畝拾歩 八斗

収穫大麦拾三石九斗四升六合

三等畑 反別四町三反八畝貳拾七歩六斗五升

収穫大麦貳拾八石五斗六合

四等畑 反別拾七町九反毫畝六歩 五斗

収穫大麦八拾九石五斗六升

五等畑 反別百町九反七畝二十五歩 三斗五升

収穫大麦三百五拾三石四斗貳升四合

等外畑 反別五拾三町六反五畝拾八歩 貳斗

収穫大麦百六拾石九斗六升八合

計反別百七拾九町八畝三歩

収穫大麦六百五拾石貳斗五升七合

平均毫反歩二付

三斗三升三合一勺五才

切換畑 (収穫調) 明治十三年

一等畑 反別五拾三町八反九畝拾歩 壱斗五升

収穫大麦八拾石八斗四升

二等 反別百二十四町壱畝拾九歩 壱斗

収穫大麦百二十四石壱升六合

計 反別百七拾七町九反二十九歩

収穫大麦貳百四石八斗五升六合

平均壱反歩二付

壱斗壱升五合壱勺五才

田畠総面積に対する等級別反別の百分比

地目級	田(百分比)	畠(百分比)
一等級	0.02%	0.025%
二等級	0.02%	0.01%
三等級	0.04%	0.024%
四等級	0.08%	0.100%
五等級	0.20%	0.560%
六等級	0.32%	—
等外	0.30%	0.300%
	100%	100%

表の通り一等級は田、畠
共に二%と一・五%。

三等級迄は何れも比率は
低い。

四等級以下の比率は大き
いことがわかる。

田畠共に五等級以下が何
れも八%以上を示して居る。

○宅地に於ては一等から六等迄の六階級に区分して等級別に地積が集計されて居る。最高の一等宅地の反当り二十四円三拾錢から六等級の反当り五円八錢五厘八毛迄六階級の反当り基準が金額で示されて居る。平均すると反当り金拾貳円九厘三毛〇八となつて居る。地租金は地価金の二分五厘となつて居る。

○切換畠は一等から二等迄の一階級にとどまり区分され等級別の面積集計がなされて居る。反収基準は平均大麦壱斗一升三合三勺となつて居る。大麦価は石当り貳円三拾八錢、利子六朱である。

○林は一等から二等迄区分せられ壱町歩に付壱等級拾貳円五十錢、貳等拾円二十錢となつて居る。

○山林 一等級から三等級迄区分され、一等一町歩に付九円六拾四錢六厘から三等級壱町に付七円拾五錢迄である。

毛となつて居る。

○畠は各等級別に集計し一等級から等外六階級に区分反当収穫量基準は麦石で決められて居る。維新前は畠は大豆で基準反収が決められていた。平均反収基準量は大麦五斗五升一合二勺九才外八三五となつて居り大麦価は石当り貳円三拾八錢、利子六朱となつて居る。地租金は地価金の二分五厘となつて居り政府が三分から引下げた率であることがわかる。

明治十三年十一月に作成提出された大隅国桑原郡嘉例川郷(村)の土地等級収穫地価調査によると明治十二年の地位等級反別調べと同十三年の収穫調査を一諸にして等級別に反当収量の基準を決め等級別に区分された面積集計が行われ、この面積の収穫米、地価金、地租金が算出されて居る。地租金に対する地租金の割合は二分五厘である。この時の米価は石当り四円九拾參錢、利子六朱となつて居る。米の平均反収は八斗八升一合六勺二才六

八円拾五銭から三等級壱町に付六円拾五銭迄区分されて居る。

○林場 一等級から貳等級迄区分され一町に付貳円二十三銭、二等級壱町に付壱円九拾銭に区分されて居る。

○山 一等級から貳等級に区分され一等級に付壱円四十二銭、二等級一町に付壱円十二銭となつて居る。林、山林、藪、林場、山と細かく分類されて地価決定がなされて居ることは明治時代のめん密なる地租改正の周到さが伺われる。この他に嘉例川村の中に温泉敷地の地価評価があることである。反当り約二二円五〇銭見当で宅地一等級と二等級の中間である。所謂宅地一等級に近い評価がなされて居ることである。

卷末に嘉例川戸長の園田彦左衛門、書載人石橋儀輔外嘉例川村の惣代福留太左エ門他五人の惣代が連署捺印して、

萬一不都合之調方仕後日相顯於て者如何様之御处分被仰付候共不苦候と正確であることを誓約して居る。

書載人は何れの場合でも近隣の郷や在所の者ではなく、この場合は福岡県筑前国鞍手郡小牧村出身の石橋儀輔である。恐らくこの石橋は明治十年丁丑の戦時から県や郡の官員として指導的立場の人が転属して居るが、その一人ではないかと推量される。この様な緻密な検地調査が行われて地租改正が行われ從来の米、大豆等の反当収穫基準から円、銭の金銭数字に変つて来たことである。物納貢租をやめて一律に金納制とし豊凶による政府の貢租増減の差をなくし安定した歳入源を求めた新税法とも言う可きものである。

明治十三年の反当基準反収の引上げ。

明治十三年一月頃の反収基準と同年十一月の基準反収比較であるが、各等級別に増石されて居る。一等田で44%、二等田で45.5%、三等田で47%、四等田で50%、五等田で53.8%、六等田で60%、等外田で35%の増率である。一等級から等外田の平均増石率は48%である。下位等級の増石率が高くなつて居ることもわかる。

(襲山郷嘉例川村収穫調)

等級 年次	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	等外1等	
明治13年4月	石斗合 12.50	石斗合 11.00	石斗合 0.95	石斗合 08.00	石斗合 06.500	石斗合 05.00	石斗合 0.450	地区申告
明治13年11月	18.00	16.00	14.00	12.00	10.00	0.800	0.618	検地による決定
反 収 増	5.50	5.00	4.50	4.00	3.50	3.60	1.68	地区申告と検地との差
増 石 %	0.44%	0.454	0.474	0.500	0.538	0.600	0.351%	増 加 割 合

明治十三年辰五月襲山郷六ヶ村新旧税差引帳嘉例川村と言うのがある。

襲山郷六ヶ村とあり、襲山郷六ヶ村の地目別地積、検査収穫量、地価金、地租金等が集計され下段に但貢納石代相場八掛算出、反当壱石壱斗六升五合、米価四円九拾三錢利子六朱と但書がある。

更に明治十三年十一月に、等級収穫地価調牒大隅国桑原郡嘉例川村がある。内容は全十三年辰五月製山郷六ヶ村新旧税差引帳と差違は無いが五月の新旧税差引帳には米価四円九拾三銭、利子六朱、大麦貳円三十八銭利子六朱の算定基礎数字等が書入れてあるので十一月の調牒の下段に記入し地目、地積等の重複をさけた。

襲山郷六ヶ村

定免貢金七千八百三拾貳圓七錢三厘
但十一貢納石代相場八掛算出

一、改正田三百拾六町八畝二十三步

檢查收穫米三千六百八拾貳石四斗貳升一合三勺

此地価金拾五万四千三百拾壹円八拾六錢

此地租金三千八百五拾七円七拾九錢七厘。但米價四円九拾參錢利子六朱

定免トノ差引金二千九百七拾四円貳拾七錢六厘減

定免貢金千七百七拾七円五拾三錢

一、改正
畠地反別八百八拾壹町七反貳畝九步

此地価金拾三万三千貳百六円九拾九錢

此地租金三千三百三拾円拾七錢五厘

定免ノ差引金千五百五拾貳円九拾四錢五厘增

内訳

畠反別七百九拾壹町三反六畝拾九歩

検査収穫大麦五千七百拾三石六斗六升四合九勺

此地價金拾壹萬五千五百八拾七圓四拾四錢但反當七斗二升二合

此地価金壹万三千四百拾壹円九拾八錢但反當
壹斗五升
此地租金三百三拾五円三拾錢但大麦価貳円三拾八錢
利子六分

嘉例川村

一、田反別三拾三町八坂三畝拾三步

此収穫米貳百九拾八石三斗五升九合七勺

此地価金壹万貳千五百貳円七拾六錢

此地租金三百拾貳円五拾六錢九厘

但一反二付米八斗八升壹合八勺貳才六

一、畑反別百七拾九町八畝三步

此収穫麦九百八拾七石貳斗七升六勺

此地価金壹萬九千九百七拾貳円四拾八錢

此地租金四百九拾九円三拾壹錢貳厘

但一反二付麦五斗五升壹合貳勺九才八三五一

一、宅地反別貳拾町七反三畝九步

此地価金貳千四百八拾九円八拾九錢

此地租金六拾貳円二十四錢七厘

但一反二付金拾貳円九厘三毛〇八

一、切換畑反別百七拾七町九反二十九步

此収穫麦三百八石三斗貳升

此地価金六千貳百三拾七円三拾壹錢

此地租金百五拾五円九拾三錢貳厘

但一反二付麦壹斗七升三合三勺

此地租金七拾八円六錢六厘

明治十三年十一月

等級収穫地価調牒

大隅国桑原郡

嘉例川村（村）

壹等田七反三畝拾七步

壹反步二付
米一石八斗
金七拾五円四拾貳錢九厘
此金七拾五円四拾貳錢九厘

此地価金五百五拾四円九拾錢

此地租金拾三円八拾七錢三厘

貳等田六反七畝四步

壹反步二付
米一石六斗
金六拾七円四錢八厘

此収穫米拾石七斗四升壹合三勺

此地価金四百五拾円拾壹錢

此地租金拾壹円貳拾五錢三厘

三等田壹町四反壹畝拾壹步

壹反步二付
米一石四斗
金五十八円六十六錢七厘

此収穫米拾九石七斗九升壹合貳勺

此地価金八百貳拾九円三拾五錢

此地租金貳拾円七拾三錢四厘

四等田貳町五反五畝二十四步

壹反二付
米一石貳斗
五拾円二十八錢六厘

此収穫米三拾石六斗九升六合

此地価金千貳百八拾六円三拾貳錢

此地租金三拾貳円拾五錢八厘

五等田七町四反五畝五步

壹反步二付
米一石八斗
金四拾壹円九拾貳錢五厘

此収穫米七拾四石五斗壹升六合六勺

此地価金三千百貳拾貳円六拾貳錢

此地租金七拾八円六錢六厘

六等田拾町七反壹畝二十貳步 壹反步二付
米八斗

此收穫米三千五百九拾貳円八拾八錢

此地佃金四百貳拾三円貳拾壹錢

此地租金拾円五拾八錢

三等畠四町三反八畝拾七步 壹反步二付
麥壹石

此收穫金大麥四拾參石八斗五升六合六勺

此地佃金八百八拾七円貳拾貳錢

此地租金貳拾貳円拾八錢壹厘

等外一等田拾町貳反八畝二十步 壹反步二付
米六斗壹升八合
二十五円

此收穫米六拾三石六斗三升四合壹勺

此地佃金貳千六百六拾六円五拾九錢

此地租金六拾六円六拾六錢五厘

此地佃金貳千六百六拾六円五拾九錢

此地佃金貳拾貳円拾八錢壹厘

合計反別三拾三町八反三畝拾三步

此收穫米貳百九拾八石三斗五升九合七勺

此地佃金七拾貳円四拾七錢貳厘

五等畠百町九反七畝二十步 壹反
金拾六円拾八錢四厘

此收穫大麥六百五石八斗七升

此地佃金貳千貳百五拾六円七拾五錢

米八斗八升一合八勺二才六毛

但米佃金四円九拾三錢

利子六朱

一等畠四反拾七步 壹反步二付
麥壹石四斗

此收穫大麥五石六斗七升九合貳勺

此地佃金百拾四円八拾九錢

此地租金貳円八拾七錢貳厘

貳等畠壹町七反四畝拾步 壹反步二付
麥壹石貳斗

此收穫大麥貳拾石九斗二升金四円二十七錢六厘

此地佃金四百貳拾三円貳拾壹錢

此地租金拾円五拾八錢

三等畠四町三反八畝拾七步 壹反步二付
麥壹石

此收穫金大麥四拾參石八斗五升六合六勺

此地佃金八百八拾七円貳拾貳錢

此地租金貳拾貳円拾八錢壹厘

等外一等田拾町貳反八畝二十步 壹反步二付
米六斗壹升八合
二十五円

此收穫米六拾三石六斗三升四合壹勺

此地佃金貳千六百六拾六円五拾九錢

此地佃金貳拾貳円拾八錢壹厘

此地佃金貳千六百六拾六円五拾九錢

此地佃金貳拾貳円拾八錢壹厘

此地佃金貳千六百六拾六円五拾九錢

此地佃金貳拾貳円拾八錢壹厘

此地佃金壹万貳千五百貳円七拾六錢

此地租金三百拾貳円五拾六錢九厘

但平均一反步二付

此地佃金貳拾貳円四拾壹錢九厘

等外一等畠五拾三町六反五畝拾八步 壹反步二付
麥三斗壹升一合四勺五才〇一

此收穫大麥百六拾七石六斗四升八合八勺

此地佃金三千百九拾壹円五拾四錢

此地租金八拾四円七拾八錢九厘

合反別百七拾九町八畝三步

此收穫大麥九百八拾七石貳斗七升六勺

此地佃金壹万九千九百七拾貳円四拾八錢

此地租金四百九拾九円三拾壹錢貳厘

但平均壱反歩二付

大麦五斗五升一合二勺九才外八三五一

但大麦価金貳円三拾八錢

利子六朱

一等宅地八反八畝拾貳歩壱反歩二付
二十四円三拾錢

此地価金貳百拾四円八拾壹錢

此地租金 五円三拾七錢

二等宅地壱町七反四畝二十步壱反歩二付
二十一円四十錢

此地価金三百五拾六円三拾貳錢

此地租金八円九拾錢八厘

三等宅地四町貳反壱畝二十九步壱反歩二付
拾六円六十錢

此地価金七百円四拾七錢

此地租金拾七円五拾壹錢貳厘

四等宅地三町八反四畝四歩壱反歩二付
金拾貳円七拾錢

此地価金四百八拾七円八拾五錢

此地租金拾貳円六拾九錢六厘

五等宅地五町六反壱畝拾三歩壱反歩二付
金九円

此地価金五百五円貳拾九錢貳厘

此地租金拾貳円六拾三錢貳厘

六等宅地四町四反貳畝二十壱步壱反歩二付
金五円八錢五厘八毛

此地価金貳百二十五円拾五錢

此地租金五円六拾貳錢九厘

計反別貳拾町七反三畝九步

此地価金貳千四百八拾九円八拾九錢

此地租金六拾貳円九拾四錢七厘

但平均壱反歩二付

金拾貳円九厘三毛〇八

壱等切換烟五拾三町八反九畝拾歩壱反歩二付
麥貳斗一升六合九勺二才一四

此收穫大麦百二十貳石貳斗九升五合五勺

此地価金貳千四百七拾四円四錢

此地租金六拾壹円八拾五錢一厘

二等切換烟百貳拾四町壱畝拾九步壱反歩二付
麥貳斗五升

此地価金三千七百六拾三円二十八錢

此地租金九拾四円八錢貳厘

合計反別百七拾七町九反二十九步

此收穫大麦三百八石三斗貳升

此地価金六千貳百三拾七円三十壹錢

外老錢已

此地租金百五拾五円九拾三錢貳厘

外壱厘已

但平均壱反歩二付

大麦壱斗七升三合三勺

壱等林貳反六畝拾貳歩壱町步二付
金拾壹円五十錢

此地租金三円四錢

此地租金七錢六厘

貳等林九畝步壱町步二付
拾円二十錢

此地価金九拾貳錢

此地租金貳錢三厘

合反別三反五畝拾貳步

此地価金三円九拾六錢

此地租金九錢九厘

壹等山林四町八畝拾五步壹町步二付
九円六拾四錢六厘

此地価金三拾九円四拾錢

此地租金九拾八錢五厘

貳等山林九町六反拾六步壹町步二付
八円四拾錢

此地価金八拾円六拾八錢

此地租金貳圓壹錢七厘

三等山林五拾貳町七反四畝拾步壹町二付
七円拾五錢

此地価金三百七拾七円拾壹錢

此地租金九円四拾貳錢八厘

合反別六拾六町四反三畝拾壹步

此地価金四百九拾七円拾九錢

此地租金拾貳円四拾三錢

此地価金四円六拾貳錢

此地租金拾壹錢六厘

貳等敷貳町五反四畝二十六步壹町二付
七円拾四錢

此地価金拾八円貳拾錢

此地租金四拾五錢五厘

三等敷三拾町三反四畝九步壹町二付
六円拾五錢

此地価金百八拾六円六拾壹錢

此地租金四円六拾六錢五厘

合反別三拾三町四反五畝二十五步

此地価金貳百九円四拾三錢

此地租金五円二十三錢六厘

壹等秣場壹町八反壹畝步壹町二付
貳円二十三錢

此地価金四円四錢

此地租金拾錢壹厘

貳等秣場七拾五町五反九畝壹步壹町二付
壹円九十四錢

此地価金百四拾六円六拾錢

此地租金三円六拾六錢六厘

合反別七拾七町四反壹步

此地価金百五拾円六拾九錢

此地租金三円七拾六錢七厘

壹等山反別三反步壹町二付
壹円四十二錢

此地価金四拾三錢

此地租金壹錢壹厘

貳等山反別五反四畝步壹町二付
壹円十二錢

此地価金六拾壹錢

此地租金壹錢五厘

合反別 八反四畝步

此地価金壹円四錢

此地租金貳錢六厘

物計反別七百九拾壹町九畝二十步

内訳

民有地反別六百拾町貳反七畝貳步

此地価金四萬貳千百九円七拾四錢

此地租金千五拾三円貳拾四錢貳厘

内訳

反別四百拾壹町五反五畝二十四步

此地価金四萬千貳百貳円四拾三錢

此地租金千三拾円四拾六錢九厘

内反別三町八反三畝拾三步

此地価金壹萬貳千五百貳円七拾六錢

此地租金三百拾貳円六拾三錢四厘

烟反別百七拾九町八畝三步

此地価金萬九千九百七拾貳円四拾七錢

此地租金四百九拾九円四拾三錢六厘

宅地反別貳拾町七反三畝九步

此地価金貳千四百八拾九円八拾九錢

此地租金六拾貳円貳拾七錢貳厘

切換烟反別百七拾七町九反二十九步

此地価金六千貳百三拾七円三拾壹錢

此地租金百五拾六円拾貳錢七厘

温泉敷地反別貳畝六步

此地価金四拾五円

此地租金壹円拾貳錢五厘

反別百七拾八町四反八畝拾九步

此地価金八百六拾貳円三拾壹錢

此地租金貳拾壹円六拾四錢八厘

内林反別三反五畝拾貳步

此地価金三円九拾六錢

此地租金九錢九厘

山林反別六拾六町四反三畝拾壹步

此地価金四百九拾七円拾九錢

此地租金拾貳円四拾七錢三厘

藪反別三拾三町四反五畝二十五步

此地価金貳百九円四拾三錢

此地租金五円貳拾六錢拾六錢三厘

林場反別七拾七町四反壹步

此地価金百五拾円六拾九錢

此地租金三円七拾八錢六厘

山反別八反四畝步

此地価金壹円四錢

此地租金貳錢七厘

荒反別拾九町七反八步

田反別三町壹反九畝二十九步

明治十二年ヨリ迄 七ヶ年季

畠反別拾六町五反九步

明治十二年ヨリ迄 五ヶ年季

反別五反五步

内

墳墓地反別四反六畝五步

溜池反別 四畝步

官有地反別百八拾町八反貳畝拾八步

内訳

社地反別四反貳畝二十壹步

反別百八拾三町壹反八畝五步

内

山林反別三町壹反八畝五步

藪反別 壱町七反貳畝二十步

原野反別百七拾五町貳反八畝拾七步

柴生地反別 壱反壹畝拾四步

草生地反別 九畝壹步

字九拾四筆

筆数四千四百七拾五筆

右者今般地租御改正私共立会一筆限地価調査候處前記之通相
違無御座候萬一不都合之調方仕後日相顯於テ者如何様之御処
分被仰付候共不苦候依之戸長惣代人連署仕帳面差上申候也

大隅国桑原郡嘉例川邨（むら）

惣代 福留太左エ門印

全 今村 基太郎印

全 今 吉 次 郎印

惣代

全 堂 下 助 市印

全 福永嘉右エ門印

全 上福元八次郎印

福岡県筑前国鞍手郡小牧邨

書載人

石 橋 儀 輔印

戸 長

園田彦左エ門

② 農民の経済不調と小作制度

江戸時代末期になると土地の集中が、郷土や商人の手に移
行し明治初期になると相当な土地がこれ等の階級のもとに集

つたものと考えられる。

封建時代の属地的社會制度の奴隸的存在でしかなかつた農民は圧倒的屈従から解放され自由になつたが、經濟的に國家からの保護されるべき何者もなかつた。僅かな土地を所有し自作して生産品を商品化して新時代の厳しい經濟との対決は無力に等しいものであつたと言える。貢租さえ済めば、あとは氣樂に次の貢租の生産と食ぶのため農耕に終始すれば事たりたのであるが、前にも触れた通り御一新の新風は吹きまくつても一定の税金を納入する義務をまぬがれることは出来なかつた。その上天災地変の災厄（凶作、暴風雨、旱魃等）や社会的変動（農産物価の変動、税金の増加）があつても納税の義務は果さねばならなかつた。

一方価格の変動はあつても貢租は現物納めであつたものが金納制となつた、め生産米を金銭に替えねばならないことが余計に加つた。この様な状況に対処するためには借財、農地の売却等であつた。この借金を返済する手段は殆んど無く二五%から三〇%の税金の他に債権者に高利を支払ひつ、農耕に定着し貨幣經濟の嵐の中にふきまくられて行かねばならなかつた。

税金と金利の貨幣を得るために収穫期の直後の米価の安い時期に米を売り高値を呼ぶお盆から先きの瑞境期まで持ち越すことは出来なかつた。富農は高値の時期迄持ち越し貧富の差は増大して來た。自作農は農業經營の借財を返済する事に努力はしたが、經營規模の上から銀行からの低利融資は不可能なことで村内の富裕者や米商人から高利の金を借入する以外にはなかつた。

江戸時代から資本蓄積を計つて來た富農階級は高利の金融によって抵当流れや売りに出る土地を手に入れ、これを小作地とし利潤を得る方向へ自己經濟の焦点をもつて行くことによつて土地が投資の対象と化して來た。農民の農地を小作地化することによつて地主は農村に於ける支配的階級の基礎を必然的に形成して來た。

この頃の清水郷の經濟知識を紹介して参考としたい。郷士で戊辰戦の隊長格であつた浜田某は堅実なる經濟基本として取上げたのが土地、山林、現金、債権であつた。これを四本立て經濟と称して確實にこれを推進した。「土地は地球の亡びざる限り永遠のもので放たぬ限り年々生産がなされ利潤がある。山林は木を植栽すれば在不在を問はず、昼夜を分たず伸び太る。現金は儲けの資であり、何時でも役立ち子を産む（利息が増える）債権は簞笥の中で増えて人に知られず萬一の場合は、その日に現金に代る。この四本建ては經濟の四要素である。これを崩さねば富裕間違ひなし」と人に勧めた。彼は明治戊辰の出役によつて国債を貰つた。人々はこれを売却して金に替えたが彼は銀行に担保として差入れ借金して明治の変動期に土地を買つた。そして昭和の農地改革まで地主としての財を蓄積して子孫に遺した。勿論土地を担保として農民に金を貸し土地を手に入れたことは言をまたないところで

ある。

これは一例であるがこのようにして郷士や富農等は土地を入手し私有財産をふくらませて小作地の利潤を追及して行つた。当時の話で「金利年一割にあたれば土地を買え」と話して居たそつである。

○西南の役インフレとデフレ政策

地租改正が軌道に乗つて着々進行して居たころ、明治十年丁丑（一八七七）の西南役が起りインフレの状態となつた。米一升一〇錢となり俚俗に「米が十錢するやつこらさのさ」と言う時代になつたが政府は、これを抑制するデフレ政策をとつたので米価は変動して低落の線を辿り農家の借財はかさみ土地の集中化は益々激しくなつた。

明治十年丁丑戦（十年戦争）で鹿児島県の郷士階級は続々と西郷軍に加わり混乱した、めか他府県よりも地租改正、これにともなう地券下渡し等も遅延したものと考えられる。次の表は姫城松田氏の祖父が農地取得の登記申請をした件数であるが、明治十二年の土地永代売渡し証から始まり件数は頭初はすくないが、明治十八年から二十四年迄の申請件数が多い。一件の申請の内容は数筆に及んで居る。地積筆数等は現存の当主があるので遠慮申しあげた。明治十八年から二十四年迄の件数が多い。一郷士のこの頃の農地の取得申請件数が毎年連続して申請され、その内容の筆数、地積はこの数倍に及んで居る。

登記移転申請数 (松田家取得の分)

年次	申請数
明治12年	2
17	2
18	9
19	5
20	5
21	6
22	3
23	6
24	8
25	1
26	2
27	7
28	0
29	0
30	0
31	2
32	5
33	0
34	0
35	6
36	6
37	0
大正元年	1
	4
	1
	4
	4
	0
	4

以上の表から見ても農地の売買移動が郷士や富農層に集中していったことが想像出来る。

明治二十七年は七件の申請で数十筆の移動が行われて居る。この年は日清戦争の年である。

明治二十七、八年の日清戦争を中心にわが国の資本主義は発達し三七、八年の日露戦争に勝利を得て愈々確立された。資本主義の発達に従つて農村は商品経済の渦中にまきこまれ貨幣経済の支配に屈服せねばならぬ状勢に迫込まれて行くのである。農家の現金支出は多くなる反面、農產品は買いた、かれ副業は多く手工業の域を脱せぬ状況にあつたので、組織化される産業資本によつて

壊滅して行くことゝなつた。

百姓は綿、藍、苧麻をつくり、桑を植えて養蚕を行ひ、櫛、コオゾの織維資源を菜種子から食油、櫛から蠟を得る資材生産等の副業的収入は運輸交通の便の発達に従つて綿、藍は米綿、印度藍に圧迫され食油礦油等も外国からの輸入によつて国内の資源的生産品は著しく減退することになつた。

農業生産の必需品目の肥料も堆肥、廐肥、人糞尿等であつたものが支那大陸等からの油粕、大豆粕、骨粉、外国からの硝石燐礦石等の輸入によつて生産費は昂騰して米価は生産費を割る状況になつた。この様な諸要素の累積なりが農民の経済を圧迫、不調にし農業の基盤である農地を金に変えねばならないことゝした。自作から小作への転落が増加することになつた。

次に掲げる鹿児島県の明治四〇年から以降の自、小作面積の表であるが明治四二年から小作面積は増加の傾向を辿つて居ることがわかる。

大正時代に於ても大正三年の不況時代から小作地面積は上昇線を辿り、八年の第一次歐州戦争の影響による好景気時代に入つても小作地は増加して居る。これは地主は米価の値上りによつて現物の小作米が高値で取引きされて上々の景気を迎えたが、小作人は売る米がないので高値の恩恵はなかつた。高率の小作料と自家飯米を差引くと売る米はあつても僅少なものであつた。

○鹿児島県の明治四〇年～四四年自作、小作面積

（鹿児島県統計調査より）

姫城村の新原家に残つて居る「地所売渡証」による土

年次	総面積	
	自作	小作
明治四〇年	二二八、八三五・七町	一四四、九四六・四町
四一	二二九、五〇〇・九	一四六、一七五・八
四二	二二八、二〇四・五	一四二、七七九・二
四三	二二一、一七三・九	一四四、七六三・一
四四	二三三、三八四・四	一四五、四八五・九
一〇	二三三、二一四・一町	一四四、三七四・三町
一九	二二七、七五九・〇	一三九、八三三・六
八	二二三、二一四・一町	七七、八三九・八町
七	二二〇、三九三・〇	一四〇、一三三・一
六	二二二、六一五・四	一三八、四八八・六
五	二三四、〇六四・二	一三七、三〇八・三
四	二三七、八一四・六	八六、七五五・九
三	二三二、二四五・七	一四一、三八六・八
二	二三五、八九五・〇	八六、四二七・八
一	二三六、五七五・一	一四三、四八五・〇

年次	総面積	自作	小作
明治四〇年	二二九、五〇〇・九	一四六、一七五・八	七三、八八九・三町
四一	二二八、二〇四・五	一四二、七七九・二	七五、四二五・三
四二	二二一、一七三・九	一四五、七六三・一	七六、四一〇・八
四三	二三三、三八四・四	一四五、四八五・九	七八、八九八・五
四四	二三三、二一四・一町	一四四、三七四・三町	一四四、三七四・三町
一〇	二三三、二一四・一町	一三九、八三三・六	一三九、八三三・六
一九	二二七、七五九・〇	七七、八三九・八町	七七、八三九・八町
八	二二三、二一四・一町	一四〇、一三三・一	一四〇、一三三・一
七	二二〇、三九三・〇	一三八、四八八・六	一三八、四八八・六
六	二二二、六一五・四	八三、一二六・八	八三、一二六・八
五	二三四、〇六四・二	一三七、三〇八・三	一三七、三〇八・三
四	二三七、八一四・六	八六、七五五・九	八六、七五五・九
三	二三二、二四五・七	一四一、三八六・八	一四一、三八六・八
二	二三五、八九五・〇	八六、四二七・八	八六、四二七・八
一	二三六、五七五・一	一四三、四八五・〇	一四三、四八五・〇

地の移動を見ると次の表の通りであるが明治二十二年から二十五年の四年間に田畠七反から一町歩を取得し、明治三十一年から四

年 次	田畠面積
明治二十二年—二十五年	七反
明治三一年—四年	一町五反
山 林・宅 地	一反七畝

十五年迄の一〇年間に一町五反を取得、二十三年間に二町二反を越す田畠を買収取得して居る。(登記申請をしないものがあるが二町近くある) 一農家の買収取得面積に於て、これだけの土地の移動があつたことから推量すると土地の移動は頻繁で富農と貧農との差は拡大して行つたことが推量出来る。これ等の取得の土地は全部小作地に貸付られ反当一石八斗から二石の上納となつて居る。

○明治末期の上納米

明治三十九年新原惣右衛門の記録によると上納米一升蒔(五〇歩)に米三斗、元川田(川の跡を田にした)一升蒔一斗三升三合、(この川田と言うのは水害地で川成から復旧した土地を指して居る、下々田の等級と思われる)普通の水田で反当り壹石八斗、下々田で反当八斗位が上納米となつて居いる。当時の米価は「一升の代十二錢宛」と記るしてある。

明治三十六年 玄米 一升 一一錢二厘
タ 三十七年 玄米 一升 一一錢五厘
タ 三十八年 玄米 一升 一二錢

明治四十年 米 一升 一五錢 と記るし、一五錢は少し高値と記るしてある。

尚現物上納の場合はそのままとし金納者の場合は当時の米価より一錢(一錢米価を高く見積つて取つて居る例がある。これは米価変動に対応する策であったと推測される。

(イ) 増税(日露戦争による増税?)

明治三十九年より増税となり約三〇%の増徴となつて居る。一例を引用すると、

字中水流百八十八番

一田反別 壱反弐畝拾歩

此地価金 七拾円三拾六錢

此地租金 壱円七拾六錢

增徵 五拾六錢

この書類から見ると七〇円三六銭の〇・二五%が一円七五銭九厘（四捨五入一七六銭）である。増徴分五六銭は一円七六銭の〇・三二%となつて居ることがわかる。これは日露戦争の終戦処理等による政府の増税と推量される。

この他明治三十八年には政府は債券を発行して居る。新原惣右衛門の覚記帳の中に貸附金合計壱千円也内五拾円但軍事庫債券也と記してある。日露戦争の遂行には増税と債券を発行して戦時予算の編成をしたことが窺われる。

(ロ) 郷士、富農の貸付金と金利

郷士や富農階級が農民にどの位の金利で貸付けていたかを見ると新原惣右衛門の金貸付覚帳の中から一二七件を年次別にひろつて見ると月最低一割五分から二割の金利となつて居る。対象は零細農から自作農へおよび範囲は西国分、日当山、襲山、牧園の他町村迄広範囲に涉り、その地域に田、畠、山林等を購入し上納米を取つて居ることである。

新原惣右衛門覚帳による明治二十九年～四〇年迄の利率。(月利)

年 次	月 利 率
明治29年	0.13～0.15
30	0.13～0.15
31	0.15～
32	0.15～0.14
33	0.15～0.14
34	0.15～
35	0.16～0.14
36	0.15～0.20
37	0.15～0.16
38	0.12～0.15
39	0.13～0.17
40	0.15～

上のような金利によつて農民は土地を郷士や富農へ売渡すことになつたのである。

(ハ) 欧州大戦と農村経済

大正三年（一九一四）歐州大戦がはじまり先進国の資本主義国は戦渦の中につつて混乱している時日本は参戦はしたが戦禍は及ばず返つ

て経済界は一般的に好況を迎えたが鹿児島は桜島大爆発のため農村は恐慌を来す兆候さえあつた。

冬作は降灰のため全滅が伝えられ農民の自己取得となる裏作の被害は大きかつたので全国的好況の兆に反して県下の農村は不況が伝えられたが思つたより被害は僅少であった。被害は鹿児島市を始め周辺で止つた。

続いて大正四年（一九一五）六月、九月に台風の被害があり農産物の被害は三割程度と伝えられたが経済界は好況が伝えられた。

この大戦をきっかけとして鉱工業は発展して安い工業製品は大量に農村に流入して來た。衣服、食糧品、農機具、肥料等の購入額も増大して農村は商品経済の渦中に放り出された恰好になつた。農村の消費経済は増加し自給自足の経済は崩壊して行つた。自給肥料は金肥に変り手織りの紺の農作業衣はコクラン地に変り、山草履は地下足袋に変り生活必需品等も枚挙に違のない程の商品が流入して來た。このため農村の生産品収益では対応出来ない経済動向となつた。農村に於ても都市経済の好況不況の影響は從来よりも早急

に反映することとなつた。

大正七年（一九一八）に歐州大戦は終りとなつたが、好景気を齎して米穀を始め農産物価格も値上りを来し米一俵（六〇kg）の卸売り（庭先き）で二十一円（二十二円、石当り四二円から五五円位迄にはね上り農村にも百円札が回つて来る好景気を迎えた。一方仲買いや卸問屋、小売り店も売り惜しみの状態が出現して、ある米が出回らず連日高値が伝えられ遂に全国的に都市には米騒動が起つた。

町内に於ても浜之市の米穀仲買人の松山庄次郎、芝常次郎、塚田吉次郎等が当時稀れに見る自転車で駆回り浜之市港から日々海路鹿児島港へ米俵が積出され好況を呈し当時地主であった山内敬二、森常二郎等が百町歩以上と言われる田地を所有したのも、この頃である。地主階級や富農、商売人は景気好調の波に乗つて土蔵が建つ時代となつたが一方農民は消費経済に圧倒されて苦境に立つこととなつた。

海運業も好調となり鹿児島港と浜之市港との往復によつて郡内東北部、宮崎県の小林、加久藤辺りの商品も浜之市港を中心として移出入が行われ森船、芝船の通称で繁栄した。

（二）地主と小作人の収入対比

昭和元年（三年頃）の隼人町の地主の反当収入（小作料）による収入状況は次の表によつて知ることが出来る。

二毛田で反当二石の小作料で地租その他の掛目を差引いて四八円の益金となり湿田では上納一石二斗で益金二九円の利益となつて居る。畑は大体一石で作物によつては小作人の場合が有利であつたが地主の収得益金は反当二八円位であつた。

小作人は二毛田で裏作の収益があり反当三四円四七銭の益となつて居る。湿田に於ては半分の一七円二〇銭となり稍不利を物語つて居る。

畑に於ては煙草作の場合、粟麦等の収益を入れて一六円の収益となり、大根作の場合、大豆麦等を加算して差引き収益五四円三〇銭となり寧ろ畑作の場合が小作人の収益は良かつたことを示して居る。

但し一般的にはこのような収益があつたことは考えられない。煙草、大根の特用作物が、この収益をもたらしたことがわかる。古老の誌によると大根葉（漬物の残滓物）の堆肥の肥効のあつたことを力説されたことがある。

○昭和元年～三年頃の地主の反当収入
(西国分村)

畑	畠	田	田	地 目 区 分
大麦	粟	煙	一 作	二 毛
大豆	大	煙	田	田
豆根	豆	草	作	田
一 〇 〇 〇 〇 石	一 〇 〇 〇 〇 石	一 〇 〇 〇 〇 石	二 〇 〇 〇 〇 石	小 作 料
三〇 円	三〇 円	三〇 円	三〇 円	單 価
三〇 〇 〇 〇 円	三〇 〇 〇 〇 円	三六 〇 〇 円	六〇 〇 〇 円	金 額
一 六 三 円	一 六 三 円	四 六 八 円	九 二 〇 円	地 附 加 租 稅
〇 三 〇 円	〇 三 〇 円	一 八 〇 円	二 五 〇 円	そ 用 の 水 他 費
一 九 三 円	一 九 三 円	六 四 八 円	一一 七 〇 円	計
二 八 〇 七 円	二 八 〇 七 円	二 八 〇 七 円	四 八 三 〇 円	差 引 益 金
				反 當 時 価
				反 當 公 定

○小作人の収得
(昭和元年～三年)

畠	畠	田	田	地目
ノ	普通	畠	二毛田	区分
大麦	稲	青米刈	大豆麦	作物
根豆	作	刈大豆麦		
一三三・二〇円	二五四・四〇円	二・〇五〇石	二・八八〇石	取量
二八〇・六六・八四〇円円円	二六六・九〇・円円円	三〇・〇〇円	三〇・〇〇円	単価
一	一	六一・五〇円	六六・四〇円	価格
一	一	五・五〇円	三三・八〇円	その他収入
一三三・二〇円	二五四・四〇円	六五・〇〇円	三五・七〇円	計
四七・九〇円	一〇七・五〇円	九・〇〇円	二・五・四三円	肥料・種子
一	一	一	一	労力賃金
三〇・〇〇円	三〇・〇〇円	二六・〇〇円	六・〇〇円	小作料
一	一	二・八〇円	五・八〇円	その他
七七・九〇円	二三七・五〇円	四七・八〇円	九一・二三円	計
五四・三〇円	一六・九〇円	一七・三〇円	三四・四七円	差引損益

○この支出面に於て小作人の労働賃金は算入していないことが記るされている。

(六) 農業恐慌来る

歐州大戦後農村経済も変動を繰返しながら昭和五・六年頃になると不況となり農業恐慌の時代となつた。原因としては世界の大豊作によるものとされ昭和五年に農産物の価格が暴落し米一俵（六〇kg）が地相場で五円六〇銭位から七円位迄に下落し農村は地主小作人を問わず苦境に立つことになつた。

農家の負債は増加し自力更生が叫ばれ農村救済の一策として国は土木匡救事業を起し道路建設工事を勧めて就労賃金を農村にばら撒く。

まくことよつて農村救済策とした。町内に於ても日当山、重久間の県道工事も救匡事業で県が施行したものである。松永耕地整理組合「昭和六年設立認可」西園助市が組合長となつて施工した中に「時局匡救耕地関係農業資金供給ニ関スル件」として県耕地加治木出張所長田島亭助名で組合借入の件に関して通達して居る。これ等も匡救事業で一部施工したことである。

当工事関係の単価

○土地所有の変遷 経営規模別農家面積

○関係町村の農地開放による自・小作地の変遷（県統計）

○隼人町自・小作別農家戸数（県統計）

年 次	自 作	自小作	小自作	小 作	そ の 他	計	農用地面積
昭和三六	一、六五六戸	五九一	一八〇	一〇六	二九	二、五六二	一〇五五・七四
昭和二二	三、二五八	六〇九	一四六	九八	一三	四、一二四	
昭和一六							

○隼人町自小作別面積
(県統計)

年 次	自 作	自 小 作	小 自 作	小 作	そ の 他	計
昭和二五	七三六・九二	二四一・二三	五九・四一	一九・九三	八・二五	一、〇五五・七四
二六	六六六・九六	二三四・九七	六三・二七	一八・三一	一、五六	九四四・九八

○日当山村自小作別面積（県統計）

○自小作別農家戸数		年次	昭和二五	四九三・二八
隼人	隼人			
日当山	の合 町村前	年次	年次	年次
昭和三六	昭和二五	自作	自作	自作
三、二五八	一、六五六	五六二戸	一四四	七三・三六
六〇九	五九一	一四四	一四四	一八・二七
一四六	一八〇	二七	二七	八・四五
九八	一〇六	三六	三六	八・五五
一三	二九	一	一	六・七九
四、一二四	二、五六二	七六九	七六九	〇・一三
	一〇五五・七四	五八一・八八	五八一・八八	五八一・八八
		面積計		面積計

○自小作別面積

日当山	隼人	の合 併 町 村 前
昭和二五	昭和二五	年 次
四九三・二八	七二六・九二町	自 作
七三・三六	二四一・二三	自 小 作
八・四五	五九・四一	小 自 作
六・七九	一九・九三	小 作
一	八・二五	そ の 他
五八一・八八	一、〇五五・七四	計

○昭和二六年二月一日農用地面積と耕地面積

○いね収穫面積広狭別農家 経営規模からみた農家戸数

町村	年次	三反未満	三一五反	五反	一町	一・一・五町	一・五・二町	二・三町	三・一五町	計
隼人町	日当山	昭和二五	二〇四	一六四	二〇〇					
隼人町	昭和二五	一、二二三	六六五	六六二	一	一・一・五町	一・五・二町	二・三町	三・一五町	
隼人町	昭和二六	一、二三二	（五）七反	（七）一町	（一）一・五町	九九	八一	四一	二	
隼人町	昭和二六	二、七一四	（五）七反	（七）一町	（一）一・五町	三	八	五	二	
隼人町	昭和二六	一、〇〇七	三九八	一八	七	一	一	一	四	〇三六戸
										七六九戸

21 小作制度と小作料

(1) 日支事変・太平洋戦争中の変遷

○小作制度の改正

大正九年（一九二〇）頃から小作農を保護する小作法の立法化は問題となつたが議会を通過せず昭和十三年（一九三八）に至つて漸く農地調整法が制定された。

この法律は「小作権を物権化して第三者に対抗する権利を認め地主、小作人に信義に反する行為のないかぎり小作契約の解除をゆるさず、また小作料を滞納しても宥恕すべき事情があれば契約を解除する事は出来ないこと」し耕作権を保護したものである。当時日支事変の拡大するに従つて農村の安定が強く要求されたが、自作農創設は、その性質上急激に拡大する事は出来なかつたので小作立法が強められて來た。

昭和十五年（一九四〇）に小作料統制令が出され、同年九月一八日現在で小作料を据置き不当に高い小作料は知事の命令で引下げることが出来ることにした。

(2) 供出制度の施行と小作料率の低下

昭和十五年（一九四〇）から米の供出制度が行われることになつたが、在村地主の自家保有米をのこして小作米はすべて供出することになつた。供出は小作人が地主に納める上納米を供出して、供出代金を地主に支払うことになつたので事実上小作料は金納の形となつた。

昭和十六年（一九四一）度産米からは生産者には供出総量に対して奨励金が交付されることになり増額されたが小作料の計算の基

準となる地主米価は据置となつたので小作料率は昭和十六年約四五%、一七年約三八%、十八年約九%と低下した。

(iv) 供出制度

昭和十五年（一九四〇年）食糧管理法により供出制度がとられ政府が必要量の食糧を買い上げることになった。供出量の計算は収穫見込量から自家消費量、種子用等一定の基準による自家保有量を差引き残り全部を供出する内容であった。

戦争が長期化するに従つて食糧事情が次第に窮屈になつて来たため昭和十六年（一九四一）中国、九州地方の干ばつを契機として食糧管理は強化された。

十六年度には計算方式は据置き収穫の確定前に仮割当をおこなつて種粒を残し、全部の米を政府が買い上げ保有米の自発的供出も勧説すると言うことに変つた。

昭和十七年（一九四二）麦が管理の対象となつた。

昭和十八年（一九四三）更に供出制度が強化され割当は部落単位に割当を行つて部落を供出責任者とし一部保有農家にも割当ると言う方法が取られた。割当の主体も農業会長から町村長に変更された。

昭和十九年（一九四四）には戦時供出制度が強化され割当を四月植付前に割当をおこない、奨励金や報償金を交付する方式をとつた。また自家保有米を減額して割当を増し割当量を超過する供出を強要したのである。

この頃になると農家、非農家が区別され増産供出が第一とされ多くの弊害を残すことになった。部落に於ては割当量を水増しつて個々の農家に割当て部落役員は割当以上の供出が出ると自己の割当量の片替りをさせ保有米を残して闇米として私腹を肥すものも多かつた。

(二) 小作慣行

明治大正昭和初期の小作制度は町内に於ては殆んど慣行小作で大正十二年以降小作争議が起つた以後は小作契約書による文書契約が行われたが、それ以前は殆んど口頭契約によるものであつた。

一、小作の種類 殆んど賃貸借である。永小作はなかつた。

二、小作の契約 口頭契約で小作争議以後文書契約による小作がある。

○小作証書 明治、大正の初期迄は口頭契約で小作証書による契約は無かつたが小作争議以来農民組合側、地主とも小作契約証書を

作成して契約した。農民組合に加入しない小作人とは口頭契約であった。大地主や他町村の地主は大概小作証書を取つた。

(本) 契約の継続と解除

小作証書で期間が定めてあると否とをとわず実際には無期限なものが多く上納米の滞りさえなければ親から子や孫まで永続的に小作関係は続いた。

地主、小作人何れかが小作契約を解除する申出によつて解除した。契約解除の原因は耕作上の問題、水利の便、交通の不便、小作人の労力不足、転業等種々あつたが、一方的通告の場合が多かつた。

地主は土地売買に当つて一応小作関係を解除して第三者へ売却する場合が多かつた。自作地とする者以外多くの地主が小作人の人柄等から判断して元の小作人に継続せしむる場合が多かつた。

○契約解除の通告の時期

a 田の場合、地主からする場合は一月二十五日（上納米納期）まで、あつたり不時に通知する場合も多かつた。小作争議以後は六ヶ月前とされた。

b 畑の場合、麦蒔迄には通告し遅くとも麦の間に作付をしない前に通告した。小作人の方も同様であつた。

c 小作関係の終了時期

水田、畑ともに麦作迄（裏作）は小作人の権利として決められ、それ以後実質的な解除となつていて。

水田は緑肥（青刈大豆、紫雲英）の播種を次の耕作者が行うので大体三月中旬から四月上旬頃迄が解除時期とされて居た。畑も麦間に大豆等の播種があるので四月頃迄とされていた。田畑ともに麦、菜種子の収穫期迄が一般的な時期であつた。

新しい小作者は春作（水田稻作から、畑大豆、甘ショ作付）からが一般的であつた。

○小作料の種類

a 水田の小作料は全部物納で玄米一升蒔（五〇歩）を基準にし玄米枚目で決められた。

裏作には小作料は課せず、小作人のものとされていた。

b 畑の小作料も全部玄米で水田同様一升蒔（五〇歩）を基準にし玄米枚目で決められていた。町内に於ては煙草、大根等の金目になる作物の一作の借地の場合は金納小作料があつた様で、この場合は普通の小作地よりも高率の地料を払つた。

c 苗代の小作料 水利の関係で苗代だけ借地をする場合があるが、小作料は決つてない。苗代後は所有者が小作人が作付するが、多くの場合肥料を貸主に地力消耗を補う意味で地料代りに持参する場合が多い。

（）小作料

小作料は大体藩政時代から上・中・下等の階級等級によつて区分され一升蔵を単位として定められ、水利交通等の他作物によつても差違が付けられていたようである。

煙草、大根作に適した土地は上納米（小作料）も比較的高率の場合が多い。明治、大正、昭和と小作料の枠目による小作料は差違は余り認められないが金銭換算すると変動がある事は当然である。

新原惣右衛門の覚帳から拾つて見ると次のようになつて居る。田、畠の所在地（町村字）小字のなかでも中心部と山寄りや溝の上等は地料の差違がある。所謂土地条件による小作料の決定がなされて居る。地区別に見ると、

水田 明治四〇年～四三年

畠

姫城羽坂（一等田）反当三石	一・八石（明治四〇～四三）	清水村一等地	松永麻亭迫 反当〇・一八石（明治四〇年）
ク砂走	一・六八石（明治四〇～四三）	畠拓き水田	ク峯下 一・二石（明治四三年）
ク石踊	〇・七五石	一・四四石（明治四三）	ク森 〇・四八石（明治四〇年）
ク上新原	一・六八石（明治四三）	水害地	〇・七五（明治四三年）
ク松永豊後田	一・六八石（明治四三）	松永小学校附近	ク宇都 〇・四八石（明治四五年）
ク松永園田	〇・九六石（明治四三）	水利不便、當時天水田	〇・七八石（明治四五年）
姫城字宇都	一・二石（明治四〇年）	半湿田	ク宇都 〇・七八石（大正元年）天水田
松永片平田	〇・七二石（明治四四年）		〇・七八石（大正元年）天水田
姫城金竹	〇・七八石（大正元年）	天降川水害地	湿田、有水田
			牧園戸迫 〇・一二石（大正二年）畠地
郷士史料による隼人町の小作料（反当）昭和二年頃、水田、新田二毛作 二石、湿田一毛作 一・二石、畠（煙草その他普通作）一石、畠（大根・大豆・麦作）一石。			

○旧隼人町（西国分村）の小作料から見た生産量の取得割合。

校区別に生産量から見た収支取得による小作料の割合は次の通りとなつて居る（郷土史料より）

宮内校区 地主六割 小作人四割 他校区も同様の結果を示して居る。

煙草作の場合の収得は小作人が多く地主収得の四倍で小作人が有利であったことが示されて居る。町内を全般的に見ると水田に於ては特別の低位級地を除くの外は反当り小作料は、

上田 一・八石・一石、中田 一・二石・一・六石、下田 ○・八石・一・二石

上畠 一石・一・二石、中畠 ○・七石・一・二石、下畠 ○・一五石・○・四石

であつた様である。この数字は正確なものではなく一部分の地主の覚帳から推量したものである。大体に於てさきにも述べた通り小作料（上納米）は一升時（五〇歩）を基準にきめられ、例へば四升八合時あるものは五升時として小作人に貸し五升三合五勺時とするものは五升五合時として切り上げて小作料が枠目できめられて居ることである。

水害地や塩入り田や冷水かゝり等はそれぞれ地主と小作人の話しによつて小作料が定められて居る。又普通田の場合に於ても脇並（わきなん）と言つて隣接の田畠の小作料を対比し自然条件等の可否等を勘案してきめられた。又米価や煙草作等の価格が良好な場合は小作人によつて繩上りがあり小作料の値上り（賃貸料の値上り）を来す場合も多かつた。又田畠を売却する場合は売渡人は生産量を高く評価して土地価格をつりあげる傾向があつたので、自ら賃貸料（上納米）の値上りを来した原因ともなつた。

小作料の納期

○納期は旧暦で十二月二十五日限りとするのが普通であつたが、新暦が採用されてから翌年一月二十五日迄とされた。田、畠、宅地の上納米はすべて右の期限であつた。

○納入場所と運賃 納入場所は地主の家迄で、運賃は小作人の負担であつた。上納米は正俵と端米（はごめ）があつて成（正）俵は検表で端米は地主が枠目ではかつて取つた。

(ト) 納入と奨励金

期日迄に完納した場合は奨励金として一俵に対する奨励金を出した。期限迄納入ないものは、この奨励金は支給しなかつた。成（正）俵の場合大正年間には一重俵と二重俵があり二重俵にすると俵代を地主が出した。

○検査料の支払 穀物検査には、県の証券によつて検査料を納めた。これは小作人が負担した。

○ 豊凶による小作料の减免 豊作の場合に於ても契約以上の小作米は取らなかつた。凶作の場合は小作人から二割とか三割とか台風等の被害割合によつて减免を交渉した。

○ 小作米の滞納 天災地変病氣等の災厄の場合は延納が認められたが大正後は滞納者は増加した。地主によつては直ちに返地させる者もあつたがこれは郷土地主であつた。多くは滞納小作料は時価に換算して借用証とするか貸付覚帳にのせて金利を附した。

(チ) 小作地の費用負担

a 耕地整理、道路改修、用水路の補修等の場合は地主が費用を負担し、分水溝（直接田に通ずる溝）の作業は小作人が出役した。

b 地主が小作地の改良を行つた時は増額する場合もあつた。客土、天地返し、畦町だおし（数枚の田地を一枚田にする）等の場合話合いによつて小作人に日当を支給した。あるいは小作料で操作する場合もあつた。

c 補修費用 水害等によつて畦畔が大きく落ちた場合（崩落する）杭、竹等の資材は地主が出し労力は小作人が負担した。小作人が事毎に地主に請求するといやがられ小作地として契約する地主がいなくなるので小作人は自己負担する場合が多かつた。このようなことは藩政時代の慣習が踏襲されて居た様である。

(リ) 小作地の転貸と譲渡

○ 転貸（また貸し） 種々な理由で転貸する場合普通地主の承諾を求めた。地主の承諾を得なくとも小作料さえ滞らねば地主は默認する場合が多かつた。気のきいた小作人は転貸して上納米の鞘をかせいで居る者もあつた。普通また作人（転借人）は地主に上納米を直接納めるのが方式であつた。転借人が地料を納めない場合は地主は契約者に請求した。

○ 小作地売買の時 小作地を売買する場合は小作人には無断で売買してよかつた。新地主と小作人との小作契約は普通継続された。前地主から小作継続の依頼等売買条件の中に入れることも行われた。小作料は時期によつて新旧地主間で話合いの結果できめられた。大概上納込みの価格とすることが普通であつた。

(ヌ) 農地法による土地解約

農地法が出来てからは小作地の取上げは市町村農地委員会（農業委員会）に農地法二〇条による申請を行い知事の許可を必要とした。この場合民法による小作権の主張が出来ることとなつており離作料を地主に請求するようになつた。相方の話合いによつて合意

解約の場合でも地主、小作人間で離作料の話合がなされ合意解約の手続きを行うようになった。

この問題点は離作料要求に対する法的取きめがないことで紛争の原因となる場合もある。これらが原因となつて土地の流動化を阻害する原因ともなり、小作地として出すよりも荒れ地として放任して居るものもすくなくない。近年人手不足で畠地等は山林転用が多く目立ち畠地等は山林へ転化されつゝある。

(ル) 農地の転用面積、地目別

昭和三八年から四〇年迄の三ヶ年間の農地の地目別転用（現況証明を含む）面積は急に増加の傾向を示し特に畠地の宅地、山林等の転用は増加し三ヶ年間に四一町歩の転用面積を示している。

田地に於ても宅地の転用が多く七町五反八畝を上回り、山林、雑種地の転用は合計一〇町六反六畝となつて居る。

近年住宅の不足により住宅公庫や町営住宅、個人住宅等の建築が増加し、これに伴う宅地の造成等が増加し農地の転用申請が急増することゝなつた。過疎対策として住宅団地の造成が行われる状況となり益々農地の他地目（宅地を主とする）への転用が行われることが推測される。

農業に於ても稼動力の不足を来し生産性の低い農地は山林転用、部落内の畠地は宅地への転用が増大しつゝある。この状況は次の表によつて凡その動向はわかる。

○ 農地転用地目別面積（昭和三七年～三九年）

転用地目		田	畠	計
宅地	山林			
合計		七五、八〇六	一四五、一一九	一二〇、九二五
山林	一六、三一五	一一四、九〇九	二八一、二二四	三〇五、一一三
雑種地	九四、四二九	五〇〇	一四、九二九	一〇六、六二〇
合計		一〇六、六二〇	四一〇、五二八	五一七、二一八

藩政時代、明治、大正中期頃までは肥料は主としてカシキ（雜草類）牛馬糞、人糞尿等を撒布し、牛馬骨粉、油粕等で化学肥料の

類は無かつた。骨粉のことを「タテ」とよび、それを使用した農作物は実入り（成粒歩合）がよいと貴重視された。

その後大豆粕といつて脱脂大豆（搾粕）の玉が支那大陸から輸入されて窒素肥料として使用度が高かつた。油粕も支那油、印度粕とて搾粕の固形玉が輸入され煙草、水・陸稻等の農作物に使用された。湿田等には生石灰が耕起前後に使用された。これは酸性土壌の中和を化学的に処理したものと考えられるが、一般の農民は稻株、麦株やカシキ類の有機質を早く腐ショクするものとする考え方方が強かつた様である。

カシキ類や牛馬糞の大量使用は上作人（篤農家の存在）として評価され、堆肥の増産には町村農会が品評会等の催しをして優劣を競わしめ地力培養の方途として奨励した。

稻作肥料として青刈大豆、紫雲英等を麦作の畝間に植栽して敷込み肥料とする方法が普及し現在においても踏襲されている。

明治末期（明治二十九年頃）になり過磷酸石灰が使用され始めた。俗に「リン酸」と称して多く麦作等に使用された。

① 鹿児島県立農事試験場における施肥法に関する試験研究

鹿児島県の試験場は明治三十三年に設立された様である。諸種の試験研究が行われた結果、県内に奨励された事は想像にかたくない所である。普通作物水稻に就て行われた項目を挙げると次の通りであるが、その結果については省略したい。

明治34年（41年） 燃酸質肥料効比較試験

明治42年（41年） 県下各郡土壌に関する肥料試験

明治34年（42年） 肥料三要素試験

明治44年（41年） 硫安施用法試験

明治44年（42年） 智利硝石肥効試験

明治44年（42年） 石灰窒素肥効試験

明治44年（42年） 加工大豆粕肥効試験

以上の試験施行の年次から見て明治後期から既に化学肥料の施用が行われ始めたことがわかる。

硫安、智利硝石、石灰窒素、過磷酸石灰等の施用肥効試験は明治末期から大正の初期頃に行われている。これ等の化学肥料が一般的に使用の域が拡大されて来たのは第一次欧州戦争による好景気を迎えた頃からである。それまでは堆肥（牛馬糞を主とした）油粕、大豆粕骨粉等が主として使われている。

が飛んだという話もある。硫安を使用すると「田圃がやせる。後々肥料がきかなくなる。軟質米が出来る、米の等級が悪い、保存がきかない。」等種々の流言

「田圃がやせる」というのは当時の農民の知識からして土壤の酸性化と言葉の裏返しであると推測される。又軟質米が出来るというのは硫安が速効性の肥料であるので結実が早くなる。したがつて実質がち密でなく米が軟いと考えられた生活の知恵と考えられる。このような経過があつて今日の化学肥料の施用期を迎えるに至つた。

② 大正末期の金肥の使用状況

他化学肥料の磷酸、硫安が使用されて居ることがわかつ
る。

治によつて同島の磷鉱石が輸入され磷酸肥料の増産が行われたことが推測される。

薩摩求名村史の農事小組合史の中に肥料の共同購入を明治四十年から行つたとして、その主な肥料は過磷酸石灰、大豆粕、油粕、骨粉をあげている。本町の例を見ても大体において宮内信用組合の購買品の表が肥料の動向を物語つてゐる。

化学肥料は終戦後急速に発達し大量に生産され使用されている。戦時中化学肥料工場が軍需産業へ転用された結果生産量は低下したが終戦後平和産業に復帰した結果によるものと考えられる。

戦後の肥料生産は施肥を合理化し各作物に適合した比率によつて合成した配合肥料、化学肥料、複合肥料といわれるものが大量に生産されつゝある。本町における化学肥料は配合肥料、組合化成、尿素、塩化アンモニア、硫化アンモニア、過磷酸石灰、塩化カリなどが主なるものである。その他石灰、石灰窒素がある。

藩政、明治、大正時代慣行肥料として使用された骨粉、菜種子粕、大豆粕、綿実粕は戦後化学肥料の不足で僅かに使用されたが特殊作物を除いては一般には輸入関係から品不足でもあり使用されていない。

③ 肥料の消費、購入量及び金額

本町に於ける昭和三十三年の消費、購入量を示すと上図の通りである。(図表A)

④ 主要作物平均反当施肥量を示すと上の通りである。

化学肥料は硫安、過石、加里、石灰が中心品目であり大体に於ての施肥基準量である。地域土質や慣行施肥によつて多少の増減はある。(図表B)

○昭和四十二年度隼人町農協の購買実績から肥料の取扱い金額を見る三、九八五万円程度である。これは農協取扱い以外

(図表A)

区分 品目	消費量	購入量		入金額	
		農協	業者	農協	業者
肥料	3,682	2,867	815	5,352万円	1,520万円

主要作物平均反当施肥量

(昭和33年)

作物名	堆厩肥	硫安	過石	加里	石灰	石灰窒素	草木灰	骨粉
水稻	貫200	貫10	貫10	貫4	貫10	貫	貫0	貫0
陆稻	200	10	8	3	15		5	5
大豆	250	3	10	3	10		5	5
小豆	150	3	10	3	10		0	0
甘藷	200	7	10	5	10		0	0
大麦	250	10	10	5	10		0	0
ビール麦	250	10	10	5	10		0	0
小麦	250	10	10	5	10		0	0
裸麦	250	10	10	5	10		0	0
菜種子	250	11	10	5	10		0	0
馬鈴薯	250	10	8	6	10		5	5

の肥料業者からの購入肥料があることが推測される。

⑤ 清水村昭和二十四年の配給肥料割当量(作目制)

終戦後の肥料不足の時代から復興しつゝある平和産業の施設も復旧に向い化学肥料の生産も増加しつゝあつたが、自由に肥料の購入も出来ず統制の枠内にあつて配給される状態であった。次表は昭和二十四年度における町内の反当肥料割当を示すものである。これによると割当基準量の多いのは菜種の十七貫一〇〇匁、馬鈴薯の一五貫五〇〇匁、麦の一五貫〇〇〇匁、柑橘の一四貫三〇〇匁の順になっている。比較的少ないのは稻作の八貫一〇〇匁である。

昭和三十四年、東国分農協調査によると、菜種十五貫、小麦十貫、水稻十五貫、陸稻十五貫の施肥量になつてゐる。水稻複合の成分は、硫酸アンモニア(三一%)、塩化カリ(一八%)、生骨粉(三三%)、油粕類(一八%)となつてゐる。

肥料配給割当表

(昭和24年)

作物名	割当基準 反 別	窒素質肥料		リン酸質肥料	
		反 当	總 量	反 当	總 量
水 稲	町反 527.6	貫 夏 4 530	貫 夏 23,900 280	貫 夏 3 600	貫 夏 18,993 600
麦	475.2	7 400	35,164 800	7 600	36,115 200
粟	97.1	2 900	2,815 900	2 600	2,524 600
甘 蔗	88.4	1 400	1,237 600	1 500	1,326 000
大 豆	84.3	—	—	3 000	2,529 000
煙 草	11.0	9 000	5,490 000	2 500	1,525 000
馬鈴薯	16.2	8 500	1,377 000	7 000	1,134 000
菜 種	11.4	10 100	1,151 400	7 100	809 400
豆 類	4.2	1 000	42 000	3 000	126 000
柑 橘	4.4.2	10 300	432 600	4 000	168 000
燕 麦	0.7	1 500	10 500	2 000	14 000
その他	70.3	6 600	4,639 800	4 000	2,812 000



鰐車つくり（宮路武二）

⑥ 慣行施肥

帝国農会の系統指導によつて農作の施肥管理の面も改善せられた点が多かつたが、地方によつては従来の施肥管理を依然として継続し各人各様に肥料を使用している点も見逃せない点である。農家自体の一種の勘によるものが多かつたようである。これは自然条件と立地条件とによつて支配された面もあつたことは土着農民の農耕に対する潜在的「勘」によるものと、地域の慣行性を脱し得ぬものがあつたといえる。ことに有機質施肥を永年の慣行基肥として施用したことは一種の宗教的心理作用の働きと考えられるほど根強いものがあつた。これは化学肥料の存在しない時代の地力培養に基因するものである。

化学肥料の発達によつてやや緩和された傾向にあるが、指導されている基準施肥料を軽視し酸性肥料の使用が多いとされている。

旧清水村に於ける水稻肥料の種類と数量

品目	3反以下	3反~5反	5反以上~1町	1町以上	村全体347町6反
堆肥	貫92	貫214	貫150	貫177	貫524,876
糞肥	116	78	153	131	351,076
硫酸安	4,721	6,375	3,922	3,166	16,358,056
過石	4,082	4,219	3,083	0,833	12,110,384

⑧ 慣行施肥と基準施肥の比較

(備考) 基準施肥成分量は普及便覧の第四号により反当収量二石を基準とし計算比

較したもの。

水稻において規模別に見ると、三反以下は窒素は不足しているが他の規模別階層(三反~五反、五反~一町、一町以上)において

水稻面積三四七町六反への施肥量を推計すると下表の通りとなる。水稻施肥量。

⑦

次に水稻肥料に如何なる種類の肥料が使用され、どの位の量が使用されたかを農家規模別に仕

る傾向にある。成分的に見るとチッ素・りん酸分は大体において過用の傾向があり加里分は余り施肥されていない。

旧清水村水稻 反当施肥慣行調査(種類と数量)

単位(貫) 総面積 347町6反

耕地区分 種類	3反以下	3~5反	5反~1町	1町以上	平均	村全体の使用量
堆肥	貫92	貫214	貫150	貫177	貫151	貫524,876
糞肥	116	78	153	131	101	351,076
硫酸安	貫4.721	貫6.375	貫3.922	貫3.166	貫4.706	16,358,056
過石	4.084	4.219	3.083	0.833	3.484	12,110,384
石灰窒素	3.026	1.812	2.666	1.416	2.423	84,222,348
トーマス磷酸	0.263	0.375	1.777	1.366	0.806	2,801,656
硫酸加	—	0.312	0.111	0.250	0.144	500,544
硝酸安	—	—	0.055	—	0.017	59,092
尿素	—	0.125	—	—	0.033	114,708
骨粉	—	0.625	1.272	4.250	0.988	3,434,288
油粕	1.368	1.250	0.333	1.666	1.068	3,712,368
コガネ	0.657	1.075	0.694	—	0.788	2,739,088
ニシキ	—	0.312	0.555	—	0.254	882,904
ホスカアン	—	—	0.555	0.833	0.254	882,904
ミズカホサ	—	—	0.416	—	0.127	441,452
興農人糞	—	—	—	—	—	—
人糞	23.684	12,500	—	—	0.208	351,076
木灰	0.526	—	0.277	—	0.208	723,008
窒素分	2.706	3.312	2.905	2.860	2.947	10,243,771
磷酸分	1.196	1.756	1.389	1.703	1.458	5,068,008
加里分	0.999	1.619	1.434	1.375	1.033	3,590,708
自給肥料代	778円	1,207円	1,193円	1,212円	1,065円	3,701,940円
購入肥料代	1,444円	1,065円	1,285円	1,406円	1,449円	5,036,724円
総肥料代	2,222円	2,272円	2,578円	2,619円	2,514円	8,738,664円
反収	石2.042	石2.018	石1.800	石1.950	石1.951	石6,781,676

5反～1町

三要素	慣行	基準	基準 100比慣行	平均	反収
窒 素	貫 夥	貫 夥	%	%	石 合
	2.905	2.800	103.75		
りん酸	1.389	1.550	89.61	83.57	1.800
加 里	1.434	2.500	57.36		

1町以上

三要素	慣行	基準	基準 100比慣行	平均	反収
窒 素	貫 夥	貫 夥	%	%	石 合
	2.860	2.800	102.14		
りん酸	1.703	1.550	109.89	89.05	1.950
加 里	1.379	2.500	55.16		

村平均

三要素	慣行	基準	基準 100比慣行	平均	反収
窒 素	貫 夥	貫 夥	%	%	石 合
	2.947	2.800	105.25		
りん酸	1.458	1.455	94.06	80.21	1.951
加 里	1.033	2.500	41.32		

麦施肥慣行と基準施肥量との比較

3反以下

三要素	慣行	基準	基準 100比慣行	平均	反収
窒 素	貫 夥	貫 夥	%	%	石
	2.451	2.800	87.53		
りん酸	1.506	1.700	88.58	77.56	2
加 里	1.064	1.900	56.00		

3反～5反

三要素	慣行	基準	基準 100比慣行	平均	反収
窒 素	貫 夥	貫 夥	%	%	石
	2.900	2.800	103.60		
りん酸	1.633	1.700	96.05	100.05	2
加 里	1.910	1.900	100.52		

5反～1町（麦作施肥）

三要素	慣行	基準	基準 100比慣行	平均	反収
窒 素	貫 夥	貫 夥	%	%	石
	2.434	2.800	86.92		
りん酸	1.549	1.700	91.11	82.3	2
加 里	1.280	1.900	67.36		

1町以上

三要素	慣行	基準	基準 100比慣行	平均	反収
窒 素	貫 夥	貫 夥	%	%	石
	2.434	2.800	91.48		
りん酸	1.385	1.700	81.47	79.89	
加 里	1.262	1.900	66.42		

村平均

三要素	慣行	基準	基準 100比慣行	平均	反収
窒 素	貫 夥	貫 夥	%	%	
	2.600	2.800	92.85		
りん酸	1.540	1.700	90.58	88.96	
加 里	1.586	1.900	83.47		

では基準量を上回っている。

磷酸に於ては三反以下、五反～一町の規模においては不足し三反～五反、一町以下の階層においては基準に近く加里は各階層共に四〇～六〇%程度不足していることがわかる。大体において加里の施用はなされていないのが実状である。窒素過多と思われる作況に施用される場合が多く三原素としての立場からの施用は極めてすくない状況である。改良普及事務所が設置されてからはや普及し上昇線をたどりつゝあるので、将来の農作に好影響をもたらすものと期待されている。

麦作に於ては三反～五反の階層の施用量が基準量に近く他の階層は各要素共に不足している。裏作としての麦作の経済的価値判断によるものと思われ麦作の動向を考えさせる段階に来ているといえる。

水稻施肥慣行と基準施肥量との比較

3反以下 (清水村の場合昭和25年調査)

三要素	慣行	基準	基準 100比慣行	平均	反収
窒 素	貫 夥	貫 夥	%	%	石 合
	2.760	2.800	96.64		
りん酸	1.196	1.550	77.16	70.98	2.042
加 里	0.999	2.500	39.96		

3反～5反

三要素	慣行	基準	基準 100比慣行	平均	反収
窒 素	貫 夥	貫 夥	%	%	石 合
	3.312	2.800	118.28		
りん酸	1.756	1.550	113.29	98.77	2.018
加 里	1.619	2.500	64.76		

⑨ 町内の反当施肥量

隼人町における主要作物反当平均施肥量を示すと表の通りとなつてゐる。(註新町建設
計画調査資料による。代表農家抽出による実績調査)

昭和三十三年は経済情勢から見ると不況の年で俗に鍋底景気といわれた。県下の物価
も下降し地方も不況の線をたどつたが、三十三年末から景気の立直りを見せ上向きの状
況となつた。

昭和三十三年末から上昇線にあつた物価も三十五年二月からじり高となり十月の全
市平均指数(三十年 一〇〇)は一〇五・九%と数年来の最高指数を記録した。

作物名	堆肥	硫安	過石	加里	草木灰	石灰	石灰空素
水稲	200	10	10	4	0	10	15
陸稲	200	10	8	3	0	10	10
大豆	250	3	10	3	5	0	10
小豆	150	3	10	5	0	0	10
甘藷	200	10	10	5	0	0	15
大麦	250	10	10	5	0	0	10
ビール大麦	250	10	10	5	0	0	10
小麥	250	10	10	5	0	0	10
裸麥	250	11	10	5	0	0	10
菜	250	10	8	6	0	0	10
馬鈴薯	250	10	10	5	5	0	10
そ	250	10	10	5	5	5	10

(昭和32(1957)年の町の調査による)

一時的な要因であつて物価基調は強気に推移した。

前年一〇〇・三%に比べて一・七%の上昇率となつた。この間の反落は食料品の季節的・

19、病虫害と農業

① 害虫

農作物に関する病虫害は作物の栽培と同時に発生したものと考えられるが比較的に少かつたとも考えられる。古くは嵯峨天皇弘仁三年(八一二)四年に大隅、薩摩の国に蝗害(いなご)が発生、つづいて弘仁六年(八一五)、十年に虫害が発生したことが伝えられている。

鹿児島県災異誌によると弘仁三年壬辰薩摩国蝗害あり。逋負(未納税)の稻五千束を免す。

又弘仁六年(八一五)薩摩国蝗害あり、調庸田租を免す。

弘仁一〇年(八一九)己亥、薩摩国蝗害あり、田租を免す。

と書かれている。蝗（いなご）や「うんか」などの害もすべて災蝗として考えられ神に除災の祈禱などが行われた。現在でも其の風習があつたことが考えられる。

農耕生活がはじまると台風や水害、虫害等が起ると神のなせる業と考えられ神に除災の祈禱などが行われた。現在でも其の風習が残つてゐる。煙草耕作者が朝日三光院殿（日秀神社）に煙草の増収を祈願し煙草の本圃に御幸札をたてて煙草虫の被害を免れようとしている。ここに面白い笑話がある。

或る熱心な煙草耕作者が日秀神社の御幸札を煙草畑にたてて虫除けとしていたところ網の目の如くいあらされたので、この旨煙草総代を通じて耕作組合や専売局に訴え出た。隼人町出身の技術員である知恵者の某が専売局員と耕作者の間にたつて「耕作者の畑の煙草虫はめくらで日秀神社の御幸札の字がよめなかつたので恐れずにくい荒したものだらう。」と説明を加え、お札の靈験を肯定し、一方では耕作者の立場を擁護しておさまりがついた。

葉煙草の虫は一匹一匹捕殺し水田の「ウンカ」「ツマグロヨコバイ」は早朝種子油、石油、豊年油（除虫油ともいつて大正時代になつて鉛油に除虫菊粉末を混入したもの）を点々とおとし油が拡がるに従つて竹笪で虫を払い落す方法が取られた。これは昆蟲類の気孔を油でふさぎ窒息させる方法で現在でも行われている。

② 捕虫網による駆除と黒椿象の捕殺

苗代の害虫は捕虫網（長さ五尺位の金網張りの箱形のものを両方からもち短札形の苗代の茎葉部分を滑るように移動して網の中には入つた虫を金網ごとたき火にかざして焼殺する）で駆除した。

黒椿象（クロカメムシ）螟虫は捕獲し瓶詰にして農会や学校へ持つて行くと一匁何錢で買い上げて駆除を奨励した。明治、大正の村会や農会の予算書を見ると黒椿象買上げ補助、あるいは買上げ費など、勧業予算や農会の事業費の中に必ず見受けられる。螟虫の被害も大きかつたので枯穂抜きや稻株切りを励行せしめた。

県農事試験場においても、あらゆる害虫駆除の試験が繰返させた。その中から一・三化螟虫などの調査、試験等を紹介すると次のようなことが行われている。

一、明治42年～大正4年 秋期枯穂中螟虫存数調査

一、大正元年～大正3年 三化螟虫駆除としての稻株切斷（稻がらきり）試験

一、明治43年～昭和3年 二、三化螟虫発蛾時期調査

一、昭和3年

三化性螟虫稻株埋没試験

以上は試験の一部分に過ぎないが、虫害対策が県において行われ、その結果は役場、農会、小組合を通じて農家へ通達し励行せしめた。

黒椿象対しては大正13年に薬剤駆除試験が行われ、昭和5・6・7年には稻の移植期と黒椿象襲来との関係が誘殺効果試験、駆除剤に関する試験などが行われている。しかし民間にあっては水田稻作の駆除は捕殺、注油、陸稻などにおいて草木灰に葉煙草粉末、除虫菊粉（のみとり粉）などを混合して手で撒きちらす方法が取られた。このような状態は明治、大正と慣行され、終戦時まで続いた。

終戦後は病虫害の駆除も進み強力な薬剤が生産されるに至った。駆虫剤としてはBHC三%、DDT乳剤、マラソン、パラチオン乳剤があり、病虫害駆除にボルドー、ダイセン、ミクロチン石灰、モンゼットなど多種多様の農薬が普及し病虫害の早期発見、適期撒布によって効果をあげ往年の如き被害の状況はなくなつたと言える。

これに併行して農業技術の進歩発展を來し農機具なども改善せられ高度の機材と技術が出現し天災地変などの不可抗力的自然現象による被災がない限り病虫害による被災は僅少にとどまり年々増収の方向を示している。

○稻株切り秋期稻刈取り後「稻がらきり」が励行された。これは螟虫の幼虫が稻株の中で越冬するので、稻株を切断すると幼虫も切断されるので、この方法がとられ大正元年の三化螟虫駆除稻株切断試験が螟虫の駆除試験である。

○発生期回避 明治 年から行われた二・三化螟虫発蛾時期調査があるが、この結果発生時期を避けて本県においては苗代播種期を六月一日以降とした。上場と下場（寒冷地と温暖地帯）とは多少の違いはあるが、大体において下場の水田地帯は六月一日以降とされた理由である。現在においても六月一日を中心にして播種するのが慣行となつている。

③ 害虫の種類

二化螟虫、三化螟虫、ダイ螟虫、ツマグロヨコバイ、ヒメトビウンカ、セジロウンカ、トビイロウンカ、黒椿象、カラバエ、ハモグリバエ、ヒメハモグリバエ、ドロオイムシ、ツトムシ、アオムシ、タテハマキ、アワヨトウ、キリウジ、心枯線虫（出穂期）などがいる。

④ 駆除薬剤

BHC、DDT、パラチオン、メチルパラチオン、EPN、ダイアジノン、デツプ（DEP）、バイジェット（MPP）、エルサンパブチオン（PAP）、スミチオング（MEP）、メカルバム（ペスタン）マラソン、サンサイド（PHC）、ナック（NAC）（デナボン）ホップサイド（CPMC）以上のような農薬があるが終戦後につくられたもので陸稻や注油の出来ない状況の天水田などにおいても使用可能で駆除が簡単に出来る事になった。

⑤ 水稻航空防除（昭和38～41年）

終戦後農薬の発達によって農作物の病虫害防除は個人より共同防除へと進み近年に至っては航空防除が行われるようになつた。

町内においても浜之市海岸線の干拓地の広域集団地域や日当山東郷地区において行なっている。その実施状況は下の通りとなつてゐる。

⑥ 農薬の使用状況（昭和四十一年）

農薬の使用は病虫害の発生状況によって使用度合いが上昇することは必要であるが、近年においては発生駆除適期を捉えて適宜予防的防除が、農家において行われるようになつた。

これは農薬の生産と普及が順調な歩みを見せていることによるものと言える。

次に年次別の農薬別使用状況を見ることとする。多く使われている農薬はBHC三%粉剤、マラソン粉乳剤、SB粉剤、バイジェット乳剤、デブソン粉剤などである。販売者の農協や薬店の薬剤選択にもよると考えられる。

⑦ 除草の推移（農具より農薬へ）

昭和41年度における隼人町内の農薬使用状況

(単位ha)				
水銀乳剤	水銀粉剤	モンケイM粉剤	BHC 3%粉剤	DDT乳剤
120.0	80	800	728.0	34.4

DDT粉剤	マラソン乳剤	マラソン粉剤	EPN乳剤	SB粉剤
10.0	2,320	1,840	300.0	1,300.0

バイジェット乳剤	バイジェット粉剤	デブソン粉剤	デブテレックス乳剤	DM粉剤
240.0	—	250.0	—	—

水稻航空防除の実績

（昭和38年～41年）

区分年次	水田面積	実施可能面積	散布面積	延面積	事業費
昭和38年	ha 944	ha 400	ha 185.2	ha 185.2	千円 641.96
39	944	400	110.0	220.0	880.15
40	944	400	200.0	400.0	157.04
41	944	400	314.6	614.6	2,702.0

昭和38年の実績によると10アール(一反)当たり348円～350円

全39年 " (反当) 約400円
全40年 " (反当) 約390円～400円
全41年 " (反当) 約440円

S41年度においては薬剤の値上がりが含まれていると推察される。

農作物の作付後ににおける除草作業は古来から手取り農機具による中耕を兼ねた除草が行われ農業の発達に従つて諸種の除草中耕具などが考案された。その主なるものは古来から、鋤、鍬が主なるものであつた。その他地方によつて、適地適作の農作物に適合した農具類が考案されたが急速なる進歩はなかつたようである。

明治の革新期を迎へ、西歐文化の輸入と共に文物は大いに発達したが、農具類は比較的に進展せず、除草中耕などは鋤、鍬の域を脱していかつた。明治の勧業政策の進むにつれ水田耕作などが進展して來たので雁爪（がんづめ）田搔き田車と除草中耕兼用の農具が出現して來た。

鹿児島県においては中耕除草に関する農具の試験研究が行なわれているが栽培農具の中耕除草に関する次のような件がある。

大正十三年 水田中耕除草機比較試験

昭和四年

右
同

昭和四年 水田中耕除草法に関する試験

昭和二十一年 今村式人力用万能耕作機性能試験

昭和七年 水田中耕耘草機に関する試験

右の年次を見るとやや遅れた感があるが、これは試験施行の年次に実質的にはこれ以前の使用がなされたことは事実である。水田除草について人力から畜力に進歩したことが僅かに発展の段階を示すものと言えよう。終戦後しばらく明治、大正の状況を踏襲し現在においても田車や雁爪除草、中耕が行われているが、戦後の平和産業の発達と共に薬剤による除草法が考えられ水田、畑作、造林等にも施用されるに至った。

○水稻移植栽培　畑苗代の場合播種後土壤処理による除草としてPCP水溶剤、CAT(シマジン)が用いられ生育初期雑草処理にDCPA(スタム)乳剤、DCPA・CHCH(グラサイド)乳剤処理がある。水苗代の場合は一年生雑草を対象にした生育期雑草処理の場合DCPA乳剤、DCPA、CHCH尿剤の撒布がある。

本田の場合において田植前の土壤処理、分けつ初・中期雑草処理、分けつ中・後期雑草処理があり多年生雑草処理があり多年生雑草を対象にする場合田植土壤処理、分けつ初・中期雑草処理兼土壤処理、水稻刈取後雑草処理などの方法がとられている。田植え後の土壤処理については二種類有効成分が一種類のものや混合剤による二種類以上の有効剤がある。

单剤の場合 P C P 粒剤、 M C P C A (マビカ) N I P (ニップ) C N P (エムオ) D B M (カソロン水和剤) など多様の薬剤が

使用されている。

○混合剤においてはPCP、アルMCP（バムコン）PCP、MCPB（マノック）PCP、MCPP（クロス）などの粒剤多種の除草剤がある。

その外殺虫剤との混合剤や肥料その混合剤など日を追つて農薬は進歩の度を高めつつある。これらの除草剤も適宜の処理を行うことによって効果をあげ近年植付後の除草作業などの省力に大いに役立っている。

今後は農薬の発達によつて水稻直播栽培は勿論のこと畑作、特用作物などにおいても技術発達によつて農作物の化学的処理栽培の方向へ農耕が指向されつあるので農業經營の上に一大改革をもたらし構造改善事業と相まって經營規模の拡大や生産性の向上を来すことは程遠くない現象と言える。現在農薬使用による公害問題も大きくとりあげられていることにも注目する必要がある。

20、小作農の發生

封建時代の幕府、藩、外城の財政は農業生産に財源を置いた。當時商工業の進歩は遅々たるもので手工業の域を脱していなかつた。藩政時代門割制度があつて各村（現在の大字）毎に高調帳と言う検地名寄帳があつて、これに門名、名子数、門人員（男女別、大人子供）門高が記るされている。

門の名頭以下名子が、この門高に従属し貢租（税金）は物納で藩庁の倉庫に納め、門高に依つて藩庁に賦役に服する事になつている。この高調帳（高掛帳）に載つてゐるのが本百姓であつて、高調帳に記載されていない農業人口は家人（或は下人）下作人などと言つてゐた。この下作人が純粹の小作人であつたと言えよう。多くは郷士の家付の農夫で郷士の持高の田畠の農耕に従事し代償として郷士の持高、知行高、抱地の一部分を耕作して生計の資としていた。抱地についての珍らしい碑文がある。国分市重久の本田与左エ門、慶應四年三月のもので、寛延二年の抱地由緒から記録されている。「阿多どん、本田どんによばいはできぬ、門は二重……」と歌われてゐる。

この様な状況であつたが、郷士の知行高、百姓の門高から見ると殆ど自作農の存在は僅かにあつたと考えられる。鹿経大原口虎雄教授によると、古くから小作農があつたにしても極めて僅かで明治十年頃七%位であつたとされている。

明治二十一年鹿児島県の農事調査によると明治二十年頃は自作兼小作農が五四%に増加している。明治新政府になつて藩政時代の

諸制度が大きく変転して一大改革が行われた。土地制度、貢租様式も大きく変った。

明治三年八月に鹿児島士より諸郷へ掛持の抱地高をすべて其の郷々の士族（郷士）に売渡すべき旨仰渡され、その後抱地名目は郷士の自作地とすることになった。このため鹿児島士は窮乏した者も多かつたが諸郷郷士は抱地が自作地となつたので明治、大正、昭和にわたつて地主階級としての地位に移行することになった。

版籍奉還後の明治新政府の政策として明治六年十二月田畠の売買譲渡を自由にし地租改正令を公布した。明治十二年地租改正によつて門高である田、畠（土地）が自己の所有であることがはつきりとして來たが、明治十七年地券が交附されていよいよはつきりして來た。門高に縛りつけられて農奴的存在であつた百姓（農民）にも新政府の影響が一般民衆と共に及んで來たことがわかる。

この改正で貢租の物納制（米を納めていた）から金納制にしたこと、税率を全国的に一定したことであつた。これ以前は各藩によつて年貢には差違があり政府はそのまま引きついだので統一する必要もあつた。

この金納制は政府の財政を確立することが主眼であつた。このことは土地制度の中で述べたので省略するが、改正による要点は次のようなことであつた。土地売買や課税については土地永代売渡証の文面を見ると解説出来る。

① 地租改正の内容

(イ) 従来の収穫高標準とした。

(ロ) 税率を全国一律に三パーセントとした。（明治十年に二・五%に減す）

と表示されている。大豆の収穫高が示され、面積が五間と三十二間、四畝壹歩と示されている。

(ハ) 課税対象を耕作者から地主に改めた。
(ニ) 従来の石高を廃して、耕地面積を反別とした。

(ホ) 物納から金納に改めた。

明治十二年卯四月三日附の永代売渡証を見ると

大豆の石数が収穫高で、これが石高で地価を示しているものと思われる。

(ヘ) 税率の引下げ

明治十八年の地所売渡証によると、

上畠五間半四畝壹歩

大豆壹石五升三合

地価五百三拾貫文

価金參拾六円九拾七錢

地租金 九拾貳錢四厘

とある。明治十年に税率が一・五パーセントに引下げられたことが右の地価金と地租金の割合から見てわかる。

九二四厘・三六円九七〇厘 ○・〇一五（二分五厘）

② 金納制の影響

貢租が物納（米石）から金納に変り政府は財政の確保が出来て安安した財政々策が出来たが、一方農民は金納に変わったとによつて商人との取引きが始まり商人の中間搾取が今までの貢租の上に加わる事になつた。更に土地の自由売買が出来る様になつた結果明治十年頃から以降土地の売買が行われ貧富の差が増大し地主と小作人の階級が生じて來た。農民は地租金納が重荷となつた。

また地券が発行されると、この裏に「日本人民ノ此券ヲ有スルモノハ其ノ土地ヲ適意ニ所有シ又ハ土地ヲ所有シ得ヘキ権利アル者ニ売買譲渡質入スルコトヲ得ヘシ」と書かれている通り土地の移動が自由になつたことも手伝つて農民の手から土地が地主や高利貸などへ移動した。

毎年豊年祭や雨乞い神社祭例等には大鼓踊や棒踊り、村芝居等が在方（ザイ）で行われ、この費用は麓の郷士であつた旦那方から貸付けられ、この返済のために土地が質入れの形となり農地は旦那方の所有に帰した。耕作は売渡し人や質入れ人である百姓が統けて小作人として地主に上納米を収めることになり地主と小作人との関係が増加して來た。

③ 貨幣経済と農民

一方郷士階級や商人は金銭に通じていたので農民に金を貸し高利をむさぼつた。

浜之市の商人森某が松永村の百姓次郎兵衛に金を貸し師走に金利計算を行つたところ普通ならば一・五が五だが、お前の利息は大負けにして一・五が拾五でよろしいと算盤をはじいて計算したところ百姓次郎兵衛は三拝九拝したとのことである。この様に金銭と計算に百姓は縁遠かつたことを物語つている。

この様な状況下で土地を担保にし売買し土地は農民の手から郷士や商人、高利貸しへ所有権が移転して領主と農民の関係から地主と小作人の関係へ發展して行つた。

(4) 明治の不況時代

明治十五、十六、十七年の頃は不況時代となり米一升が三銭三厘、四銭二厘の価格で農産物の価格は低落した。（清水村史による）鹿経大原口教授の調査によると米一升八銭と書かれている地租改正後の米価一升当りを国分郷土史によつて見ると次の通りである。木

（地租改正後の米価一升当り）

年 次	木佐木正雄（清水）	原口虎雄（鹿児島）
明治十三年	○銭○厘	一三銭八厘
十四年	○・○厘	一一・〇
十五年	五・五	一〇・〇
十六年	三・三	八・〇
十七年	四・二	大イニ低落
十八年	五・五	上昇シテ七・八銭
十九年	四・四	六銭一五銭
二十年	三・五	—

佐木正雄氏の米価は地相場で清水村の一升当りの価格で原口虎雄教授の米価は恐らく鹿児島相場ではないかと考えられる。上の図表の通り米価の低落は農民にとっては大打撃であり農家の経済は不振となつた。

昭和三年の隼人町の職業別戸数人員調査により自小作の状態を見ると次の通りである。

計	自 作		三八七戸
	小 作	自作兼小作	
一、九七七人	六三五戸	九五五戸	三、七〇六人
六、三四八人	一、二六九人	一、三七三人	女男二一、七〇五人

この表から見ると自作に比し小作戸数が約倍近くもあり自作兼小作の戸数が最多多い。小作戸数は全農家戸数は全農家戸数の三〇%位となつてゐる。これ等の農

昭和三年町内自小作別農地

計	自 小 作 别		地 目
	自 作 地	小 作 地	
六四〇町四反	二五九町四反	田	地
三八一町〇反	三三三町八反	畠	目
五一五町八反	五八二町二反		
一、一五六町二反	五七四町〇反		

右の表から見ると水田面積の六〇%、畠地の三八%が小作地で耕地の総面積一、一五六町歩

佐木正雄氏の米価は地相場で清水村の一升当りの価格で原口虎雄教授の米価は恐らく鹿児島相場ではないかと考えられる。

土地の出入りと地価（昭和三年）

計	田		地 価	地 価
	山 林	宅 地		
二四五町五反	二五町六反	五一町二反	二八町六反	二八町六反
一一七町一反	—	—	一町七反	一町七反
—	—	三九町二反	—	—
—	—	—	—	—

の約五割が小作地である。

藩政時代から明治初年の門高当時は極めて僅かであった小作地が昭和初年になると隼人町においても増加し藩政時代には領主（殿様）と農民の関係が地主と小作人の関係に変り支配者が入れ替つたことになり農民の経済的・社会的立場は依然として変らない状態であることがわかる。

⑤ 大政翼賛会県支部と組合運動

昭和十六年（一九四一）日支事変も長期戦の様相を呈して来ると政府（軍）の命によつて大政翼賛会が結成され各町村毎に大政翼賛会の機構が急速に組織された。組合員や労農党员や思想的評論家等も非国民の烙印を押され要注意人物として監視・投獄等の災厄に会つた。

畑の面積 (昭和26.2.1)(単位町)

町 村	総 数	普 通 畑	切替焼畑	不耕作畑
日 当 山	444.0	430.0	6.3	7.7
隼 人	312.0	304.5	4.3	3.1

町 村	総面積	宅 地	採草地	放牧地	其の他の水田用畠地
日 当 山	804.0	44.3	28.4	—	7.7
隼 人	99.4	95.9	11.7	—	3.5

果樹園、茶園、桑園面積

隼 人 4.5町

日当山 14.9町

昭和26年主要農産物面積と収穫高

(隼人町)

品 名	作付面積	収 穫 高	反 収	金 額
総 数	686町	0,865石	0,865石	
水 稲	656	58.30	0.987	
陸 稲	30	107	0.354	
甘 蕎	16.2	608	375	
大 麦	—	—	—	
小 麦	223.0	3,173	982	
裸 麦	295	1,881	896	
馬鈴薯	12.7	26,297貫	286貫	
菜 種	12.0	72.0	6,000斗	576,000円

(日当山村)

品 名	作付面積	収 穫 高	反 収	金 額
総 数	372町	3,908石	1,050石	
水 稲	274	3,564	1,305	
陸 稲	98	344	0.354	
甘 蕎	13.9	521	375	
大 麦	7.0	76	1,086	
小 麦	323.0	3,173	982	
裸 麦	295.0	3,237	1,097	
馬鈴薯	11.9	30,621	257貫	
なたね	85.0	1,360.0	16,00斗	10,880,000円

農地面積

(昭和20年11月30日)(単位町)

町 村	総 数	自作地	小作地	買 収 面	売 渡 面
日当山	633.8	411.0	222.8	171.1	172.2
隼 人	680.4	334.8	345.6	238.8	238.5

農地面積と被買収、売渡戸数

(昭和25.8.1)

町 村	総 数	自作地	小作地	被買収戸数	売渡を受けた戸数
日当山	766.0	725.2	40.8	431戸	821戸
隼人町	677.5	573.4	104.1	519	1,663
清水	725.2	626.7	98.5	569	1,235

昭和26年農用地面積

田の面積

(昭和26.2.1)(単位町)

町 村	総 数	総 数	一毛田	二毛田	三毛田	不作田
日 当 山	242.9	57.4	91.9	92.2	1.4	
隼 人	582.1	226.7	228.2	122.1	5.2	

⑥ 小 作 料

小作料は田畠とともに大体上中下の三段階に分けられ一升蒔（五〇歩）を基準にして地料が決められていた。「上納が何斗入つてゐる」と言へば一升蒔の地料（賃貸料）であつて一反歩の土地であれば一升蒔の六倍、これが、一反歩の地料である。各町村の当時の状況を調べて見ると殆どが生産量の五割以上である。普通五割五歩、六割という所もある。藩政時代から七公三民と言われ貢租が生産量の七割で農民に残るのは三割ということである。小作地の上納（地料）も藩政時代の様式を踏襲して決められたものと考えられる。

上納米という言葉にしても地料の五割五分、納期の正月二十五日までとされたことや玄米の現物納めであつた事も藩政時代そのままでの様式である。やはり此處にも領主と百姓、地主と小作人の関係を見ることが出来る。

明治、大正と時代が變るに従つて農村の人口も増加し耕作反別も減少となり耕地不足の状況となつた。このような状況となるに従つて小作地の競合が始まり小作料の値上がりを見る傾向が増して來た。煙草耕作の適地や浜之市方面の大根作適地等は必然的に小作料の値上がりを來すこともなつた。

昭和二年頃の調査で宮内校区の場合、所得反当標準を見ると地主六割、小作人四割程度となつてゐる。

(1) 昭和初年の隼人町の地主と小作人の所得割合

次の表は隼人町の郷土史料に出てゐるものであるが、小作人と地主の所得、収支を見ると大まかではあるが、上納（小作料）が現物納めであることや生産高に対する小作料の割合等もよくわかる。

「新田二毛作反当り地主と小作人の所得」

（稻・麦・青刈大豆の場合）

△小作人の所得

一、玄米二石八斗八升（一升三〇錢）

八六円四〇錢

一、副収入五円五〇錢

○地主の所得

一、上納米二石〇〇斗（一升三〇錢）

六〇円〇〇錢

一、麦（小麦）三三円八〇銭

合計収得高一二五円七〇銭

△小作人の支出

一、種子肥料代 二五円四三銭

二、小作料 六〇円〇〇銭

三、其他雜費 五円八〇銭

合計支出 九一円二三銭

収支差引小作人所得 三四円四七銭

右の収支表は大正末期から昭和初年の富隈校区における調査の概況で「本表には小作人の労賃は算入なし」と調査要項の中にある。この表に現われている生産量一、八八石に対し小作料の二、〇〇石は六九%強、約七割の小作料となつてゐる。更に旧湿田一毛作反当たり地主、小作人の所得収支差引残の状態と小作料を見ると、

旧湿田一毛作一反歩に対する地主、小作人の所得

△小作人の所得

一、玄米二石〇五升 六一円五〇銭

一、副収入 三円五〇銭

合計 六五円〇〇銭

△地主の所得

上納米一石二斗 三六円〇〇銭

△小作人の支出

種子、肥料代

九円〇〇銭

其他雜費

二円八〇銭

小作料（一石二斗）

三六円〇〇銭

支出計

四七円八〇銭

収支差引

一七円二〇銭

○地主の支出

一、田地租及附加税四円六八銭

用水費其の他 二円五〇銭

計 一一円七〇銭

収支差引地主所得 四八円三〇銭

右の収支表に依つて生産量と小作料との比較を見ても生産量玄米二石〇五升に対して上納米一石二斗で生産量の五八%が上納米として地主に納められている。この収支計算の中においても小作人の労働力（労賃）の評価は認められていないことがわかる。収支差引一七円二〇銭が小作農家の生活費、労賃等に当ることになる。旧隼人町における小作料は五割五分以上七割程度であったことがわかる。

畑作においては大根、煙草を主作とする場合反当小作料は大体玄米一石（三〇円）で畑作の場合の収支は小作人に有利であった。

小浜校区においては「大体数字に表わせば地主三分の一、小作人三分の一の所得割合であった」と記るしている。

収支表の中から小作人収入二三円一〇銭、地主収入五二円五〇銭、計七五円六〇銭、これが反当生産量で当時玄米一升三〇銭であったから反当収穫量は二石五斗位である。地主の収入五一円五〇銭は小作上納米で玄米換算すれば一石四斗強となつてゐる。二石五斗の生産量に小作料一石四斗は五六%位である。約五割六分の小作料ということになる。

「百姓と胡摩の油は絞れば絞る程出る」という封建時代の流れが、明治、大正、昭和の中頃までつづき大東亜戦争中から終戦後の混亂の中にあつても地主に變る軍、官の威力によつて根こそぎ供出させられた頃まで続いたのである。

以上に述べた様に何れにしても小作料の高かつた事は県下を通じて同様であつた。国分郷土史の中に旧清水村台明寺の米丸次郎吉は「その頃は小作料は一升蒔（五〇歩、二アール弱）に玄米が上田に三斗、中田二斗五升、下田一斗五升が平均だつた。不作の時など小作料を減らして貰えなかつた。小作料が、全収穫高の半分を越える様になつては殿様の時の上納の方が安かつた」と語つている。

国分市の田村金次郎は次の様に語つている。「小作人は上田一升蒔（五十歩）に玄米六斗位の収入があり、小作料として三斗を納入していた。（中略）敷根や国分籠の旦那に小作料を納めていた。残りの米は現金に換えるため売りに出しアワや芋が主食だつた。これは旧国分町や清水村の小作人の状態であつた。隼人町内においても同様の状況であつたと言える。」

松永平隈の川崎栄喜は当時の小作人の模様を次の様に話して居る。一升蒔に玄米五斗位の生産高に対して二斗五升から三斗の上納は辛かつた。小作人の通例として金肥は使はず生産量も低下し、たとえ病虫害が発生した場合豊年油・葉・煙草の粉・木灰で駆除しても効果はあがらず不作の年でも地主は小作料は軽減してくれなかつた。このため小作人の娘は下女奉公や紡績に出稼に行き息子は下男（でかん）奉公に地主の家へやられた。地主は大部分が重久の旧郷士であつた旦那や肥料商人や浜之市の森、山内といった人達や

松永の小地主であつた。

正月の二十五日までに、上納を納めると耕作面積のすくない純小作人は三・四月頃になると米を借りて食いつなぐ困窮ぶりであつた。

見次村米永藤藏の話によると、上田で一升蒔（五〇歩）に三斗から三斗五升、中田で二斗五斗から三斗、下田で二斗から二斗五升の小作料で天降川の氾濫で収穫がない時でも小作料は仲々減じてくれなかつた。上納を納めたあとは砂糖や魚、漬物等と物々交換したりするのに充て盆・正月や家の普請や葬式の時以外は米の飯は食えなかつた。さつま芋と栗、米の混炊で小作人の飯は「ふの悪い唐芋は米を背負ちや居らぬ」といつた程粗食で農民の生活は貧困だつた。「小作料がも少し低ければ」と近辺の小作人は茶のみ話等にはしたが、どうする事も出来なかつた。小作料が高いなどと話した事が地主の耳にはいると小作地は取あげられたので泣寝入りする以外にはなかつた。

小作人階級の窮迫した状況がわかるし、重庄の元凶は小作料の高いことが原因であつた。

⑦ 小 作 問 題

藩政時代から明治初年において地主と小作人の関係は極めてすくなく農民は幕府や藩庁への貢租のため門高の田畠を耕し土地に人間が従属している所謂農奴的な存在であつた。

郷にある仮屋や村々（今の大字）にある村役所は藩庁の出先機関で管内の名主、世話人等を勤員して、税金である貢租（物納で米）を取立てる役所であつた。藩内の人民は藩主の意志によつて活殺自在であつたし、絶対的権限に服従を止むなくさせられていた。所謂領主と領民の厳しい主従関係である。この様な影響からして明治新政府発足後も地主と小作人の関係は領主と領民といった主従関係の域を温存して天災地変災厄（田の害虫）の被害があつても定められた上納米を正月二十五日までには地主に納めた。小作地は文書による契約は殆んど多くは口約束で定められ、小作人側から一升蒔何斗何升で作らしてくれと申入れて麦作からとか田（水稻）からとか、その時季に決めた。

麦作は裏作であるため小作人の権利であるとされ本田（稻作）が上納の対象として、これは上納（地料）を第一義として考えられていた。農地も地主の自由で肥培管理が悪いと地力が衰えるとか上納米が不足しているとか、選挙の時反対側についたなど種々の

理由で裏作を麦迄で土地を引上げて他の小作人に貸付る等地主の意志で自由になつた。

この様な状況で地主と小作人との契約は口約束で取きめられていたが、これに違約する様なことは殆んどなかつた。地主も小作人が天災地変その他火災病氣等の災厄に会えば小作料を延期したり減免したり、小作人を見舞つたりして道義的に主従的関係が温存されてゐたと言つて良いだらう。従つて小作争議の表面だつた争議は大正初年迄類例を見ない様である。大正初年までは藩政時代の農民と同じ様に地主に対しても無抵抗の状態であつた。

(イ) 小村新田の争議 (国分郷土史より)

明治三十四年（一九〇二）鹿児島の桐原旅館に筵旗をおし立てた農民が続々と集つた。藩政時代から農民一揆の起らない薩藩であつただけに当時の人々は驚きの目をみはつた。この三百余人の農民こそ小村新田（国分市広瀬）の耕作者の一団であつた。小村新田百十町は嘉永四年三月藩庁の経費によつて完成した干拓地であるが、如何なる関係から小作地化したのか資料がないとされる。

広瀬 中馬太郎右衛門（82才）

「小村新田は版籍奉還の時殿様が私有地に残されたものであると言つたり、地租改正後、島津家から土地の有力者を通じて地券をとり返されたとも言つてゐる。」

広瀬 有馬十左衛門（90才）

「島津家が小村新田を小作にされる時、小作料を値上げしない確約があつた。」

斯様にして殿様（藩主）から地主に転化した島津家に對して封建時代の貢租様式を継続させられたのが小村（広瀬）の小作人たちであつた。

明治二十年（一八八七）以後の状態を中馬太郎右衛門の談話によつて見ると「明治二十年頃、小村新田は耕作権の売買が行なわれていた。反当百円、明治三十年には約四百円程であつた。耕地を手放す人の理由はいろいろあつたが、特に新田の堤防水路補修には出役が多く、小作料が反当七斗（一二六立）から（一四四立）で平均反收一・五石（二七〇立）で耕作者にとつては不利であつた。一方島津家の方でも明治二十年まで二回の台風をうけて復旧費に相当費した経緯もあつた。苦渋にみちた小作人の生活は終戦時まで続いた。



隼人駅 (昭和46年)



林田バス日当山ターミナル (昭和46年)